

平成 2 7 年 第 2 回

身延町議会定例会会議録

平成 2 7 年 6 月 9 日 開会

平成 2 7 年 6 月 1 2 日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 7 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 9 日

平成27年第2回身延町議会定例会（1日目）

平成27年6月9日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例及び身延町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度身延町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第7 報告第4号 平成26年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第5号 平成26年度身延町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第6号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 議案第69号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第70号 平成27年度身延町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第71号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第72号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第73号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第74号 平成27年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第75号 平成27年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第19 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 発委第2号 身延町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第21 発委第3号 身延町議会傍聴規則の一部を改正する規則について
- 日程第22 請願第2号 請願書
- 日程第23 議員派遣の件

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	深澤	勝	2番	赤池	朗
3番	田中	一泰	4番	広島	法明
5番	柿島	良行	6番	芦澤	健拓
7番	松浦	隆	8番	福與	三郎
9番	草間	天	10番	川口	福三
11番	渡辺	文子	12番	伊藤	文雄
13番	野島	俊博	14番	河井	淳

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員(3人)

11番	渡辺	文子	12番	伊藤	文雄
13番	野島	俊博			

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町	長	望月仁司	副	町	長	望月幹也								
教	育	長	鈴木高吉	総	務	課	長	樋川信						
財	政	課	長	笠井祥一	政	策	室	長	佐野文昭					
町	民	課	長	望月由香里	税	務	課	長	村野浩人					
身	延	支	所	長	藤田政士	下	部	支	所	長	遠藤庄一			
学	校	教	育	課	長	笠井喜孝	生	涯	学	習	課	長	高野博邦	
福	祉	保	健	課	長	穂坂桂吾	子	育	て	支	援	課	長	佐野昌三
建	設	課	長	竹ノ内強	産	業	課	長	遠藤基					
土	地	対	策	課	長	佐野勇夫	観	光	課	長	柿島利巳			
環	境	下	水	道	課	長	深沢香	水	道	課	長	望月真人		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。
相互にあいさつを交わします。
ご起立願います。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまです。
平成27年第2回身延町議会定例会の開会にあたり、議員各位には定例会へのご参集に心から敬意を表す次第であります。
提案されます諸議案については、いずれも重要な内容を有するものであります。慎重なご審議ならびに円滑な議会運営にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
また昨年同様、身延町議会におきましても地球温暖化防止および省エネ対策に取り組むため10月末日までは上着、ネクタイの着用は自由とします。執行部におかれましても同様としますので、ご了承を願います。
それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、
11番 渡辺文子君
12番 伊藤文雄君
13番 野島俊博君
を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。
定例会の会期は、本日から12日までの4日間をしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12日までの4日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。
本定例会にはお手元に配布のとおり報告関係6件、条例改正案1件、補正予算案6件、人事案件3件の16案件および委員会発議案2件が提案されています。
また今定例会までに受理した請願は、お手元に配布しました請願文書表のとおりです。
本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏

名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

なお、渡辺会計管理者は病気療養中のため欠席となっております。

次に3月定例会以後の議会関係の諸行事については、お手元に配布により報告としますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで町長からのあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

皆さんおはようございます。

議長より許可をいただきましたので、開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成27年身延町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには全員のご出席をいただきました。誠にありがたく御礼を申し上げます。

私は2期目の就任から2年と7カ月が経過いたしました。依然として厳しい財政状況が続いておりますが、こんなときこそ職員の和が必要であります。

まず私ども身延町の行財政に直接影響が生ずる地方交付税について申し上げます。

このことについて、平成27年度地方財政対策における地方交付税はリーマンショック以来、地方税収の減少対策として地方交付税に上乗せされている別枠加算が地方税の増収が予想されることを理由に0.3兆円余り削減されたことなどにより、地方交付税総額は昨年度より0.1兆円少ない16.8兆円となっております。

また地方交付税の不足分を補てんする臨時財政対策債も1.1兆円減少して4.5兆円とされたため、交付税と臨時財政対策債を合計した実質的な減額は1.2兆円となっております。

このように地方交付税が減額される中、本町におきましては合併の優遇措置であった合併算定替えが終了をし27年度から交付税の縮減が始まります。総額約10億円が段階的に減額され、本年度は約1億円が減額される見込みであります。

財政状況はさらに厳しさを増しますが、町民の皆さんの福祉増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果を上げるよう経費全般について徹底した節減・合理化を図り、今後も効率的で持続的な財政運営を行っていきたいと考えております。

次に平成26年度一般会計および特別会計の決算処理についてであります。

このことにつきましては、平成26年度一般会計および特別会計の決算処理が5月末日付けで行われ、全会計において黒字決算となり、平成26年度における会計事務が良好に完結したことをご報告を申し上げます。

なお、決算の詳細につきましては9月定例議会でご説明をいたしますのでよろしくお願いを申し上げます。

次に総合戦略策定業務の状況についてであります。

総合戦略策定業務の状況につきましては、5月11日に策定委員の皆さまに委嘱状を交付させていただきました。委員は公募による委員3名と各種の業種から幅広い年代層の17名の合計20名で構成されております。今後、策定委員会の皆さんで意見を集約して5年間の総合戦略を策定していただきます。

これからの本町の活性化を担っていく計画ですので、委員の皆さんにはお骨折りをいただくこととなりますが、よろしくお願いをいたします。

また町民の皆さんから意見等を集約することを進めてまいります。アンケート調査や学生生徒の皆さんの意見等も聴取していく計画であります。

なお、町職員の意見も反映していけるよう主査以下の若手職員19名で構成するプロジェクトチームを立ち上げました。これからのまちづくりの先導役として頑張りたいと思っていますところでもございます。

次に身延町総合教育会議についてであります。

この4月から地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正をされ、総合教育会議を設けるものと規定されました。会議は町長が主催をし大綱の策定に関する会議、教育を行うための諸条件の整備、教育振興を図るための重点的に講ずべき施策、児童生徒等の生命身体にかかる緊急の場合に講ずべき措置などについて協議・調整を行うための会議と位置づけられております。

去る5月25日に第1回身延町総合教育会議を開催をし事務局から教育大綱の策定、教育振興基本計画の策定についての説明があり、大綱の策定についてはこの会議において首長と教育委員会とで協議・調整をして首長が策定することの確認と教育振興基本計画については教育委員会において本年9月を目途に策定する旨の説明がありました。今後、両計画ともこの総合教育会議において協議・調整を図って策定していくことの確認を行いました。

次に「円空・木喰展」についてであります。

山梨県立博物館開館10周年記念特別展として3月28日から5月18日まで開催された「円空・木喰展」には、これまで知られることのなかった仏像等250点が展示をされ、期間中1万2千人を超える皆さんがその微笑みに込められた思いに触れ、盛況のうちに閉じられました。

本町でも木喰の里微笑館の展示資料の貸し出し等協賛をし、文化財に触れる機会を提供するべく招待券の配布、また観覧会を実施し多くの町民の皆さんにも足を運んでいただきました。

今後も地域資源の活用と学習の場の提供を関係機関とも連携しながら取り組んでまいります。

次に公共下水道の加入状況についてであります。

公共下水道の各戸への接続については平成27年5月30日現在、中富処理区は加入戸数1,002戸で加入率が65.8%。身延処理区は加入戸数402戸で加入率49.6%。下部処理区は加入戸数54戸で加入率34.3%であります。

今後も加入率アップに向けご理解・ご協力をお願いするところであります。

次に平成27年第1回定例会以降の主な行事への参加等について申し上げます。

3月14日、土曜日、第67回山梨県消防記念日式典。

16日、月曜日、民生委員推薦会委員委嘱式。

18日の水曜日、峡南地域保健医療推進委員会。

19日の木曜日、身延町水道運営審議会。

20日、金曜日、小学校の卒業式。

24日の火曜日、西嶋保育所閉所式。同じく介護保険運営協議会。

25日、水曜日、峡南広域行政組合定例議会。

26日、町の臨時議会。同じく峡南衛生組合同定例議会。

27日の金曜日、微笑みに込められた「円空・木喰展」のオープニングセレモニー。

30日の月曜日は飯富病院定例議会。同じく峡南衛生組合同管理者引き継ぎ。

3 1日の火曜日は退職者辞令交付式。同じく峡南衛生組合年度納め式。
4月1日には役場職員の辞令交付式。同じく共和簡易郵便局開局式。
3日の金曜日、身延山大学入学式。
6日の月曜日は小学校の入学式。
7日の火曜日は中学校の入学式。
8日は高校の入学式。
1 1日の土曜日は身延町愛育会定例会の総会。
1 8日、土曜日、NHK「俳句王国がゆく」公開収録。
1 9日の日曜日は第3回台日交流イベントを沸光山・本栖寺で行いました。
2 2日の水曜日は山梨県交通安全対策会議。同じく中富町地区初区長会。
2 3日の木曜日は第9回身延山クリーン大作戦。同じく下部地区初区長会。
2 4日の金曜日にはJAふじかわ通常総代会。同じく身延地区初区長会。
2 5日の土曜日には峡南高校学校教育振興会。
2 7日の月曜日には身延町介護保険運営協議会委員委嘱式。
2 8日の火曜日、中富地区保健推進委員委嘱式。みのりの里いいとみの開所式。春の全国交通安全運動推進会議。
3 0日の木曜日、富士川改修促進期成同盟会総会。同じく身延町国民健康保険運営協議会委員委嘱式。
5月7日、木曜日、山梨県町村長会議。
8日の金曜日は県下水道協会総会。同じく身延町PTA連合会定期総会。
9日の土曜日には下部地区保健推進委員委嘱式。
1 1日の月曜日には総合計画および総合戦略策定委員委嘱式。同じく町民予算検討委員会委員委嘱式。同じく町民生児童委員協議会総会。
1 2日の火曜日、山梨県市町村総合事務組合一般廃棄物最終処分場建設工事安全祈願祭。同じく山梨県町村長会議。
1 5日の金曜日には山梨県看護大会。
1 8日の月曜日、リニア中央新幹線建設促進山梨県期成同盟会総会。
1 9日と20日には峡南衛生組合議員の研修。
2 1日、木曜日が市町村職員共済組合関東理事長会議。
2 2日の金曜日には山梨県市町村総合事務組合議会。
2 3日の土曜日には県民緑化まつり。
2 5日の月曜日には身延町総合教育会議。関東町村長トップセミナー。同じく身延山内野日総猊下の卒寿のお祝い。
2 6日の火曜日には富士山観光美化清掃活動開始奉告祭。
2 7日の水曜日には身延山観光協会定期総会。
2 8日には南部交通安全協会総会。同じく身延地区保健推進委員委嘱式。
2 9日には県下戦没者慰霊祭。
6月に入りまして6月2日の火曜日には県林業公社理事会。同じく町村会新役員知事へのあいさつ。
4日の木曜日には町の結婚相談員の委嘱式。

5日、第8回富士山世界遺産保存整備山梨県地元自治体連絡協議会。

6日は一色ホテルまつり。

以上、主なものについて報告をさせていただきました。

町では3月31日に定年退職者3名が退職をされ、4月1日付けで県から派遣の望月幹也副町長に選任書を、教育長の鈴木高吉氏に任命書をお渡ししたところであります。

両氏は町の特別職であります。これからは3人で力を合わせて町民の皆さんのために全力で頑張っていることを誓ったところであります。

同じく4月1日付けで5名の新採用者を迎え、新年度がスタートいたしました。特に今年度中には総合戦略を策定してまいらなければなりません。この総合戦略はわが町の方向性をも左右しかねない重要な案件であります。したがって策定委員の皆さんは当然ですが、町民の皆さんや町議会議員の皆さん、さらには町職員も全面協力で本町の活性化に向けて頑張っています。

私どもは自らの責任と判断で自らのまちづくりを行っていくことが求められております。町民の皆さまが住みたくなるまちづくりに職員ともども取り組んでまいりますので、町民の皆さまや議員の皆さまのご協力をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

これで町長のあいさつを終わります。

日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例及び身延町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

以上の2議案は、条例の改正案でありますので一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

議長より指名をいただきましたので、提出案件のうち条例の一部改正案件について提案理由のご説明を申し上げます。

まず報告第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

平成27年6月9日 提出

身延町長 望月仁司

処分事項

1 身延町税条例及び身延町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例であります。専決処分書について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分をする。

平成27年3月31日

身延町長 望月仁司

1. 身延町税条例及び身延町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

理由

地方税法等の一部を改正する法律、ならびに地方税法施行令等の一部を改正する政令および地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日に公布をされ、4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるが議会を招集する時間的余裕がないので専決処分したものであります。

次に報告第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成27年6月9日 提出

身延町長 望月仁司

処分事項

1. 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

専決処分書について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分をする。

平成27年3月31日

身延町長 望月仁司

1. 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

理由

地方税法等の一部を改正する法律、ならびに地方税法施行令等の一部を改正する政令および地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日に公布をされ、4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるが議会を招集する時間的余裕がないので専決処分をしたものであります。

以上でございます。

なお、詳細につきましては担当部長より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

次に報告第1号および報告第2号の詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（村野浩人君）

それでは報告第1号 身延町税条例及び身延町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

上から6行目、第2条第3号の改正につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度の施行に伴い納税義務者が納付するために用いる文書で町が作成するものに個人番号、または法人番号を付記する改正であります。

上から12行目、第23条第2項の改正につきましては、法人町民税における恒久的施設にかかる規定を法人事業税と同様に書き下す形式に改正するものであります。

上から14行目、第31条第2項の改正につきましては、法人町民税の均等割の税率区分の基準としている資本金等の額は資本金と資本準備金の合計額を下回る場合、資本金と資本準備金の合計額を課税標準とする改正であります。

下から12行目、第33条第2項の改正につきましては、所得税における外国転出時課税の創設に伴い個人住民税所得割の課税標準の計算において当該譲渡所得については、所得税法の計算の例によらないものとする改正であります。

下から9行目、第36条の2第8項の改正につきましてはマイナンバー制度の施行に伴い事務所を開設した法人の申告書に記載する必要事項に法人番号を加える改正であります。

下から8行目、第36条の3の3の改正につきましては、所得税法の改正に伴う適用条文のずれであります。

下から6行目、第48条第6項、下から4行目、第50号第3項の改正につきましては法人税法の改正に伴う適用条文のずれであります。

下から2行目、第51条第2項の改正につきましては、マイナンバー制度の施行に伴い町民税の減免を受けようとする者が提出する申告書に個人番号、または法人番号を付記する改正であります。

6ページをお開きください。

上から5行目、第57条および第59条の改正につきましては地方税法改正に伴う適用条文のずれであります。

上から6行目、第63条の2、上から11行目、第63条の3、上から14行目、第71条第1項、上から17行目、第74条および第74条の2の改正につきましては、マイナンバー制度の施行に伴い固定資産税の規定の適用を受けようとする者が提出する申し出および申告書に個人番号、または法人番号を付記する改正であります。

下から17行目、第89条の改正につきましては、マイナンバー制度の施行に伴い軽自動車の減免申請を受けようとする者が提出する申請書に個人番号、または法人番号を付記する改正であります。

下から11行目、第90条の改正につきましては身体障害等により軽自動車税の減免を受けようとする者が提出する申請書の提出期限を納期限まで延長し、マイナンバー制度の施行に伴い、その申請書に個人番号を付記する改正であります。

下から8行目、第149条第1号の改正につきましては、鉱泉浴場を営業しようとする者が提出しなければならない申告書に、マイナンバー制度の施行に伴い個人番号または法人番号を記載する改正であります。

下から3行目、附則第4条の改正につきましては、地方税法改正に伴う適用条文のずれであります。

下から2行目、附則第7条の3の2の改正につきましては、個人住民税における住宅ローン制度の適用期限を延長する改正であります。

7ページをお開きください。

1行目、附則第9条の改正につきましては、個人の町民税において寄附金控除を受けようとする者は申告書の提出に代えて寄附先の地方公共団体の長に対し、寄附者の賦課期日現在の住

所地の市町村長に寄附金控除額の控除に関する事項を記載した署名を送付することを求めることができる改正であり、申告特例の求めを受けた市町村長はその求めを行った者に対し、その旨の通知、その他必要な措置を講ずることとする改正であります。

下から6行目、第9条の2の改正につきましては、寄附金控除に関する申告特例通知書が送付された場合には、控除すべき額を所得割の額から控除しなくてはならないとする改正であります。

8ページをお開きください。

1行目、附則第10条の2第1項の改正につきましては、わがまち特例による汚水または廃液の処理施設に対する固定資産税の減額割合の改正および地方税法の改正に伴う適用条文のずれと高齢者の住居の安定に関する法律に規定する新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に対して講じる固定資産税の減額措置を加える改正であります。

上から6行目、附則第10条の3等の改正につきましては、新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、マイナンバー制度の施行に伴い個人番号または法人番号を付記する規定の改正であります。

上から11行目および13行目、附則第11条および附則第11条の2の改正につきましては、固定資産税の課税標準額について3年に一度の評価替え時に見直されることとされていますが地価が下落し固定資産の課税上、著しく均衡を失すると町長が認めた場合には課税標準額を修正することができることとされており、その措置を継続する改正であります。

下から14行目、附則第12条および附則第13条の改正につきましては、土地等に対して課する固定資産税の特例として負担調整措置を継続する改正であります。

下から12行目、附則第15条第1項の改正につきましては、特別土地保有税の算定に必要な固定資産税の特例および不動産取得税の課税標準の特例が延長されたことに伴い、延長する改正であります。

下から9行目、附則第16条の改正につきましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した新車の軽四輪等で一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例として減額措置を規定する改正であります。

9ページをお開きください。

下から12行目、附則第16条の2の改正につきましては3級品とされていた紙巻たばこについては、通常の紙巻たばこにかかる国・地方のたばこ税より税額を低くする特例措置が講じられていましたが、この特例措置を廃止する改正であります。

下から7行目、附則第16条の改正につきましては、地方税の改正による適用条文のずれと各項を1項ずつ下げて第1項に車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過する軽自動車税について、改正後の標準税率のおおむね20%の重課となる税率を適用する改正であります。

10ページをお開きください。

上から9行目、附則第1条第2号の改正につきましては、平成26年度改正法により平成27年度から税率の引き上げを適用することとされていた二輪車の施行日を見直し、平成28年度から適用するとする改正であります。

下から9行目、附則第1条では本改正条例の施行期日について明記しております。

11ページをお開きください。

上から12行目、第2条、町民税に関する経過措置につきましては、本改正条例の施行日の前に適用された分については、改正前の条例適用となることを明記しております。

12ページをお開きください。

上から6行目、第3条、固定資産税に関する経過措置につきましては、本改正条例の施行日の前に適用された分については、改正前の条例適用となることを明記しております。

下から9行目、第4条、軽自動車税に関する経過措置につきましては、本改正条例の規定日の前に適用されたものについては、改正前の条例適用となることを明記しております。

下から2行目、第5条、町たばこ税に関する経過措置につきましては、この改正が平成28年4月1日から実施されますが、激変緩和の観点から4段階の経過措置が講じられたことと税率の引き上げの前に旧税率によって課税された紙巻たばこ3級品を所持する卸売り販売業者、または小売販売業者については、貯蔵場所または営業所の所在する市町村に納税する税率は各引き上げ日における引き上げ額に相当する額となることを明記しております。

18ページをお開きください。

下から3行目、第6条、入湯税に関する経過措置につきましては、本改正条例の施行日前に報告をしたものについては改正前の条例適用となることを明記しております。

続きまして報告第2号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

23ページをお開きください。

上から4行目、第2条第2項の改正につきましては、国保税の基準課税額にかかる課税限度額を現行の「51万円」から「52万円」に、後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を現行の「16万円」から「17万円」に、介護納付金課税額にかかる課税限度額を現行の「14万円」から「16万円」にそれぞれ引き上げる改正であります。

上から7行目、第23条の改正につきましては第2条の改正同様、課税限度額の引き上げの改正であり、軽減判定所得の見直しとして5割軽減、2割軽減の対象となる所得の基準について、5割の軽減の対象となる世帯の所得を現行の「24万5千円」から「26万円」に、2割の軽減の対象となる世帯の所得を「45万円」から「47万円」に引き上げる改正であります。

上から12行目、附則の1では施行日について明記しております。

上から14行目、附則の2では本改正条例の施行日前の国保税については改正前の条例適用となることを明記しております。

下から11行目、取得の3では平成25年の税条例16号について改正した条例の附則第1条について施行期日の改正を明記しております。

以上で報告第1号および第2号の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度身延町一般会計補正予算（第1号））

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、専決処分の承認をお願いする案件について提案理由のご説明を申し上げます。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告をし承認を求めるものであります。

平成27年6月9日 提出

身延町長 望月仁司

処分事項

1.平成27年度身延町一般会計補正予算（第1号）であります。

専決処分書について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分をする。

平成27年5月7日

身延町長 望月仁司

処分事項

1.平成27年度身延町一般会計補正予算（第1号）

理由

農林水産業施設災害復旧事業に係る林道富士見山線測量設計および地質調査業務委託を実施するため、補正予算の必要が生じたので専決処分をしたものであります。

以上でございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますのでよろしくご審議の上ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

次に報告第3号の詳細説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

報告第3号 専決処分書（平成27年度身延町一般会計補正予算（第1号））について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入であります。19款1項1目の繰越金に1,284万2千円を計上いたしました。前年度からの繰越金であります。

7ページをご覧ください。

歳出であります。11款1項3目林業施設災害復旧費、13節に1,284万2千円を計上いたしました。これは林道富士見山線災害復旧工事箇所が4月19日崩落したため測量業務、地質調査業務および設計業務の業務委託にかかる経費を増額するものであります。

以上、報告第3号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第7 報告第4号 平成26年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第8 報告第5号 平成26年度身延町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第9 報告第6号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

以上の3議案は報告案でありますので、一括して議題とします。

本案について、町長から報告を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、繰越明許費繰越計算書について提案理由のご説明を申し上げます。

まず報告第4号 平成26年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告をするものであります。

平成27年6月9日 提出

身延町長 望月仁司

次に報告第5号 平成26年度身延町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度身延町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告をする。

平成27年6月9日 提出

身延町長 望月仁司

次に報告第6号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については、次のとおり報告をするものであります。

平成27年6月9日 提出

身延町長 望月仁司

以上であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますのでよろしくご審議の上ご議決くださいようお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

次に報告第4号の詳細説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

報告第4号 平成26年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について詳細説明をさせていただきます。

この件につきましては、平成26年第3回臨時会および平成27年第1回定例会におきまして繰越明許費の議決をいただいているものであります。

1ページをお開きください。

2款1項総務管理費の地域住民生活緊急支援事業1億8,028万2千円を繰り越しいたし

ました。財源内訳は7,500万円が既収入特定財源で、地域住民生活等緊急支援のための交付金であります。

未収入特定財源は国・県支出金661万4千円のうち32万7千円が地域住民生活等緊急支援のための交付金628万7千円が県補助金であります。8,650万円がプレミアム付き商品券販売収入で残り1,216万8千円が一般財源であります。

3款1項社会福祉費の介護保険特別会計繰出金114万5千円を繰り越しいたしました。全額が一般財源であります。

6款1項農業費の農業施設復旧支援対策事業4,431万8千円を繰り越しいたしました。3,446万7千円が県補助金、985万1千円が一般財源であります。

県営中山間地域総合整備事業負担金1,140万円を繰り越しいたしました。1,080万円が合併特例事業債で残り60万円が一般財源であります。

8款2項道路橋梁費の橋梁修繕事業985万6千円を繰り越しいたしました。613万6千円が社会資本整備総合交付金、310万円が過疎対策事業債で残り62万円が一般財源であります。

11款1項農林水産業施設災害復旧費と林業施設災害復旧事業1,600万3千円を繰り越しいたしました。749万7千円が国庫補助金、550万円が林業施設災害復旧事業債で残り300万6千円が一般財源であります。

翌年度繰越額合計は2億6,300万4千円で既収入特定財源が7,500万円。未収入特定財源の内訳は国・県支出金5,471万4千円。地方債1,940万円。その他8,650万円であります。

以上、報告第4号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に報告第5号の詳細説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

報告第5号 平成26年度身延町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について説明をいたします。

1ページをご覧ください。

1款1項総務管理費の介護保険システム改修事業228万9千円を繰り越しいたしました。うち114万4千円が国庫補助金で、残り114万5千円が一般会計からの繰入金です。説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に報告第6号の詳細説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（望月真人君）

それでは報告第6号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について詳細説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

1款水道維持費、1項簡易水道管理費、水道管移設補償工事、翌年度繰越額400万円につきましては県営中山間事業、市之瀬地内農道第7号改良工事に伴う配水管移設補償工事でござ

いまして本体工事が翌年度に繰り越しになるためでございます。

財源内訳といたしまして県、山梨県からの受託工事負担金が250万円。一般財源が150万円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第10 議案第69号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、身延町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第69号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町介護保険条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成27年6月9日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由を申し上げます。

介護保険法施行令および介護保険の国保負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布および施行をされたことに伴い、身延町介護保険条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上でございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますのでよろしくご審議の上ご議決くださいようお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

次に議案第69号の詳細説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

議案第69号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

本年度から始まりました第6期介護保険事業計画期間中の第1号被保険者保険料につきましては、本年3月の定例会に介護保険条例の一部を改正する条例を提案し、議会の議決をいただいたところです。その際、若干補足的に説明をさせていただきましたが、国では昨年度介護保険法を改正し、本年4月から公費を投入して低所得者の保険料について軽減強化を図ることといたしました。この法改正を受けて介護保険法施行令等の一部改正が行われ、軽減対象者や軽減幅等の基準を規定した政令が本年4月10日に公布・施行され、平成27年4月1日から適用されることとなったところです。

それでは議案書裏面をご覧ください。

改正の内容は現行の条例第2条に、新たに軽減対象者や軽減後の保険料額等を規定した第2項を追加するというものです。現行第2条は先の3月定例会で議決していただいたとおり第

1号から第9号まで9つの所得段階に応じてそれぞれの保険料額を規定しています。今回新たに追加する第2項において、前項第1号に掲げる第1号被保険者と表現していますが、9つの所得段階のうち最も低い所得段階に属する被保険者を軽減対象とし、その者に関わる平成27年度から平成29年度までの各年度の保険料額は軽減前においては3万5,250円としていたところですが、改正政令に定める軽減幅の最大値、具体的には基準額の5%ですが、この5%に当たる3,530円を軽減し、軽減後の保険料額を3万1,720円とするものです。

なお、この軽減措置は附則第2項の規定により本年4月以降に賦課される保険料から適用することといたします。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

福祉保健課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

先ほど休憩前の議案第69号に関わりまして、私の説明の中で言葉足らずのところがありました。現行の保険料額3万5,250円を3,530円軽減をし3万1,720円。3万5,250円を3万1,720円とするということで3,530円を軽減しますと申し上げました。この3,530円は、本町の保険料額の基準額であります7万500円に対して5%にあたる数字であります。基準額の7万500円の5%を軽減するというものであります。言葉足らずで申し訳ありませんでした。

以上で説明を終わります。

○議長（河井淳君）

続きまして、町長からも発言の申し出があります。許可いたします。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

誠に申し訳ございません。

先ほど私が行政報告の中で申し上げました公共下水道の加入状況の数字を間違っ報告をさせてしまいました。下部処理区の加入戸数54戸、これはいいんですけども加入率が37.8%のところを34.3%と報告してしまいました。37.8%でございます。訂正をさせていただきたいと思っております。お願いいたします。

日程第11 議案第70号 平成27年度身延町一般会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第71号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第13 議案第72号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第14 議案第73号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第15 議案第74号 平成27年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第16 議案第75号 平成27年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)

以上の6議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

ご指名をいただきましたので、平成27年度の補正予算案件6件について提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第70号 平成27年度身延町一般会計補正予算(第2号)についてであります。平成27年度身延町の一般会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,494万3千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ86億98万5千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費)

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額および年割額は「第2表 継続費」による。

平成27年6月9日 提出

身延町長 望月仁司

次に議案第71号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成27年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億350万8千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月9日 提出

身延町長 望月仁司

次に議案第72号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成27年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,364万3千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第73号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

であります。

平成27年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,129万2千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第74号 平成27年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成27年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,301万9千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第75号 平成27年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成27年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,236万3千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

以上であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせますのでよろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(河井淳君)

次に議案第70号から議案第75号までの詳細説明を求めるわけですが、議案第71号および議案第73号から議案第75号については、詳細説明は省略します。

はじめに議案第70号の詳細説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(笠井祥一君)

議案第70号 平成27年度身延町一般会計補正予算(第2号)について詳細説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

第2表 継続費ですが第2次身延町総合計画策定事業の業務委託につきまして、当初平成27年度中にすべての業務を完成する予定で予算計上いたしました。業務内容を検討した結果、27年度と28年度の継続事業とする必要が生じたため継続費として計上させていただくものであります。

総額は790万7千円。平成27年度年割額は446万4千円。平成28年度年割額は344万3千円であります。

8ページをお開きください。

まず歳入ですが14款2項4目土木費国庫補助金、1節住宅費補助金に641万6千円を計上いたしました。これは緊急輸送道路等の建築物耐震診断にかかる社会資本整備総合交付金の増額であります。補助率は40%であります。

15款2項2目民生費県補助金、2節老人福祉費補助金に1億4,183万9千円を計上いたしました。これは介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金1億2,383万円と施設開設準備経費助成特別対策事業補助金1,800万9千円の増額であります。身延山福祉会が特別養護老人ホームのサテライト型施設を建設することに対する補助金で町が受け入れ、そのまま身延山福祉会へ交付するものであります。

5目土木費県補助金に481万2千円を計上いたしました。これは土木費国庫補助金で説明しました緊急輸送道路等の建築物耐震診断にかかる県の補助金であります。補助率は30%であります。

3項1目総務費県委託金に8千円を計上いたしました。これは経済センサス調査区管理業務委託金の増額であります。

19款1項1目繰越金に2,654万8千円を計上いたしました。前年度からの繰越金であります。

20款4項1目雑入の15節雑入に172万円を計上いたしました。これは昨年2月の大雪による公有建物の災害共済金であります。現代工芸美術館分が42万1千円。身延小学校体育館分が129万9千円であります。19節コミュニティ助成事業助成金に360万円計上いたしました。これは下山本間地区と下部区に対する助成金であります。

次に歳出であります、9ページをご覧ください。

今回の補正予算につきましては、4月1日の定期人事異動に伴います人件費の補正を各科目でさせていただいておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

2款1項4目企画費の13節を271万7千円減額いたしました。内訳は総務省のポータルサイトにアップする身延町への移住促進の3分間プロモーション動画の作成業務委託料が64万8千円。「第2表 継続費」で説明いたしました第2次身延町総合計画策定業務を継続費としたことにより、平成28年度年割額344万3千円を減額いたしました。継続費の27年度分業務内容は町の現況調査、町民アンケート、町民会議の運営支援、総合計画審議会の支援等を委託するものであります。また総合教育会議の議事録作成業務委託料が7万8千円であります。

10ページをお開きください。

19節に360万円を計上いたしました。コミュニティ助成事業補助金は財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献事業として助成金を交付するもので下山本町地区が150万円。下部区が210万円あります。どちらも獅子頭、衣装など神楽備品の整備事業であります。

5項2目指定統計調査費8千円の財源組み替えは、経済センサス調査区管理業務委託金が増額したことによるものであります。

11ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費の28節を86万1千円減額いたしました。これは人事異動に伴う国民健康保険特別会計繰出金の減額であります。

12ページをお開きください。

3目高齢者福祉費の19節に1億4,183万9千円を計上いたしました。これは身延山福

社会が特別養護老人ホームのサテライト型施設を丸滝地内へ建設することに対する補助金であります。全額県からの補助金であります。28節に105万9千円を計上いたしました。これは介護保険特別会計繰出金の人事異動に伴う人件費分の増額および介護保険法改正に伴いますシステム改修分の増額であります。

6目高齢者保養施設費の11節に83万円を計上いたしました。これは門野の湯の源泉タンク修繕にかかる経費であります。15節に51万6千円を計上いたしました。これは角野の湯への集客力向上のため国道2カ所、県道1カ所に案内誘導看板を設置するものであります。

13ページをご覧ください。

4款3項1目簡易水道運営費の28節に167万5千円を計上いたしました。これは簡易水道事業特別会計繰出金の人事異動に伴います人件費の増額等であります。

5款1項1目労働諸費の13節に10万円を計上いたしました。これは町営住宅の植木剪定業務にかかる委託料であります。

14ページをお開きください。

8款5項1目住宅管理費の19節に1,604万1千円を計上いたしました。これは緊急輸送道路等の建築物耐震診断の対象となります建物24棟に対する補助金であります。国が40%、県と町が30%ずつ補助するものであります。

15ページをご覧ください。

6項1目下水道総務費の28節を102万5千円減額いたしました。これは人事異動に伴います下水道事業特別会計繰出金の減額であります。

9款3項1目防災費の19節に120万8千円を計上いたしました。これは防犯灯建設事業にかかります補助金で事業費の2分の1を補助するものであります。梅平1区が33万3千円。波高島区が75万3千円。上町区が12万2千円であります。

10款1項1目教育委員会の1節を9万円、減額いたしました。これは教育委員会制度の改正に伴い、教育委員長職が廃止となったことによる報酬の減額であります。

2項1目学校管理費の11節修繕費に130万円を計上いたしました。これは昨年2月の大雪に伴います身延小学校体育館の雨どい修繕費であります。

6目下山小学校管理費の18節に29万円を計上いたしました。これは老朽したシュレッダーを更新するための増額であります。

13目原小学校教育振興費の18節に31万円を計上いたしました。これはノーパンクー輪車等の教材備品を購入するための増額であります。

16ページをお開きください。

3項1目学校管理費の12節に180万9千円を計上いたしました。これは4中学校統合に伴いますゴミ処理手数料の計上であります。5目身延中学校管理費の15節に388万8千円を計上いたしました。これは身延中学校の防災倉庫設置工事費でございます。

9目中富中学校教育振興費の14節に3万円を計上いたしました。これは統合に伴います授業の共通化により授業に必要な琴のリース料であります。

4項1目社会教育総務費の28節を11万2千円、減額いたしました。これは青少年自然の里繰出金の人件費分の減額であります。2目公民館費の19節に47万6千円を計上いたしました。これは常葉日向集落公民館の屋根葺き替え等に対する3分の1の補助金であります。

17ページをご覧ください。

5項7目現代工芸美術館運営費の11節に48万4千円を計上いたしました。これは昨年2月の大雪により美術館廊下のサッシ枠および建具等の修繕費と消防設備等保守点検に伴います煙感知器等の修繕費であります。

以上、議案第70号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に議案第72号の詳細説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

議案第72号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、説明をいたします。

6ページをご覧ください。まず歳入から説明をいたします。

4款2項4目介護保険事業費補助金46万4千円の増額ですが、介護保険法改正に伴う業務システム改修費に対する国庫補助金として事業費92万9千円の2分の1相当額を見込んだものです。

次に8款1項3目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金59万4千円の増額は人件費補正に伴うものです。また2節事務費繰入金46万5千円の増額は、先ほど説明した業務システム改修費に対する一般会計負担分を計上したものです。

続きまして7ページをご覧ください。歳出について説明いたします。

1款1項1目一般管理費中、2節および3節は人件費ですので省かせていただきます。

13節委託料92万9千円の増額は、介護保険法改正に対応するための業務システム改修に関わる平成27年度分の経費を計上したものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

ただいま、議題となっています議案第70号および議案第72号の2議案については、委員会条例第5条の規定によって議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって議案第70号 平成27年度身延町一般会計補正予算(第2号)および議案第72号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）は予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

ここで委員名簿および付託表を配布します。

（配布）

お諮りします。

ただいま設置された予算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元に配布した名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員は名簿のとおり決定しました。

なお、予算審査特別委員会の委員は正副委員長の互選を行いますので、議員控え室にご参集ください。

ここで暫時休憩といたします。

決まり次第、再開したいと思います。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時53分

○議長（河井淳君）

議事を再開します。

予算審査特別委員会の正副委員長が互選により決まりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に福與三郎君、副委員長に芦澤健拓君が互選されました。

なお、議案付託表、日程等については配布のとおりです。

日程第17 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第18 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第19 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明を申し上げます。

まず諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町伊沼719番地

氏 名 深澤正史

生年月日 昭和23年6月24日

平成27年6月9日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

平成27年9月30日に深澤正史委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したい。

これが議会の意見を求める理由であります。

次に諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町大炊平397番地
氏 名 伊藤稔
生年月日 昭和29年8月6日
平成27年6月9日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

平成27年9月30日に渡邊力委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したい。
これが議会の意見を求める理由であります。

次に諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。
人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町梅平2233番地
氏 名 依田二郎
生年月日 昭和27年1月20日
平成27年6月9日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

平成27年9月30日に望月さと子委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したい。
これが議会の意見を求める理由であります。

以上、諮問第2号から第4号までにつきましては、候補者を10月1日付けの法務大臣委嘱に向け7月中旬には法務局に推薦する必要があることから、本定例会に提案させていただきました。よろしくご審議の上ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりました。

なお、本案については人事案件のため詳細説明は省略します。

日程第20 発委第2号 身延町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第21 発委第3号 身延町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

以上の2案件は規則の改正でありますので、一括して議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、福與三郎君。

○8番議員（福與三郎君）

ただいまご指名をいただきましたので、議会会議規則の一部を改正する規則について提案をいたします。

発委第2号

平成27年6月9日

身延町議会議長 河井淳殿

提出者

身延町議会運営委員会委員長 福與三郎

身延町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

提案理由でありますけれども、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出席の場合の欠席の届け出について新たに規定することに伴い身延町議会会議規則の一部を改正する必要性が生じた。

これがこの議案を提出する理由である。

続きまして、発委第3号。

平成27年6月9日

身延町議会議長 河井淳殿

提出者

身延町議会運営委員会委員長 福與三郎

身延町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由であります、議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関して、社会情勢などを勘案し、杖については削除することに伴い身延町議会傍聴規則の一部を改正する必要性が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上であります。

○議長（河井淳君）

提案理由の説明が終わりました。

なお、本案についての詳細説明は省略します。

日程第22 請願第2号 請願書の件を議題とします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

ただいま議長から許可をいただきましたので、請願の趣旨説明をさせていただきます。

請願番号 第2号

請願書

請願者住所 山梨県南巨摩郡身延町常葉5570番地

氏名 小中学校統廃合問題を考える会 代表 渡邊龍巳

紹介議員が私、松浦隆でございます。

付託委員会は教育厚生常任委員会にお願いいたします。

請願の趣旨でございますが1.教育委員会は保護者や地域住民への説明会や議会への提出資料の中でスクールバス通行所要時間について、どの地区からでも身延中まで30分以内であると説明していましたが、しかし統合準備委員会においては37分とか38分と変更をしてきました。教育委員会はなぜ虚偽の回答、虚偽の報告をしたのでしょうか。議会において調査し、事実を明らかにしていただきたい。

2. 3月定例議会で議決された「身議発第165号」で教育委員会に通知された請願4項目がいまだに実行されていません。誠実に実施されるよう教育委員会に申し入れしていただきたい。

3. 5月25日に開催された身延町総合教育会議の中で小学校統合準備委員会を10月に発足させるとしていますが、この準備委員会にも住民代表としては有識者を選任するとしています。これでは地域住民の意思を無視することになります。住民代表は各地域から公募によって選出することと、節目には町民への公聴会を設けることを教育委員会に申し入れしていただきたい。

4. 久那土・下部・西嶋地区などから市川三郷町の六郷中学校への就学を希望する児童が多数います。児童の希望を受け入れるよう町長と教育委員会に働きかけていただきたい。

以下、請願理由につきましては別紙のとおりでございます。

以上、請願の趣旨の説明をさせていただきました。

○議長（河井淳君）

以上で趣旨説明を終わります。

なお、請願第2号については教育厚生常任委員会に付託します。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、請願第2号は教育厚生常任委員会に付託することに決定しました。

なお、先ほどお配りしました付託表は差し替えになりますので、議会終了後また配布いたします。

日程第23 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配布したとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

議員派遣の件は、配布したとおり派遣することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、本日は散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前11時15分

平成 2 7 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 1 日

平成27年第2回身延町議会定例会(2日目)

平成27年6月11日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	深 澤 勝	2番	赤 池 朗
3番	田 中 一 泰	4番	広 島 法 明
5番	柿 島 良 行	6番	芦 澤 健 拓
7番	松 浦 隆	8番	福 與 三 郎
9番	草 間 天	10番	川 口 福 三
11番	渡 辺 文 子	12番	伊 藤 文 雄
13番	野 島 俊 博	14番	河 井 淳

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町	長	望月仁司	副	町	長	望月幹也								
教	育	長	鈴木高吉	総	務	課	長	樋川信						
財	政	課	長	笠井祥一	政	策	室	長	佐野文昭					
町	民	課	長	望月由香里	税	務	課	長	村野浩人					
身	延	支	所	長	藤田政士	下	部	支	所	長	遠藤庄一			
学	校	教	育	課	長	笠井喜孝	生	涯	学	習	課	長	高野博邦	
福	祉	保	健	課	長	穂坂桂吾	子	育	て	支	援	課	長	佐野昌三
建	設	課	長	竹ノ内強	産	業	課	長	遠藤基					
土	地	対	策	課	長	佐野勇夫	観	光	課	長	柿島利巳			
環	境	下	水	道	課	長	深沢香	水	道	課	長	望月真人		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。
相互にあいさつを交わします。
ご起立願います。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまです。
出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。
本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。
本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。
以上で諸般の報告は終わります。

日程第2 一般質問。

通告者は7名であります。
本日は5名が通告順に一般質問を行います。
通告の1番、野島俊博君の一般質問を行います。
野島俊博君の発言を許します。
登壇してください。
野島俊博君。

○13番議員（野島俊博君）

通告に従いまして一般質問を行います。どうぞよろしく願いをいたします。

さて私たち議会は去る5月26日・27日に事務局長、また議長と私、副議長におきまして平成27年度町村議会議長・副議長研修会に行っていました。その2日目に読売新聞、東京本社編集委員、青山彰久氏の講演を聞いてまいりました。テーマといたしまして「地方創生と政治・経済の展望 試される地方自治 問われる首長と議会」と題し研修会が開催されております。

内容は地方創生の政策、長期ビジョンと総合戦略の策定のもう1つの読み方。市町村は地方人口ビジョン、地方版総合戦略を策定する。国の地方創生枠1兆円を使って事業を実施。政府の創生本部は地方の計画の達成度で資金配分する新たな交付金の制度を設計。そして1年で地方に計画がつくれるのか、住民参加が欠落していないか、議会がチェック。これまで多くの失敗をしてきた中で成功した自治体がある。そして安心して暮らせていける、子どもを産み育ていける地域をつくることこそ本流と。住み家、仕事、仲間をつくる地域づくりこそ必要。さらに政策の基本は住み心地よき地域をつくる。人口減少の潮流を直視する、人口が減っても安

心して暮らせる地域。人口が減っても大丈夫であること。文化・教育・環境など総合的な地域づくり。地域の誇りを高める。地方にチャンス。若者が地方定住に関心が増えている。新しく定住した若者の意見を重視せよ。また話を聞こうというような内容の研修会がございました。

そこで今回はまち・ひと・しごと地方創生につきまして、7項目の質問をいたしますのでどうかよろしくご回答をお願い申し上げます。

まず農業・商工業・観光連携で身延創生について聞いていきます。

国が直面している人口急減と超高齢化の加速と過疎化と地方疲弊の深刻化といった構造的課題に対して各自治体および商工会が一丸となってその克服に取り組んでいるところであると思えますが、まさに地方創生を牽引すべきであり、その切り札として観光の推進、農商工連携の一層の加速化が不可欠であると考えております。

そして農商工の連携をどのように捉えるのか。農商工連携88選一覧で34番に南アルプス商工会の取り組み。地元フルーツを活用した特産品、こだわりツアーの開発。また35番目に本町身延商工会の取り組みの掲載がございました。名称は地域固有の大豆を使った特産品の開発とブランド化が掲載されております。

さて、これに観光をどのように連携させオール身延、農業・商工業・観光で身延の資源と魅力をつなぐ、今こそ産地、工場、店舗、集客の連携をしなければならないのではないかと考えますが、そこで質問をいたします。

質問1．農業・観光・商工業、それぞれの分野での地域創生に向けた展望と連携による取り組みの展望をお聞きいたします。回答をよろしくお願いいたします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

本町の農業につきましては、担い手としましては高齢者や兼業者が主に水稻栽培を行ってきておりますが、近年におきましては今言われましたとおり曙大豆の種子を使用した枝豆や大豆の育成につきまして、町内に奨励をしまして本町の曙大豆としてのブランド化を進めております。

また観光分野におきましては下部温泉や身延山等への誘客を図るとともに、世界遺産の富士山および千円札の富士山の撮影地である本栖湖のある町として発信をして、併せてラフティングや各種の体験型施設の充実に努めております。

商工業につきましては伝統産業であります西嶋和紙の技術と伝統を守り、育成を図っております。

また誘致企業におきましては、3年後に中部横断自動車道の開通が見込まれますことから現在の国道52号のような雨量規制による通行止めがなくなりまして、製品の安定的な輸送や時間が大幅に短縮されると予想されます。中部横断自動車道の開通によりまして、町内の交通の動きや人の流れが大きく変わると予想がされます。今後の農業・観光・商工業につきましては、各分野ごとにそれぞれの特色を打ち出しまして連携を図っていくことが重要なことだと考えております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

私、3月議会でこの観光施策について質問したところ時間切れで私のほうの考えはあまり言えませんでしたけども、やっぱりこの事業の目的としては身延町の観光まちづくりの取り組みに向けたネットワーク体制の推進とか、町民一人ひとりが観光まちづくりの担い手となる機運の醸成、また観光まちづくりへの事業展開を行うと。そして観光まちづくりというのは身延を訪れてよかった。身延町民が温かかった。そして身延で働きたい。暮らしたい。身延で子どもを育てたい。これらを実現していくため観光の手法を使って町を活性化することを推進すると。

ではこの事業内容とは言いますとネットワークづくりとか情報の共有や処理の分散、メッセージの交換などがこれで可能になってきます。そして先ほど言った身延の魅力発掘創造プランディング。そして町内へのイメージ情報の発信、町内への積極的な情報発信。これを実現するためにはやっぱり観光交流人口の拡大による地域の活性化を図るためには、地域の日常を観光資源として、最大限に生かした住んでよし訪れてよしの観光地域づくりが必要であると考えます。

地域が主体となった観光地域づくりを自立的かつ持続的に行っていくためには、地域を取りまとめていかなければなりませんし育成が必要でございます。こういうことがやはり一番大事ではないかなとそういうふうに考えます。

今、中部横断道の件もございましたけども、昨年大雪のときに一番助かったのが県道9号線、10号線。要するに雪を地域の業者がかいてくれば大島、富士宮へ行けてそして介護の方々のオムツとかミルクがそこで買えたと。非常にあれは助かりました。もっと欲を言えば和田峠のところのトンネルをしていただければ大雪の場合には非常に9号線、10号線は有効になると、こんなふうに思っているところです。

また今、富士南麓道路はこの富士南麓地域での東西方向の道路交通を担う重要な道路であると。想定するルートの傾向として国道469号とほぼ重なっていることから現在、当該道路の整備とは国道469号を整備することとしていると。それが静岡のほうの関係でございますけども、この469号を御殿場市仁杉を起点として山梨県南部町に至る延長61キロメートルの道路ですが、これは今すれ違いも困難なところでございますけども、私たちはこの道路が開いて世界文化遺産富士山が一周できるというような、特に今、本栖湖へのぼって峠へ行くのは非常に早くなっております。特にこれから300号の改良がされておりますけども、こういうものを含めて300号から東富士有料道路、そして御殿場から富士南麓道路を通り南部町、そして身延。そしてお泊りは下部温泉。そういうふうな観光と先ほどの大豆を結びつけていけたらいいのではないかなとそういうふうにも考えておりますけども、ぜひ観光でも地域活性化が望まれるところでございますけども、どうかこの件につきましてもよろしくお願いをしたいなと思っております。

さて次に移ります。人口減少、すなわち若者の都市部への流出による将来問題という側面に焦点が当たっておりますけども、現時点では地域に長くお住まいの高齢者がいて中高年をはじめ健康で働いている人がいることが大切であるといわれております。

しかし過疎の村は高齢者を中心の人口構成で、そこには介護の問題と仕事の問題が起きております。高齢者と介護、高齢者と仕事について地域に即した対応策を講じることが重要だと考えております。

まず仕事が増えれば人が増える。地域人口の増加のための仕事をつくるには地場産業の活性

化、仕事の創出、移住の促進、そして仕事創造には地域の一翼を担う新しい事業構想が不可欠といわれております。地域の大学、地域の人材の英知を結集する。さらには主要産物の活性化、そして出身人材の活用、税制優遇などを行う。そこで質問をいたします。

地方創生に関して地域の抱える問題の根本を捉えることが大切でございますが施策はすぐ行うべきことと時間をかけて行うべきことに分けられると考えます。すぐに行うべきことの1つが地域に人がいないことに対する解決策。人口急減・超高齢化への対応、若い世代の就業・結婚・子育て支援、東京圏への人口の過度の集中是正、若い世代の高い離職率、引きこもり等、地域特性に即した地域課題の解決などでございますけども、いずれも難問ばかりでございます。人口減少と地域経済縮小の克服についての考えをお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

人口減少につきましては、合併前の3町が昭和の合併を行ったときからすでに始まっておりまして、例を言いますと昭和35年の国勢調査時には3万5,616人ありました人口が平成22年には1万4,462人と、ここ50年間におきまして2万1,154人、59.4%もの著しい減少というふうになっております。年々減少してきた人口を増加させることは質問にもありますとおり地域課題の解決をしていくことにもなります。とても難しい状況ということになっております。

しかし本町におきましては、約30年もの年月がかかった中部横断自動車道が3年後に完成する見込みとなっております。この道路を活用して定住促進と地域活性化に向けて進んでいくことに邁進しまして、総合戦略を策定していく中で鎮守の森構想の実現を図っていきたくというふうに考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

鎮守の森構想、これは非常に大事だと思います。ぜひひとつ進めていただきたいところでございますが、現在は教育と労働がしっかり手を組み、切れ目なく若者を支援していかなければならない時代でもございます。というのは引きこもり、また高い若者の離職率を含む働けない若者をどのように考えていくのか。わが国にとっても町にとっても大変に重要な問題でございます。引きこもり推計80万人。そして4年生大学を卒業し就職した若者3年以内の離職率、2013年3月末で31%となっております。そして最近では若年性認知症のニュースが報じられております。若年性認知症とは18歳以上65歳未満で認知症の症状がある場合を総称した言い方でございますけども、原因がつかめているものと原因が分からないものとに分かれているようでございます。

旧厚生省の時代に若年痴呆研究班が設置され、支援策の協議が進められるようになりましたけども研究班は1996年度当時、患者数は2万5千人から3万7千人と推計しております。しかし現実はその3倍以上に及ぶともいわれております。

最近のニュースを見ますと、ようやく引きこもりということも県のほうでも考えているようでございますけども、地域では福祉に関する施設が大変多くなってきておりますけども、これ

は大変良いことだと思います。心身ともに健康で地域創生、健康増進、スポーツ、生涯活動で地域創生、そして人々の心の触れ合いで地域創生があってもいいのではないかと思います。また、なければならないのではないかと考えております。そういうことで、ぜひこのへんのところもクリアをしていかなければならない大変重要なことですので、ぜひ今の鎮守の森構想を進めていただきたいと、こんなふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

3番に移ります。区画整理事業について質問いたします。

私は平成23年9月議会の一般質問で、地域資源を生かしたまちづくりはとして質問をしております。そしてこのたび全協での執行部からのスーパー堤防設置の話でございます。現在の堤防、また道路、ミニパークもあそこにあるわけでございますけども河川敷の区画整理事業はどのようになっていくのか。

質問3. 地域創生の視点から地域づくり・まちづくりにおいて区画整理事業の将来展望をどのように考えているのか、回答をよろしくお願いいたします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

今現在におきましては区画整理事業を実施する計画というのはございませんが、今後、総合戦略を作成していく中で広く町民の皆さまからの意見やアイデア等をいただき、区画整理事業を導入する必要が生じたときには事業を積極的に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

今後の検討ということでございますね。当然、あそこにできればやらなければならない問題だと思うんだけど、そのへんはどうですか。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

河川敷等の関係が、この前の説明であります、今後バイパス的な要素ができてくるので国交省等との関係が出てくると思います。それらの問題をクリアする中で進めていけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

分かりました。それでは次に移ります。

安心して暮らしていける、子どもを産み育てていける地域をつくることこそ本流。住みか、仕事、仲間をつくる地域づくりこそ必要。政策の基本は住み心地よき地域をつくる。人口減少の潮流を直視する。人口が減っても安心して暮らせる地域。人口が減っても大丈夫である。これは先の一般質問、質問1で述べたことでございますけども、これは言うのは大変簡単ではございます。ではどのような施策をもって取り組むのか。子育てで考えると、まず母子の健康づ

くりが考えられます。そして子育ての精神的・身体的負担の軽減が考えられますし、父母が子育てにゆとりを持って向き合える条件の整備等も考えられます。そして子育てと仕事を両立できる環境整備の必要性がございます。さらには地域ぐるみの子育て溢れるまちづくり、これでは地域の子どもを地域で育てる地域コミュニティづくり支援。そして2番目といたしましては親と子を支える地域づくり。3番目といたしまして、若者からお年寄りまでの人が子育てに参加できるまちづくりなどが考えられますけども質問いたします。

住み心地よき地域をつくる、また対公共サービスの充実、安心して子どもを産み育てていける地域づくりの考えをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

本町は「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」を合言葉に各種事業を進めてまいりました。地域づくりにつきましては、ご質問のとおり住み心地よき地域をつくる、対公共サービスの充実、安心して子どもを産み育てていける地域づくりも大切な基本姿勢だと考えております。このたびの総合戦略の策定におきましては、これらの基本姿勢も念頭に策定作業を行っていきたいと考えております。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

今、大卒のほうだと思んですけども、この詳細の項目について私なりの考えをいたしますと、すべての子どもがすこやかに育つまちづくり、そして高齢者の暮らしを支えるまちづくり、障害者の暮らしを支えるまちづくり、こういうことが大変重要でございます。そしてさらに地域での暮らしを支えるまちづくり、生活を支える社会保障の充実。そして健康な暮らしを支えるまちづくりなど基本的方向を示して取り組んでいかなければならないと考えております。

以上、今後ますます求められてくることはまさに住みたい、住み続けたいと思ってもらえる町、選ばれる自治体、地域となることでございます。人口が減少していくことが想定される今後において自治体経営の舵取り次第で、より多くの人口が流出してしまう競争原理への対応に各自自治体は迫られることになる可能性もございます。ということを申し述べて次に移らせていただきます。

2014年9月24日公開。県立身延高等学校生徒、山梨県立大学教授、大学生がコラボ授業。テレビ会議システムを使った高校、大学連携遠隔授業の取り組み。これは2014年9月24日に公開してございます。テーマは「峡南地域の未来を考える」と題して実施しております。「身延高等学校生徒、県立大学教授、大学生がコラボ授業。身延町の何を残して何を守る。地域を担う若者が町への提言を目指して自立経済社会確立のための学びを始めた」との記事でございました。

実施内容は第1回目が9月24日、ガイダンス。第2回が昨年10月8日、「未来の私 未来の身延 峡南地域」。そして3回目が10月15日、「田舎の良いところをどう生かすか」。4回目が11月5日、「身延・峡南地域がありのままの身延・峡南地域であり続けるためには」。そして第5回目が11月10日に「世界と日本・山梨のつながりを考える」と題して実施しております。そして第6回が発表でございました。

身延町における地方創生プラン提案書(案)には、この高校生の掲載がなかったのがちょっと残念でございますけども、ここで質問をいたします。

県立身延高等学校では、今年度から地域の将来を考える人材育成を目指す生徒づくりを進めております。そして昨年9月から山梨県立大学と連携し教科「現代社会研究」において地域活性化を考える課題解決型の授業を行っているが、高校との連携により将来を担う若い力による身延創生の考え方はないかということで、ご回答をお願いいたします。

○議長(河井淳君)

政策室長。

○政策室長(佐野文昭君)

昨年、身延高校の校長先生が来庁していただきまして、議員のご質問にもありますように山梨県立大学と連携して地域活性化を考え、いずれは町に提案をしていきたいというお話を伺っております。総合戦略の策定をしていくにあたりまして、若い方の地域に対する気持ちと夢のある斬新な意見を聞ける機会を学校と調整する中、設定して反映してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(河井淳君)

野島君。

○13番議員(野島俊博君)

やはり私たちのこの町を未来に向けて考えていく場合は中学生と高校生ですね、こういう若い人の意見が非常に重要になってきております。やっぱりそういうところをしっかりと受け止めてまちづくりをしていかなければならない。特に今、町から出て行って帰ってこないというのが主流でございますけども、このあと質問させていただきますけども出て行ってそして仕事のあと帰ってきてもらうと、そういうふうな形にしていけないとますます人口は減ってしまう。

この発表の各自の感想を見ますと、ちょっと披露させていただきますけども普段は考えることがない自分の住んでいる地域を考えることができた。また住んでいる地域の置かれている状況などを知ることができ、地域を活性化するためにはどうしていくべきか考える力が付いた。これからの自分たちに必要な授業だと感じた。これは女子高校生でございます。

もうお二方。自分の住んでいる地域に対して考えのイメージが変わった。もっと自分の住んでいる地域のことを詳しく知りたいと思った。また私が住んでいる地域ならではのよいところを発見できた。大学の先生や学生の方を交流することができた。大学の雰囲気などを感じることができて楽しかった。

もう1人は私たちの住んでいる地域のよいところを知ることができた。また峡南地域だけではなく、山梨の活性化に向けての活動も知ることができてよかった。そういうような感想が寄せられております。

ぜひやっぱりこういうものを拾い上げて、町民全体で学校を含めた連携でまちづくりをしていくことが非常に大事ではないかと、そんなふうに思っています。町丸ごと持続可能なまちづくり教育、学ぶだけではなく貢献する。そして地域のつなぎ手の育成をしていかなければなりません。教育の魅力化、教育のブランド化、地域のつくり手育成、若者・子ども増、継承者、産業創出、人の自給自足、地域の魅力化、持続可能か。自然の乏しい地域にあっては人の輪や知恵が最大の資源でございます。人づくりへ軸足を変えないことには、やはり学校も残れませ

んし、地域も疲弊をしていくのではないかなと考えます。

ぜひひとつこういうことも含めて町民全体、子どもからお年寄りまで含めて全員の力で地域創生をしていただきたい、考えていただきたい。よろしく願いをいたします。

次に移ります。

山梨観光を生かした小菅村に中3がむらづくり提案。これは2015年2月19日の朝日新聞に掲載されています。テレビでも放映をされておりました。どういう内容かといいますと「村長や村議会議員らを前に学習成果を発表する小菅中学校の3年生たち」とそういう見出しでございました。そして小菅中学校では、3年生が総合学習の成果をもとにむらづくりを提案する発表会があったと。村長や村議会議員、保護者、後輩ら約60人の前で卒業を前にした5人の生徒がゲームの発想から出発して描いた未来の設計図を披露したということでございます。

発表会は、こうした3年間の学習や体験の成果を未来のむらづくりに少しでも役立てたいとの思いで実現をしたということでございます。5人は自然や動物などをテーマにした癒し系ゲームの発想を「癒し」「つながり」「自然との共存」といったイメージへと広げて観光をキーワードにしたむらづくりを提案したようでございます。

豊かな自然や人が身近に感じられる、今ある村のよさを生かしながら村の95%を占める森林を生かし活用したナイトサファリや獣害を逆手に取った鹿肉のブランド化による集客などを具体化したと報じられております。

ここで質問いたしますけども生産年齢人口が減少する中、人口流出と相まって地方では経済規模の縮小が生じております。地方の人口流出防止や地域経済の活性化のためには、地域の課題に対応した人づくり、雇用創出が必要であると考えがこのことについての見解をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

本町では高校卒業後は大学、専門学校等に進学する人、また就職する人のほとんどが町外や県外へ転出をしてしまい、そのまま都会で暮らしている状況でございます。本町にとりましては一人でも多くの方が住み慣れた自宅から通勤をしていただき、また町外に転出した方にも早期に戻ってきていただき、リーダーシップを発揮して活躍をしていただくことが必要だと感じております。これには雇用の場の確保が大変重要なことであると感じております。町内の各種の資源を活用した新たな雇用の場の創設や中部横断自動車道の完成による甲府市や静岡市などへの通勤可能範囲の拡大による職業の選択範囲が広がることから、大いに期待をしております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

したがって今、室長がおっしゃったことを実現するためにはどうしたらいいかということが非常に大事になってくるんですね。例えば連携協働、これについては学校と地域、町村と県、生徒・保護者と教員の連携による総がかりの動きを目指さなければなりません。そして生徒・保護者、高校、町村、県の4者のウィンを常に考える。できない理由からできる方法、理想、先取りを慣習や固定概念に捉われた小さな発想ではなく、理想に向けた新たな取り組みに挑戦

する姿勢も必要でございます。

まず地域の人づくりの課題と方針ということでございますけども地域の課題、悪循環、人口、若者が流出、後継者不足、産業衰退、公共依存、少子高齢化、文化・行事の衰退、財政難、地域の向かう指針は若者定住促進、後継者育成、雇用産業創出、自立共助などで求められている人材はというと地域で生業事業、産業をつくり出せる人材が必要でございます。地域機能化的人材でございます。

人の地産地消、そして人の自給自足、仕事がないから帰れないから仕事をつくりに帰りたい。これは理想でございますけども、こういうようにしていかなければならないということですね。学校を核とした地域強化プラン。地域創生には地域を生かした豊かな学びの創出により子どもたちの地域の愛着を育み、地域の将来を担う子どもたちを育成することが大変重要でございます。そして学校を核とした地方創生には、さまざまな取り組みがございます。

これは全国的に見ますと高校を核に離島の特性を生かした島おこし、これは島根県立隠岐島前高等学校。地域課題解決型キャリア教育、岐阜市の可児市で行っております。高校生のアイデアをもとにした地域課題の解決、これは高知県立大方高等学校でございます。そして子どもたちが夢と希望を抱けるまちづくり、これは北海道浦幌町。ふるさとの未来を託せる子どもを育てる教育環境づくり、高知県大川村などが取り組んでおりまして、そして若い力の育成に大変な力を注ぎ将来の地域を担う若者を町、地域、そして町村民全員で有為な人材の輩出に力を注いでいるというような例もございます。

ぜひ一歩進めていただいて、こういう形も良いか悪いかはこれは私が申し上げることはございませんけども、こうやってやっぱり地域づくりをしていかなければならない。ぜひ全員が地域づくりに参加してやっていかなければならないんじゃないかと思えます。

そこで質問いたしますけども、質問7でございますけども人口減少・少子高齢化が相変わらず進行しておりますけども、企業立地が見込めない地域において若者を確保するには雇用の場の創出だけでなく、そもそも仕事を興すことのできる有為な人材の輩出が不可欠であります、このことについての考えをお聞きいたします。よろしくご回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

本町の地域資源とかインターネット等を活用するなどして、多岐にわたり新たな起業が生まれることを期待しております。このように新たに起業を試みる人を支援するため、町としての応援体制や地域としての協力体制が重要でありますので、広く意見を聞く中で総合戦略の中にしっかりと位置づけをしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

終わりになりますけども、人口の減少は自治体にとっては大きな影響を与えることはこれは間違いないことでございます。人口減少に直面している現在の状況において、次世代がより豊かさを感じられる社会を築くためになすべき課題は大変多くあります。地域社会を活性化させ住民に高い満足を提供し続けるには、常に自治体が地域を先導する存在でなければならぬと

私は考えます。

今の子どもたちが大人になるころ、わが町はどのような町になっているのであろうか。暮らしやすく住み続けたいと思う町になっているのであろうか。各自治体はわれわれの子どもの時代、その子どもの子どもの時代、これから将来において住民のために健全な自治体として継続していかなければなりません。持続化不可能な自治体となってはいけないのでございます。そのためにはどの時代においても住民をいかに幸せにできるかを考えて、未来に生き残れるような自治体経営を行っていかねばならないと考えるところでございます。

20分残して、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

これで野島俊博君の一般質問を終わります。

次は通告の2番、深澤勝君の一般質問を行います。

深澤勝君の発言を許します。

登壇してください。

深澤勝君。

○1番議員（深澤勝君）

通告に基づきまして一般質問を行います。

身延町立小中学校後期統合計画が今年の12月定例議会におきまして可決をされたところであります。その後の対応について伺いをいたします。

まず平成27年度当初予算において、身延中学校大規模改修工事に伴う委託料および工事請負費等、修正動議が否決をされ原案のとおり可決された予算であります。予算額に基づきまして適正な予算執行がなされていることと思います。

そこで身延中学校大規模改修工事設計業務委託の入札執行内容および契約内容について、すでに広報みのぶで一部紹介されておりますけれども何点かお伺いいたします。

入札方法は指名競争入札かと思われませんが、指名業者数と入札参加業者数は何社であったのか。また予定価格と落札価格、さらに入札回数と工期についてお伺いをいたします。

○議長（河井淳君）

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

身延中学校改修工事設計業務委託の入札につきましては4月3日に指名会議を開催し、身延町物品の購入等にかかる指名競争入札参加者の資格及び選定要綱に基づきまして入札参加資格者名簿に登載され、身延町におきまして過去に設計業務の実績がある業者6社を選定いたしました。

4月14日、この6社により指名競争入札を実施いたしました。消費税を除く金額で予定価格は627万円、落札価格は376万円であります。

また入札回数につきましては、身延町入札予定価格の事前公表要綱に基づきまして1回で実施をしております。

履行期間は4月21日から6月15日までとなっております。

以上であります。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

入札参加業者は何社であったかに触れていないような気がしたんですが。指名業者数は回答いただきましたが、入札に参加した業者数についてお願いします。

○議長（河井淳君）

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

6社でございます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

今お答えをいただきましたとおり落札金額であります。予定価格627万円に対し59.9%の376万円での落札であります。これは低入札価格に該当するのではないかと思われませんが、本町においては低入札価格調査制度による調査基準価格の設定等の扱いはどうなされているのか。また最低制限価格制度もこの案件については適用されていないように見受けられますが、これらの整合性等、町のお考えを伺います。

○議長（河井淳君）

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

国土交通省は適正な施工等の確保を図るため、各発注者においては低入札価格調査制度および最低制限価格制度を適切に実施することが必要であると指導を行っているところであります。

本町につきましては、合併当初より低入札価格調査制度を導入しているところであります。4月14日に実施いたしました入札では低入札調査基準価格が418万円のところ376万円と低入札調査基準価格を下回る入札となったため、4月17日に身延町低入札価格調査制度取り扱い要領に基づきまして副町長、総務課長、会計管理者、財政課長および事業主管課長であります学校教育課長による低入札価格調査委員会を開催いたしまして、当該入札業者を落札者とすることが妥当であると決定をしたところでございます。

低入札調査基準価格につきましては、一般業務費と基準モデルの算入率に基づきまして案件ごとに算定をしているところでございます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

ただいま答弁の中で低入札の基準価格418万円というご説明でございましたけれども、本落札者は376万円での落札でございます。このへんの関わりはどのようなふうな基準で落札者を決定したのか、お伺いします。

○議長（河井淳君）

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

低入札調査基準価格はどのようにして決めているかということでございますけれども、これ

につきましては身延町低入札価格調査制度取り扱い要領の第3条に基準となる価格は当該対象工事の直接工事およびその他の諸経費等の割合を考慮して当該契約案件ごとに定めるものというふうに規定をされております。これに基づきまして基準モデルにより案件ごとに算定をしているということでございます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

低入札価格検討委員会なるもので判断をして決定したと、こういうふうに理解をいたします。そういうことでこの低入札基準価格、これの設定により国土交通省の指針によればその設定のラインから次の下のラインの方が落札するというような手法が示されておりますけれども、これらも参考にさせていただければと思います。

次に先ほどの答弁で工期は6月15日とされておりますので、ほぼ完成していると思いが進捗率と今後の工事執行計画についてお伺いをいたします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

来週の月曜日、6月15日が履行期限で最終チェック、それから印刷製本作業等を行っているところで進捗率で申し上げますと100%に近い90%台だと思います。この提出された工事設計図書等を検収いたしまして、町では工事発注の準備に取り掛かります。国庫補助事業であるため、補助金交付の通知等を待って工事執行となりますが夏休み前には施工業者を決定したいと考えています。当然のことではあります。施工に際しましては授業や部活動など生徒や学校の行事に支障のないよう慎重に進め、年度内の完成を目指し工事の監理をしまいたいと思っております。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

おおよそでよろしいですけれども工事執行をしようとしている時期はいつごろになりますか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

先ほど申し上げましたが国の決定をとということで6月3日の日に内示をいただきました。この内示、まだ電話でいただいたところなんです。これを受けまして補助金交付申請をこれから上げます。その事務等が整いましたら工事執行ということで指名業者等を選定していただき、また入札等を行っていただく中で工事発注をするわけですが、工事金額が当初予算で示したとおり1億円以上の工事費になりますので議会の議決等もいただかなければなりません。臨時議会を開いていただいて契約を締結という形になると思いますので、7月中に業者が決まればありがたいと思っております。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

補助金の内示や補助金申請等々で、まだ具体的にはっきりしていないという答弁だと思います。進捗率はほぼ完成しているということで、これから工事に向けて児童生徒が使用している校舎でございます。できるだけ夏休みを利用すると同時に安全対策に万全を期して、安全に対する注意を払っていただきたいと、こんなことをお願いして次に移ります。

身延町立中学校新校舎建設推進検討委員会の設置および協議方針等について、お伺いいたします。

まず昨年9月の定例議会において中学校建設推進検討委員会の設置については、発議第1号の意見書により議会で議決がなされております。議決権は権限の中で最も本質的、基本的なものであります。さらに昨年の12月議会では当時の教育委員会の最高責任者であります教育委員長が答弁で非常に重要な発言をされております。その内容でございますが、中学校建設推進検討委員会の設置に関しては、議会議長から教育委員長に提出された意見書が発端となっております。したがって、執行側である教育委員会が議会の議決を最大限に尊重するのは当然であります。中学校建設推進検討委員会では意見書に基づき、生徒が通学するに至便な町の中央部などに校舎新築を議題の中心に据えて検討していただきますとの発言があったことをまず確認をさせていただきます。

さらに同僚議員の質問の答弁では、中学校建設推進検討委員会を27年第1四半期の6月を目途に立ち上げ、教育委員会としては審議結果の問題を早期に結論をして町長に申し出て町長の意向を伺い、ことを進めていきたいとの答弁でありました。そこで身延町立中学校新校舎建設推進委員会の立ち上げに向けての準備の状況と委員の構成、さらに検討委員会の協議に付すべき内容および協議結果を得る時期はいつごろを目標にしているのか、併せてお伺いをいたします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

教育委員会では身延町立中学校新校舎建設検討委員会設置要綱を定め、6月1日から施行しています。建設検討委員会の委員は1号委員として町内の教育関係者、中学校の先生にお願いしたいと考えています。2号委員に町内の小学校および保育所等の保護者の代表。3号委員に町議会の代表。それから4号委員として学識経験者で組織し、委員の数は20名以内と規定しています。現在、各団体に対し委員の推薦をお願いしていますので、それが整いましたら委員の委嘱および第1回建設検討委員会を開催いたします。開催時期につきましては遅くとも7月上旬までには開催したいと考えています。

次に建設検討委員会の会議の中で、委員の皆さんに検討していただく内容についてですが、身延町立中学校新校舎建設検討委員会設置要綱の第2条に規定しています。1つ目は中学校の配置に関すること。2つ目が新校舎建設に関すること。それからそのほか必要と思われる事項に関することとしています。また委員の任期については検討した結果を身延町教育委員会へ提言することをもって終了するものとしています。

初回の会議開催予定はお答えできるものの2回目以降の会議開催時期、開催回数、いつごろを目途に検討結果をまとめ教育委員会へ提言するのかなどの予定は、第1回建設検討委員会において協議していただこうと考えております。

検討する上で必要とする資料の収集や作成、中学校校舎の視察など、どこまで検討し判断するのか、定期的開催するのか、協議・検討するための資料が整った段階で建設検討委員会を開催するのかなど不確定なところがあります。よって開催回数、終結時期については明言できませんが、教育委員会事務局としましては28年度中には建設検討委員会の結論を出していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

検討委員会の準備状況、それぞれお答えをいただきました。7月上旬に第1回目の開催をしたいと。できるだけ前倒しで努力をお願いしたいと思います。委員の構成についても説明をいただきました。それぞれ委員の構成から協議に付すべき内容、協議結果の出る時期についてもまだ不確定な部分もあるということでございます。私は検討委員会での協議は、長期にわたる議論は必要ないというふうに考えております。なぜかと言いますと新たに中学校を町の中央に建設するのか、しないのか。建設するとしたらどこの地区が適地なのか。これが中心的な協議の議題かと思っております。検討委員会の協議の結果を踏まえて区域外就学等の課題解決に向け早い時期に新校舎が誕生しますよう、総力を挙げて取り組みをお願い申し上げまして次の質問に移らせていただきます。

身延中学校大規模改修工事に今、答弁がございましたように国庫支出金3,333万3千円を充当する予定となっておりますが、この方針は今も変わりがないと今、確認がなされました。そこで国庫支出金を充当するとしておりますので、例えば検討委員会において新校舎建設に向けて協議が整ったとき、この国庫支出金がいかなる制約も妨げも発生しないと理解しておりますがどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

どのような制約が発生するのかとのご質問であります。今回要望している国庫補助事業は経年により通常発生する学校建物の損耗、それから機能低下に対する復旧措置、用途変更に伴う改装などに要する経費に対し国が補助する事業であります。この補助を受けることにより、その後の学校施設整備事業になんら妨げや制約を受けるものではないと理解しております。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

制約はまったくないと。いつでも新校舎建設に着手することが可能であると、こんなふうに理解をいたしまして次の質問に移ります。

学校統合したあと、廃校となる中学校の利活用の方針についてであります。すでに検討されていることと思っておりますが、現在までの検討内容がありましたら概要を教えてください。

○議長（河井淳君）

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

町が保有します公有財産につきましては、地方自治法第238条3項によりまして行政財産と普通財産に分類されております。学校など公用、または公共の用に供するための行政財産につきましては、身延町公有財産管理規則第4条によりまして直接利用しております課において維持管理を行っております。

平成28年4月1日の統合により廃校となります中学校は、いずれ用途廃止をいたしまして行政目的を喪失した普通財産として管理することとなりますが、現時点では廃校予定の中学校施設の利活用につきましては、まったく白紙の状況でございます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

現在はまだ学校として使っていると。したがって検討はしていないということでございますが、これから検討すると理解をいたします。しかしながら来年、28年4月には中学校3校が廃校になるかと思えます。各中学校とも地域の生活文化の発信の源として、また生活の拠りどころとして長年にわたり親しまれてきた歴史のある施設であります。来年4月からは3つの中学校では生徒たちの姿が消えるわけであります。生徒の教育環境の高揚のためとはいえ、地域の皆さまの心境ははかり知れないわけであります。そこで早急に新たな夢と希望の持てる地域創生と連携しながら、有効活用の方策を地域の皆さんとともに行政が一体となって協議する組織を立ち上げ、早急な対策を講ずる必要があると思えますが町当局のお考えを伺います。

○議長（河井淳君）

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

学校施設につきましては地域住民の皆さまにとって身近な公共施設であり、廃校後もできるだけ地域コミュニティの拠点として生かすことが重要であると考えております。地域住民の皆さまと町にとって有益かつ有効な施設としてリニューアルしていくためにも、できるだけ多くの皆さまのご意見を伺いながら検討していきたいと考えております。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

コミュニティ等も関わる中で地域の皆さんとしっかり協議をする中で進めていくと、こういう答弁だと理解をいたします。私は地域創生との関わりの中で雇用の確保対策等も含めて年度内に方針を固めていただきたいと、こんなふうに思うわけでございます。個人的には有効活用の1つとして、例えば農業生産法人を誘致して野菜生産工場、またはキノコ生産工場等雇用につなげるような活用になればと思いを強くしております。

いずれにいたしましても早期に検討する組織を立ち上げ、それぞれの地域の協議結果が形になることを強く要望して次の質問に移ります。

次にマイナンバー制度についてでございます。

国の施策であります末端の自治体、ひいては町民一人ひとりが直接関わるマイナンバー制度であります。赤ちゃんからお年寄りまで国内に住民票のあるすべての人に割り当てられる12桁の個人番号が今年10月、約3カ月後に各世帯に通知カードが送付される。この個人番

号は生涯変わらないとしております。そして来年1月からは実際に行政手続きなどで番号の活用が始まりますが、特に高齢者をはじめ障害を持つ人たちの対応が心配であります。制度の周知不足が懸念されます。

昨年12月号の広報みのぶで制度の基本的概要が知らされました。その後の状況を心配しておりましたが、過日配布された広報6月号に掲載しております。しかしながら広報のみでは町民への認知度は低く、特に企業等への制度の周知が進んでいない状況かと思えます。周知方法の検討と積極的な取り組みについて特に高齢者、独居老人への対策について町の考えをお伺いします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

マイナンバー制度につきましては、今おっしゃられましたとおり住民票を有するすべての方に1人1つの番号を付して社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものでございます。今年の10月から住民票を有する国民の皆さま一人ひとりに12桁のマイナンバー、要するに個人番号が通知をされます。通知につきましては、町から原則として住民票に登録されている住所宛てにマイナンバーが記載された通知カードを送付することによって行われます。マイナンバーは一生使うものということでございます。マイナンバーが漏洩して不正に使われる恐れがある場合を除きましては、番号は一生変更されません。

また平成28年の1月から社会保障、税、災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要になります。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも法律や自治体の条例で定められた行政手続きでしか使用することはできません。町民の皆さまには年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護、児童手当、その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどで申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。

町民への周知ということで、これまで広報みのぶで2回ほど掲載させてもらっておりますがホームページにも制度やマイナンバー等の通知について掲載をしてあります。今後におきましても広報やホームページを活用してマイナンバー制度について周知をしていく予定でございます。分かりやすく図をもった説明がいいかなと思っておりますので、それらを工夫してやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

あと3カ月後ということで早急な手立てが必要かと思えます。今、ホームページという回答がございましたけども、特に高齢者一人暮らしの世帯等に対する配慮をしっかりとしないと、しっかり周知しないと危険な部分が発生する。そのへんを熟知していただいて、ホームページを高齢者が開いてみるというのはなかなか大変なことだと思いますので、ぜひご配慮いただきたいと思えます。

過日の年金機構の情報流出問題の発生等により、国の法案の成立が遅れ気味ではありますが本町においては今議会に税条例の一部改正により、個人番号の記載を義務付けする改正条例が

提案されております。

なお、国では2018年に個人番号を金融機関の預金口座にも適用すると。この改正法案が衆議院ですでに可決をされております。6月中には参議院で審議される見通しとしております。このためそれぞれ個人がマイナンバーの取り扱いを慎重に扱う必要があります。しっかり注意喚起を徹底する重要性を認識されまして、対策を講じていただきたく願うところであります。

なお、6月号の広報みのぶについて紹介されておりますが、これについてちょっとお伺いをさせていただきます。

ここに6月号がございますが、マイナンバー社会保障税番号制度としてお知らせしております。見出しには平成28年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバー（個人番号）が必要になります。さらに例として四角の枠の中に社会保障、年金、労働、医療、福祉と。その中に雇用保険の資格取得や確認、給付、医療保険の保険料徴収、こういう項目が記載をされております。しかしながらこれではどのように必要になって、どのように使うのかという部分がまったく町民は、不安を駆り立てる格好になっているかと思えます。町民は理解できません。そのほかいくつか例が記載されておりますけども、具体的に町民が取り扱う方法、どのように使用するのか、まったく示されていないということがございます。一番重要な部分が欠けているように思いますが、この点についてどうでしょうか、お伺いします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

6月号の広報に掲載をさせてもらっておりますが、今言われましたとおりこんな形で使いますということしか書いてありません。これにつきましては具体的な事例等を、国に対する関係書類につきましてはマイナンバー、個人番号を記載してもらおうこととなりますので、具体的に書く欄等を国でも示してきております。今後の広報につきましては、こういう具体的な、こういうところへ記載が必要ですよというような形で説明をして周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

ぜひそういう方向で検討を加えていただきたい。特に高齢者の対策、ここを重点的に周知徹底をされたい、これを願うところでございます。

非常に重要な個人番号であります。まだ法律が固まっていない部分もありますが、町民それぞれの状況に応じて取り扱い方法等、丁寧に周知されますよう特にお願いを申し上げまして次の質問に移らせていただきます。

最後の質問でございます。

A E D（自動体外式除細動器）の設置状況と今後の対策についてであります。

ご承知のとおりA E Dは電源を入れると音声で操作が指示され、救助者がそれに従って傷病者の心臓に電気ショックを与える装置で、医学的知識が少ない一般町民でも音声ガイダンスに沿った操作で救命措置ができる大切な応急手当の手段であります。尊い命を救うために、いつでもどこでも治療可能な施設への設置が求められます。

例えば目の前で倒れている人を発見。心肺蘇生法を知っていれば、A E Dがあれば大切な命を救うことができるかもしれません。救命率を高める観点から本町における公的施設等への設置状況について伺います。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それではA E Dの設置状況についてお答えいたします。

A E Dの設置については、万一の事態に発生した際に応急手当による救急体制の充実を図るため町内各公共施設内に設置し、それぞれ担当課で管理している状況でございます。現在設置しております個所については保育園が7カ所、小学校が7カ所、中学校が4カ所、その他町管理の公共施設が13カ所、合わせて31カ所に設置している状況でございます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

今、答弁をいただいたとおり公的施設にはほぼ設置されている状況かと思えます。しかしながら集落が点在している本町の特質から設置場所等を再確認され、それぞれの集落への設置場所の周知徹底が重要課題であると思われます。それらの対応を願うところでありますが、設置の状況についてはほぼ理解をいたしました。

しかし設置されている施設はほとんど休日や夜間など施錠されているため、限られた時間にしか使用できない状況かと思われます。このためいつでも何時でも安心して使用可能にすべきであります。例えば24時間営業のコンビニエンスストアとか警察の派出所等が考えられますが、最近では屋外型収納ボックスを導入し24時間使用可能にした町村もございます。本町におきましても早期に屋外型収納ボックスを設置し、命を守る観点からいつでも使用可能にすべきと思いますが町当局の考えを伺います。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

今後の対策についてでございますが、議員さんのおっしゃるとおり現在、本町で設置しているA E Dは屋内での設置がほとんどであります。したがって時間外、深夜、休日の施錠しているときの緊急時にはA E Dの使用はできない状態であります。使用時間に制限なく万一の事態のときに利用いただくには屋外で使用できるA E Dも必要だと思いますが、盗難対策や財政的課題等がありますので、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

今お答えいただきましたとおり財政的課題もあろうかと思えますが、命を救う大切な手段の一つであります。早期の実現に期待をいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

これで深澤勝君の一般質問を終わります。
議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。
再開は10時35分といたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時35分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。
次は通告の3番、芦澤健拓君の一般質問を行います。
芦澤健拓君の発言を許します。
登壇してください。
芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

通告に従って質問をいたします。

「由らしむべし知らしむべからず」という孔子の言葉があります。人民は従わせればよい、その理由を知らせることはいらぬというものだそうです。たしかに最近の傾向を見ますと国においても町においてもこんなふうなことで進んでいるのではないかなということが垣間見えますが、先ほどの同僚議員の質問に対してもなんかはっきりした答えが出てきていないなという感じがいたしております。

最初にまち・ひと・しごと創生法の本当の目的は何かという点について、私の考えを述べてから質問に入りたいと思います。

私は3月議会で、このまち・ひと・しごと創生法に批判的な立場であるということを表明いたしました。その後、総合戦略策定のために副町長を選任するという条例制定にも反対いたしました。誤解されてはいけませんので申し上げておきますけども、私は望月幹也氏が気に入らないという理由で反対したわけではありません。そのことは確認しておきます。

現在、私は身延町総合戦略策定委員会の委員に選出されております。町は議会の常任委員長2名の選出を要請してまいりましたけれども、どうしても委員になりたいという議員がほかにおりまして彼が所属する総務産建の柿島委員長が辞退したことで、創生法には批判的であるという立場を表明していた私、教育厚生常任委員長が選出されるということになりました。私はこれは議会の良識が示されたものと理解しております。

まち・ひと・しごと創生法が制定された経緯は、おおよそ次のとおりであります。昨年5月8日に元岩手県知事で、第1次安倍政権の総務大臣であった増田寛也氏が座長を務める日本創生会議が「ストップ少子化 地方元気戦略」という論文を発表いたしました。この論文によりますと現在、全国に1,800ある自治体のうち約半数の896の自治体が2040年までには消滅してしまうという大変ショッキングなもので、多くの自治体関係者と国民に衝撃をもたらしました。

こうすることで、そのあとに安倍政権がこの提言を受ける形でまち・ひと・しごと創生法を制定したわけですが、その手始めとして昨年12月の補正予算で各自治体に地域住民生活等緊急支援のための交付金というものを交付してきました。この交付金は地方消費喚起・生活支援

型交付金、地方創生先行型交付金という2種類のものですが私はその目的はアベノミクスが地方に浸透していないことをなんとか補充しよう、補完しようということで地方を活性化するためのいわゆるローカルアベノミクスとしての意味合いと今年行われた統一地方選のためのこ入れという2つの意味があったのではないかと推測しております。

2つのうち地方消費喚起・生活支援型交付金のほうは、政府のほうからあらかじめプレミアム商品券の活用を第一とすべしという指導がされており、まさに地方経済を刺激することが目的であるということが明らかであります。地方へのばらまきということで考えると竹下元首相のふるさと創生1億円と同じ性質のものではないかと考えております。

増田寛也氏がこの論文を提出する時期を安部内閣の菅官房長官と調整していたということが2014年、去年の6月22日付けの日本経済新聞で報道されていることから、このつながりが明らかであると思います。

第1次安倍政権の3つの柱は国民投票法の制定、教育基本法の改定、道州制の導入、この3つであったことを考えると、このまち・ひと・しごと創生法の意図するところは最終的には最後の道州制の導入が目的であるのではないかと推測されます。

小泉政権のときに平成の大合併、三位一体の改革ということが出てまいりまして地方自治体の交付税は大幅に削減され、地方への財源移譲は行われなかった。そのために地方自治体は弱体化し、当然ながら住民サービスも低下しております。

増田氏は選択と集中という言葉で、自治体の多くを中枢拠点都市に集約し弱小地方自治体を排除しようとしていることから道州制の導入が目的であることは明らかだと思います。この政策が推進されて道州制が導入されると地方自治体はますます弱体化することになります。道州制導入に反対している多くの自治体はまち・ひと・しごと創生法にも反対しております。まち・ひと・しごと創生法に対する自治体の反応は、大きく3つに分けられると思います。1つは将来、自分たちの町や村はなくなってしまうから自治体の集約化、統合、合併を選択せざるを得ないとして諦めてしまう。2つ目は4兆円にも及ぶという地方創生関連予算枠の獲得に期待するもの。3つ目は大合併のときに自立の道を選択した町村や小さくても輝く自治体フォーラムの会に参加する町村長たちが表明している警戒と批判。この3つの考え方があります。

まち・ひと・しごと創生法がもたらすものが何かということを十分に理解して今後の取り組みを進めるべきであると思い、私の考えの一端を述べさせていただきました。それでは質問に移りたいと思います。

身延地区で行われた町民と議員との懇談会で創生法に関連した質問がありましたが、多くの町民の方々はこの法律についてあまり知らないのではないのでしょうか。先ほどの「由らしむべし知らしむべからず」という、まさにこのとおりでそのことを町民が知らないということもよく分かっていることだと思います。町はプレミアム商品券の普及も含めて、この法律の内容と目的をしっかりと町民の皆さんに周知することが必要であると考えますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○6番議員（芦澤健拓君）

町長のお考えをお聞きしたいんですけども。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては、担当課長より答弁をさせますのでよろしくをお願いします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

町民に知らしめるということでございますが、この前の広報では公募委員の募集内容という形だけでありました。町にとりましては今、プレミアム付き商品券の発行の準備をしておりますので、これにつきましては、先に6月の広報配布時に総合戦略の前倒し事業として実施するプレミアム付き商品券の取り扱い店舗募集のチラシを全戸に配布をさせていただきました。このチラシによりまして、少しでも町民に発行目的や内容および販売目的等について分かっていたらという形で配布したものでございます。

今後につきましても、町民の皆さまに周知を図ることを目的に情報提供をしていきたいと思っております。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

プレミアム商品券そのものは景気を回復させるためのものであるということで、このこと目的を知らなくても町民はこれを活用できるということで、多少は経済の活性化になるかと思えますけれども、大規模店に集中していってしまうのではないかと不安を持っている方も大勢いると思います。

次に懇談会で受けた質問の内容ですけれども町長就任以来、副町長を置かないという方針できたのに県に依頼してまで副町長を迎えた町長の考え方が理解できない、そういうものでした。私も副町長の設置条例を審議したときに同じ疑問を持ちましたので、その理由を質問いたしましたけれども、この際改めて具体的な内容についていくつか質問をいたします。

まず副町長を置くことにした大きな理由は一体なんでしょうか。このことも改めてお聞きいたします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

平成27年の第1回身延町議会定例会、議案第64号で身延町副町長の定数を定める条例の制定について提案理由を申し上げ可決をいただいたところであります。したがって、そのときに申し上げた提案理由のとおりでございますけれども、改めて聞きたいということでございますので申し上げたいと思います。

地方自治体ではご案内のとおり今後5カ年の目標の基本的方向、具体的施策をまとめた地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年度中に策定することになっていることは、ご案内のとおりでございます。この地方版総合戦略を国で採点をし、これにより予算付けもなされるとのことでございますが、これもご案内のとおりだと思います。この地方版総合戦略に対

して4名の議員さんより一般質問の通告がありました。3名の議員さんから質問があり素晴らしい町の将来計画をつくるよう叱咤激励もいただいたことも事実でございます。当然、県内市町村で最上位の評価をいただけるよう頑張ります、こういうようにお答えもいたしました。

深澤勝議員の質問にお答えしたとおり、現状の職員体制では通常の町行政の執行で手一杯であるため県に対し職員の派遣をお願いしておりましたが、3月6日の時点では具体的な回答はいただけませんでした。3月6日の夕刻に県より連絡があり県も現在議会中であり、派遣職員個人の名前までは決定はしていないけれども、県からは副町長級を派遣してくれるとのことでした。したがって、町では副町長として受け入れる態勢を早速整える必要がありましたので本条例の制定をお願いするものでありますと申し上げ、ご理解をいただいたところでございます。そのときは申し上げませんでしたけれども、それに加え国の地方創生人材支援制度というのがあることもご案内のとおりですから、このことも考慮いたしまして県のほうへお願いしたことも事実でございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

副町長を置くことにした理由というか、先ほど町長も私の次の質問も答えてしまったような感じですけども、町内にはそういう有能な人材も多くいるはずですし、このまち・ひと・しごと創生法の総合戦略策定についても、町を挙げてということは町の職員を総動員してでもそこに向かっていくべきではないかと私は考えておりましたので、あえて県からの、副町長を要請して要するに総合戦略を策定する委員会のトップに据えるということであろうと思いますけれども、その理由が何かということをお聞きしたかったわけですけども、これで町民が納得していただけるかどうかということについては私ちょっと疑問があると思います。

もちろん副町長の能力的な問題とかそういうことはまったく私には分かりませんし、今後副町長に対する非常に大きな過重がかかるということは、よく分かっているわけですが、それでもあえて県をお願いして副町長を呼んだ、その理由がよく分からないということで、たぶんその町民の方も私にその懇談会で質問されたのではないかなと思いますので、もう一度お聞きしますけれども、副町長として県の職員を要請したことの意味ですね、これについてちょっと納得のいく説明をお願いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これはすでに先ほども申し上げましたとおり、第1回の定例会で申し上げて議決をしていただいておりますので、議員さんも承知しているはずでございます。もし議員さんと町民との懇談会で出たのなら、そのことを町民の皆さんに議員さんも知らしめていただける、私はそのようにしていただきたいなと、こんなように思いますけれども芦澤議員さんがおっしゃることですからもう一度申し上げます。

先ほどの答弁と同様に第1回身延町の議会定例会の中で関連で申し上げました。さらには3月26日の臨時議会でも申し上げたとおりでございます。県への要請理由も明確に申し上げておりますので、ご案内のことと思いますけれどもあえて申し上げます。

県に対しては地方版総合戦略の策定など町における地方創生を推進するに当たり、幅広い県行政の経験と市町村行政支援に関する知識、経験を有する県職員であって町長の補佐役としてマネジメントができる本庁課長級の職員を副町長として登用したいからぜひお願いしますと、こういうようお願いをし皆さんも了解をしていただいたところでございます。この根本には先ほど申し上げましたとおり国の地方創生人材の制度というのもございます。これが根本にあります、国からいただいても国の職員には私どもの町のこと分かりませんので県からぜひお願いをしますと、こういうことをお願いしたところでもございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

何回聞いても同じ答えしか返ってこないだろうと思いますので、これはここで置きたいと思いますが、町民の方々が今まで置かなかったのになぜ副町長というのは当然の疑問だと思いますし、このまち・ひと・しごと創生法というものが本来は、先ほども申し上げましたように町が総力を挙げて取り組むべき問題であって、副町長をお呼びしてそこで副町長がトップになってやっていかなければならないということであれば、これはもうこの町村でもみんなその副町長を呼ばなければいけないような形になると思うんですけども、そういうことで本当にいいのかどうかという疑問を持ったから、懇談会でもそういう質問が出たんだろうということであります。

少し質問を飛ばします。たぶん同じような答えになってしまうと思いますので、県の市町村課長であったという望月氏を副町長に選任した理由というのは、先ほどおっしゃっていたようにいろんなことで有能であるということがあって県のほうで推薦していただいたんだろうということで納得いたしますけども、これはただ単に今まで置かなかった副町長を置くということだけではなくて、いろんな意味で町の職員の士気を低めるのではないかなと私はそういう懸念があったのであえてお聞きいたしました。

それではその副町長にお聞きしたいと思いますが、本町の地方創生総合戦略を本年度中に策定するというのが副町長に与えられた使命であるというふうに考えますけども、これを達成する展望があるんでしょうかというのもずいぶん失礼な質問ですけども、もちろんおありの上でここへ今いらっしゃると思うんですけども、どんなふうな展望をお持ちなのかということでお聞きしたいと思います。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

議員さんが通告で私どもにいただいております。したがいまして、私どもはどういうお答えをしたいかということでそれぞれの通告で答弁を検討しやっています。したがいまして、これを飛ばされると私どもの意向が議員さんの考えに伝わらない。町民にも伝わりませんので、議長それでよろしゅうございますか。いいですか。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

私のほうからでも申し上げますけども町長、先ほど私が質問する前にその次の質問についてお答えをされていました。ということはお互いにそのへんはご理解していただいているというふうに私、理解して進めたわけですけどもそれではいけないでしょうか。議長のご判断を。

○議長（河井淳君）

もし通告にある答弁、先ほど町長が答弁したものと違う答弁がありましたら町長のほうからお願いいたします。

○町長（望月仁司君）

飛ばしていいのかどうか。

○議長（河井淳君）

内容がすでに回答があるものであれば飛ばしてもいいというふうに判断いたしますが。同じ回答を二度しても意味がございませんので。もし違う回答がありましたら答弁のほうをお願いいたします。もし同じ回答でありましたら飛ばさせていただきたいと思います。

町長。

○町長（望月仁司君）

ではいいですね。

それでは芦澤さんが質問しないものを私が答えるのもおかしいんですけども、通告の中に副町長を置くための条例改正の際、現在の職員体制では無理であると判断をしたと答弁しているが本当にそうかどうかというのがありましたね。

○6番議員（芦澤健拓君）

それについても。

○町長（望月仁司君）

いいや、お答えしていません。100%お答えをしていません。

これにつきましては当然のことながら副町長を置いて、職員体制では無理ですということですをお答えいたしました。その職員体制がなぜ無理かということをご案内に申し上げさせていただきます。

平成16年9月の合併時の町の職員総数は271名でございました。それが私が町長職を引き受けたときの平成20年には235名でございました。したがって36名の職員が減ってございました。それから7年間、今年の4月1日現在の職員数は204名でございます。7年前と比較してみますと31名、合併時に比べますと67名の減となっております。総数が271名のところを67名の減となっている。このことは行政改革の中で職員を少なくしない、こういうことを受けての私どもの判断でございまして私は大変スリム化したな、こういうふうに思っているところでございます。したがって通常業務で手一杯である、こういうことを申し上げたところでございます。これが根拠でございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

人員削減によって多くの人員が削減されたことは分かっておりますが、毎年いろんな形で報告される職員の研修だとか職員のいろんな査定ですとか、そういうものによってかなり能力の

高い人が残っているのではないかなというふうに私は考えておりますので、あえてこういう質問をさせていただきました。有能な職員が大勢いる中で、あえて副町長をお呼びしてそのトップとして据えてこのまち・ひと・しごと創生法を進めていかなければならない、そのことが私にはよく分からない。むしろ今の現在の職員体制でなんとかしなければいけないのではないかなという思いで申し上げたわけでありませう。

それでは先ほどの副町長に対する質問に・・・発言の途中でなんか、安倍さんみたいなことをやっていますけども。

○議長（河井淳君）

芦澤君、続けてください。

○6番議員（芦澤健拓君）

副町長にお聞きする前に何かお聞きしたほうがよろしいでしょうか。

○町長（望月仁司君）

通告どおりに。

○6番議員（芦澤健拓君）

通告どおり。分かりました。具体的な質問ですね。先ほどから何回もお聞きしているような気がしますけども、あえてでは町長が野次を飛ばしてまでおっしゃっていますのでやりたいと思います。副町長望月氏を選任した理由はなんでしょうか。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

私は野次ではございません。

○6番議員（芦澤健拓君）

野次でしょう。私が発言中にやっているんだから。

○町長（望月仁司君）

だって通告どおりにやっていたのが当たり前ではないですか。

○議長（河井淳君）

指名してからお答えください。

町長。

○町長（望月仁司君）

副町長の選任につきましては、選任理由ですけれども選任につきましては去る3月26日、第1回身延町議会臨時会、同意第9号で提案理由の説明をし議会の同意をいただいたところでございます。したがって、私は本来ですとこういう質問が出てくるとは考えておりませんでしたけれども、あえて申し上げます。

県に対して地方版総合戦略の策定など町における地方創生を推進するにあたり、幅広い県行政の経験と市町村行政支援に関する知識、経験を有する県職員であって町長の補佐役としてマネジメントができる本庁課長級の職員を副町長として登用をし、町政の強化を図りたいので派遣をしてくれるようお願いをしていたところでございますと、こう申し上げました。これでご理解をいただいたと私は思っております。それに加え、先ほどから申し上げておりますとおり国でも地方創生については人材支援制度もございます。これらも考慮して、先ほど申し上げたとおりでございます。これに対して県で望月幹也氏を派遣していただいたため、選任をしたと

ころでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

今も皆さんお聞きのとおりですよ。町長は同じことを3回ぐらい言っています。だからあえてこの質問をしなかったんです。

それでは今の質問、また改めてやると同じことを言われるような気がしますので次にいってよろしいでしょうか。副町長にお聞きしたいんですけども。

○議長（河井淳君）

どうぞ。

○6番議員（芦澤健拓君）

それでは先ほどの、副町長が本町の地方創生総合戦略を本年度中に策定するということの展望についてお聞きします。

○議長（河井淳君）

副町長。

○副町長（望月幹也君）

地方版総合戦略は議員ご指摘のとおり平成27年度中に策定することになっております。本町ではこの計画の策定につきましては、実施する施策等を明年度の予算に反映できるよう本年度中に策定を目標に今、進めております。ここにいらっしゃる議員各位、総合戦略策定委員および町民の皆さま等のご協力をいただき、国の意図する実効性のある総合戦略の策定が目標期限内に完了できるようしっかり対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

総合戦略というのがたしかにその委員会でいろんなことを今から論議することになると思うんですけども、こういうことを言ったら問題になるかも分かりませんが、その総合戦略の策定委員会の委員として委嘱された方で、広報4月号ですか、総合戦略会議の委員3名というのを公募いたしました。そこで選出されたその3名の方の中で私の知り合いが1人おりまして、この会議のあとでこんな重要な問題を定めることが自分なんかにはできるのか不安だと。選ばれた経緯についても創生法の詳しい内容も、創生法自体をよく知らないうちに役場職員からの依頼で応募したら選任された、そういうことを言っています。それから聞くところによりますとその公募された委員の1人は役場職員だということですけども、これは事実かどうかをお答えいただきたいのと実際に応募したけども選出されなかったという町民はその理由を知りたがっておりますけれども、それぞれに選考結果についてという通知が配布されているようです。この中であなた様におかれましてはせっかくご応募いただきましたが、残念ながら今回は選考されませんでしたのでご通知いたしますというだけの理由というか、そういう内容のものでありましてその公募による3名がどんなふうな経過で選任されたのかについて、やはり応募したけれども選出されなかったという町民は大変疑問に思っている部分があるということなので、

その選任の経緯についてお聞きしたいと思います。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

国では総合戦略策定委員につきましては産業界、地方公共団体や国関係機関、大学等の高等教育機関、そして金融機関、労働団体、メディアや女性、若者、高齢者などあらゆる人の協力、参画を促し地方議会も策定や検証に積極的に関与して策定するよう求めております。

本町では身延町総合戦略策定委員会設置要綱を定めまして、要綱の第3条で委員の人数を20名以内として2項で町長が委嘱する旨を示しております。その委嘱者としましては町議会の各常任委員会選任委員、公募による者、関係団体の代表者、学識経験者、その他町長が必要と認める者と定めまして、国で示した人材について積極的に登用をさせていただき議会議員2名、一般公募3名、そして残りの15名は各種団体からの選任、学識経験者に男女の比率や年齢などを考慮する中で広くお願いをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

さっきちょっと言いましたけども、公募された委員の1人は役場職員だということを知ったんですけども、これは事実でしょうか。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

公募の3名でございますけども公募の中の3名中、1名、社会福祉協議会に勤めていらっしゃる方ということでございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

社協の職員であって役場職員ではないということですね。総合戦略策定委員会というのが今後、第2回をはじめとして何回が行われることになると思うんですけども、どのような手順と日程で行われるのか、その点についてお聞きしたいのと、あと町民に対してその後の経過の説明等を行う予定はあるのかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

策定作業につきましては、内容としましては人口ビジョンの策定については8月を目途に行いたい。そして中身としましては、人口の現状分析と人口の将来展望を作成していきたいということです。総合戦略の策定につきましては、町民意向調査を実施しますのでそれにつきましても8月を目途に実施をいたしまして、8月の中旬ごろから基本目標や施策に対する基本的方向、具体的施策等を作成しまして10月には完了をし、その後パブリックコメントを実施して

いく予定でございます。

なお、町民への経過説明につきましては策定委員会の開催後、広報等を活用して公表をしていきたいと考えております。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

議員の中にこの問題について早くから取り組みをしておりまして、そのアイデアを1つにまとめて、たぶん政策室のほうにもお届けしてあるのではないかなというものがありますけれども、一般からのアイデアとかということは、この総合戦略策定会議の中で取り上げられるのかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

アンケート等も実施しますが、町民からの意見は、皆さんの意見を聞くという形で若者の意見等も交えまして積極的にしていきたいと思っています。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

本当に難しい仕事で、しかも私に言わせれば目の前にニンジンをぶら下げて、さあ走れみたいな、そういうふうなこの総合戦略策定の業務になっていると思いますけれども、こういうやり方は私はあまりいいやり方ではないなというふうに考えておりますので、まち・ひと・しごと創生というのものなぜ今なんだということを疑問に思っているところでございますけれども、次にまち・ひと・しごと創生法と学校統廃合の整合性についてお聞きしたいと思います。

昨年12月議会で身延中1中、身延、下山、西島の3つの小学校ということで統廃合が決められました。私の住んでおります下部地区では4つの学校がすべて廃校とされるということになっております。先ほど同僚議員の利活用の話が出ましたが、そういう問題も含めて今後考えていかなければならないんだろうなと思っています。それから一方、身延地区では若者の定住促進のための宅地造成販売が行われている丸滝の大河内小学校を廃校にすると、こういうことも実施されることになっています。

こういう状況をつくったのは町長と教育委員会ということになりますけれども、一方で地方創生総合戦略の中では仕事を増やし、若者の定着を促進し町を活性化するためには何をすればいいのかということを考えようということになっております。再三申し上げているように学校がないところに若者や子どもが住めない。これはたぶん私だけではなくて多くの人が認めているところではないかと思いますが、学校統廃合と地方創生総合戦略、この2つの政策は大きく矛盾するのではないかなというふうに私は考えていますけれども、この整合性について町長、副町長はどのように考えておられるのかお聞きします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

議員がおっしゃる下部小中、久那土小中、大河内小を廃校にするという状況をつくったのは教育、今なんと言いましたか、ちょっともう一度。

○6番議員（芦澤健拓君）

町長と教育委員会。

○町長（望月仁司君）

教育委員会と町長ですか。町長とですか。どっちが先ですか。

○6番議員（芦澤健拓君）

町長と。

○町長（望月仁司君）

町長と教育委員会ですね。

議員おっしゃるにはこの廃校にしたのは町長と教育委員会である、こういうことのようにございますけれども、私には残念ながら学校の設置や統廃合に関する権限はございません。学校統廃合を決めたのは教育委員会。さらにそれを皆さんにお諮りをして、そして議会の皆さんが決めてくれたことでございます。その点をまずご理解をいただきたいと思います。

学校統廃合につきましては、地域の事情に応じて検討を重ねていただいた結果、昨年12月定例議会において条例の改正の可決をいただきました。本町の小学校、中学校の適正配置・適正規模など将来あるべき姿を議員の皆さんが検討していただいた結果だと私は思っておりますし、非常に素晴らしい結果を出していただいた、こういうようにも思っているところもございます。

一方、総合戦略はわが国の人口減少を国が危機と捉えて地方の活性化を促すことで人口の極集中を抑制して、また日本の人口増加を図っていくこととするものである。こういうように思いますが、本町におきましても人口の減少、高齢化率、これらにつきましては県下において上位に位置をしております。大変厳しい状況ではありますが、このたびの国を挙げてのこの施策に積極的に参画をして人口減少の抑制を図るとともに活力あるまちづくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

副町長。

○副町長（望月幹也君）

ただいま町長が答弁したとおりでございますけれども、やっぱり学校統廃合につきましては、昨年12月定例議会において議論がなされて、条例改正の可決がなされたものであり、私がこの件に対して言う立場にはございません。私に課せられていることはこれまでの経過を踏まえた中で、現在置かれている身延町の現状をしっかりと見極めて総合戦略の策定に力を尽くすことだと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

そうですか。では次の質問に移ります。

熊本県多良木町の槻木小学校というのが7年間の休校期間を終えてといいますが、7年間休

校していたんですけども、集落支援員の人の子どもさんが1年生になるということで改めて休校にしていたものを再開したということを知っています。これについてはもっといろんなことを言いたいんですが、時間があまりありませんので質問だけに留めたいと思いますけども、この槻木小学校のようにいったん休校にしておいて、例えばこれ成功してもらいたいんですがまち・ひと・しごと創生法の総合戦略が成功した場合に、また当然若者や子どもたちがこの町に住みつくとということになると思うんですけども、そういうふうになったときに改めて休校にしておいて開校するというのを考えたかどうか。地方創生総合戦略が成功したら開校するというので、身延中以外の3中学校はとりあえず休校にしておいたらどうか。これが本町のために大変有効な手段であると私は考えておりますけども、これは教育長にお聞きしたほうがいいのかな、町長にまずお聞きします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この学校の統廃合については、先ほども申し上げたとおりということをご理解をいただく中で、私が町長としての考え方をちょっと述べさせていただきたいと思いますが、私が言うまでもなく小中学校の統合につきましては児童生徒の健全な育成を図るため、よりよい教育環境を提供する。適正な規模・適正配置などを踏まえ中学校1校、小学校を3校に統合するというので決定をしていただきました。このことからわが町における義務教育課程の就学は1中3小で行うことがよいことだと私は思っております。

分校の設置の事例紹介のような児童生徒が1人もいなくなれば休校し、1人の児童が新たにその学区に転入してきたらその年度から再開校をするというような方法手段は、他市町村の事情で詳細は分かりませんが、町議会の皆さんの決定もいただいているところでもあり、私は身延町においては有効な手段であるとは思いません。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

そうですね。大体、答弁は予想の範囲だったわけですけども、こういうことが私は5月11日に宮川典子衆議院議員をお呼びしていろいろな話を聞いたときに、その中で宮川衆議院議員もこれは有効な手立てではないかということで賛成をしていただきました。そんなことでこのことをぜひ今後、本当にあちらこちらで、特に下部地区なんかは本当に今衰退しておりますまち・ひと・しごと創生法の本当に効果が出ればよいというふうに感じられる地域でございますけども、そういうところに子どもが戻ってきたら、若者が戻ってきたら、やっぱり学校をもう一度立ち上げてもらいたい。そういう思いが私も下部中学校の卒業生として強く感じているところであります。もちろん私以外の下部小中学校の卒業生の皆さんはそのことを強く感じているが本心に辛い思いをしているということで、昨年の12月議会で決められたことが本当に、もうこれで下部地区は駄目だなというふうなところまで落ち込んでおります。そのことは私自身も非常に強く感じておりましたいろんな方からお話を聞いてもやはり、もうこれで下部地区は終わりだなというふうな考えを持つ方が多くいらっしゃいます。もちろん下部小中学校だけではなくて久那土小中の卒業生の皆さんの中でも、やはり同じような考えでいらっしゃる

のではないかと思います。

ただ、ここで1つだけお聞きしておきたいのですが、今述べた学校の休校措置というのは可能であるのでしょうか。それともこんなことは駄目だよというふうに教育委員会でも判断されておられるのか。そのへんでもし必要な条例改正ですとか予算措置等も含めて、もし休校措置にしておくとするれば、どんなことが必要なのかということを教育長にお聞きしておきます。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

いろいろな事務的な内容でございますので、課長が答弁をさせていただきます。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

質問の中でも条例改正とかということでご質問も受けましたが、まさしくそのとおりで身延町立学校設置条例の一部を改正する条例、これを先ほどから申していますとおり昨年の12月に定例議会で議決しました。この内容もご承知のとおり28年の4月に久那土、下部、中富、身延、この4中学を閉校する。それで新たに中学校を設置しますよという条例でありました。よって閉校になる学校を休校にする措置は、この条例が施行されている間は不可能であります。小学校につきましても同様で、新たに分校等を設置するのであれば設置条例を、また改正をしなければならぬと思います。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

聞いたことに答えていないので、今、座ったまま質問してしまいましたけども、予算措置等はいかがでしょうか。例えば休校にしたいということで条例改正をした場合ですね。その場合に、当然休校にしておけばその間は管理しなければいけないわけですね。その管理を、例えばするのは教育委員会でやることになるのか。あるいは先ほど普通財産になってしまえば町で当然管理するんでしょうけども、例えば休校にしてあるということは、あくまでも学校として残すということになりますので、その間の管理は教育委員会でやることになると思うんですけどもそのへんについてはいかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

そのとおりです。設置していれば、学校として教育委員会で予算もろもろ措置はしなければなりません。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

念のためにお聞きしましたけども、条例改正とか予算についても今後、私とすればそういうふうな提案もこれからしていきたいなというふうに考えています。

最後に先月、教育委員会が行ったということを知っておりますけども、通学バスの試験運行

についてお聞きしたいと思います。

明日、同僚議員からまたこの点については質問があると思いますけども、教育委員会と学校教育課はバスを使って通学バスの運行経路で試験運行をなさったということでございますけども、これは事実なのかどうか。もしそれが事実であれば、その結果はいつごろどのような形で議会に、あるいは保護者に報告する予定になっているのでしょうか。その点について、お伺いします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

バスの試験運行をしたのは事実です。通学バスの試験運行の結果を議会および保護者に報告すべきで、いつどのような形で報告するのかと。そちらのほうのご質問にお答えしたいと思いますが、現段階では議会および保護者への報告は考えておりません。

今回、バスを運行した目的は実際にバスを使って朝の通勤時間帯の渋滞状況、おおむねこのあたりで何人の生徒が乗り降りするのか。乗降場所の状況や道路・歩道の状況、横断歩道の位置などルートごとに確認すること。また乗降予定箇所にバスを停車させ、実際にその状況の写真を撮影。安全面の確認。公衆電話、トイレ、雨宿りできる場所の確認。これらを行うために5月11日と5月19日の2日間、実施しました。5月11日につきましては、その日に学校訪問があるということで1便だけだったんですが2日間行いました。

4月17日開催の第3回中学校統合準備委員会において、既存バス2台と新たに購入する3台のバスで5系統の運行を行うことが事務局案のとおり決定をいただきました。実際に生徒が乗り降りする場所や乗降箇所数などは、今後学校とも相談しながら詳細を詰めていく旨の説明もしたところです。

その説明の折、今後詳細を検討する上での判断材料とするため、通学バスと同じバスを運行してみることをお話しました。実際にバスに私と担当職員が乗り込み、通学バス運行のシミュレーションをしてみたいと説明したことから、統合準備委員会にはそのときの状況や結果を報告・説明をし協議をしていただきたいと考えています。

そののち協議・調整が整い運行時刻表（案）運行計画（案）として示せる段階になったら、時期ははっきり申せませんが議会や保護者に配布したり説明したいと考えております。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

実際に実施したということでありまして、これについては私も何回もここで、前の学校教育課長のときに実際にバスを使って運行経路を試験運行したらどうかということは何回も提案したんですけども、それについては普通乗用車でということだけで行われませんでした。今回、そのことを行ったということ自体は1つの進歩かなと思いますけども、どうして今までそんなことができなかったのかということが私には非常に疑問であります。町民と議会との懇談会でこのバスを目撃したという報告がありまして、運行時にその速度規制を守らなかったり、信号を無視したりしたということも報告されましたけども、それが事実かどうか。もちろんこの試験運行自体は教育長の指示に従って行われたことであると思いますが、その事実関係についてお聞きしたいと思います。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

統合準備委員会の席上で私自らが運転するとお話ししました。実際はふるさと号の運転業務を委託している運転手が運転してくれることになりまして、学校教育課の職員が同乗し運行をしたところです。全便に私が乗って確認したわけではありませんが法令遵守は当然であり安全な運転であったと思います。それで全便乗らないというのは、11日は乗りました。19日も7便運行したんですが最終の便だけは、これは身延中から久那土までの夕方の便なんです、これには私は同乗していませんが報告を受けた中では当然、法令遵守であったということです。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

これは私が見ていたわけでもなんでもないので信じるしかありませんので、法令遵守で行われたというふうに私自身は納得しております。あと1分57秒ですね。

教育委員会はすべての地域から30分以内でバス通学できると言ってきましたけども、統合準備委員会では先ほどちょっと話が出ましたけども、時間的なものは37分とか38分とかということで報告があったというふうに聞いておりますけども、教育長、その事実を確認しているんでしょうか。教育長にお聞きします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをします。

今まで統合に向けての計画書、また計画書の説明会等においてはおおむね30分程度ということで記載もしてありますので、また確認をしてもらえばいいんですけども、そういうことで説明をしまいいりました。30分程度ということでありますが、いよいよ条例も通りまして計画を進めていかなければならないという段階になりました。先ほどから課長が答弁しておりますように、何回かバスを走らせて実際にそのへんもさらに確認をしていく必要があると考えておりますので、そのようなことをしたわけでありませう。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

時間がないのでこのへんで終わりますけども、本当にこの通学バスというのは子どもたちの命を預かるバスでございますので、本当に今教育長がおっしゃったように今後も何回もその試験運行をして安全であることをしっかりと確認した上で、通学バスで通学できるというふうな形にさせていただかないと、やはり一番保護者が心配するところでもありますし、もっとも住民が反対の根拠にしてきたところでもありますので、細心の注意を払って今後も進めていただきたい。そういう要望を述べて終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

これで芦澤健拓君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前11時39分

再開 午後1時00分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

その前に政策室長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

大事な審議時間をお借りしまして、先ほどの答弁に対しまして訂正をさせていただきます。

芦澤議員の質問でございまして、総合戦略の策定委員の公募による委員の中に職員がいるのではと、そのような質問に対しまして社会福祉協議会の職員でありますというような答弁をいたしました。職員につきましては、福祉保健課に在籍の臨時職員でありまして地域包括支援センターでケアマネージャーをされている方でございます。福祉や子育て等において活躍されており、総合戦略策定委員にふさわしいという方ということで選任をさせていただいた次第でございます。

私の一方的な思い込みによる答弁をしてしまいました。誤っております。訂正をお願いいたします。すみませんでした。

○議長（河井淳君）

それでは休憩前に引き続き一般質問を行います。

通告の4番、松浦隆君の一般質問を行います。

松浦隆君の発言を許します。

登壇してください。

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

通告に従いまして一般質問を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

来年4月から実施される予定となっております1中への統合に向けた準備委員会について、このことと其中で検討される生徒の通学手段であるスクールバスについて質問をさせていただきます。

この統合準備委員会で決定された案件は、今後の生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす可能性があり、またスクールバスについても生徒に密着した内容であると私は認識しております。その中で教育委員会にお伺いしたいと思います。

時間の関係もありますので、早速質問に移ります。

質問の1、新中学校に向けた統合準備委員会についての になりますが第1回統合準備委員会が2月17日に開催され、その後5回にわたって協議されていると伺いました。まず統合準備委員会の進捗状況、このことについて簡単にかつ分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

それではご質問にお答えします。

時系列に簡略に説明させていただきたいと思います。

先ほど議員のおっしゃられたとおり2月17日に委員の委嘱式、ならびに第1回統合準備委員会が開催され、そこにおきまして委員の委嘱、それから久那土中学校保護者会からの文書配布、これにつきましては準備委員会へ参加見送りという文書を配布いたしました。身延町立仮称、身延中学校統合準備委員会設置要綱の説明、役員を選出、事務局からの各資料の説明を行いました。

3月18日、第2回統合準備委員会におきましては審議前に久那土中学校保護者代表委員に委嘱状を交付いたしました。各中学校の保護者から2名、合計で8名の傍聴を認めることといたしました。会議資料、会議録を委員の出身母体、団体、学校、保護者等へ周知する旨の確認をいたしました。協議し確認されたことにつきましては校名は公募する。校名が決まるまでの間は制服、スクールバスについて検討する。PTAの組織運営に関することは教育課程等検討部会に委任する。

4月17日開催の第3回統合準備委員会で確認されたことにつきましては、新たな制服をつくる。制服に関する細部は小部会を設けて検討する。既存バス2台、新規バス3台を購入し5台で5系統で運行する。詳細は今後協議する。学校、事務局、保護者の要望などを踏まえ調整していく。校歌、校章は開校初年度、平成28年度に制定する。

5月18日開催の第4回統合準備委員会では校名について公募した集計結果を報告。応募した一人ひとりの意見や理由を全部確認し決すべきとして継続審議となる。

6月1日の第5回統合準備委員会においては新中学校の校名は漢字の「身延」、身延中学校として教育委員会へ提言する。制服等検討小部会からの報告が承認をされました。その内容は制服は男女ともブレザータイプ。制服、ジャージ等は全学年でそろえる。以上のような事項が確認されたところであります。

この統合準備委員会の決定事項のうち統合中学校の名称、校名につきましては6月2日付けで教育委員会へ提言され、6月4日の臨時教育委員会において承認されたところであります。今後は議会への上程に向け準備をしまいたします。現在の進捗状況につきましては、おおむね予定どおり進んでいると思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

順調にといいますかなんと申しますか、進んでいるというふうに報告を受けて感じました。ただ第1回の準備委員会に久那土中学校の保護者会が参加しなかった。久那土中学校の方々、統合の際の同意をしなかった、そういういろんな部分もあつてのことだと思っておりますが、それが残念でしたけれども、2回目以降は参加したということも聞いていますのでちょっとひと安心したんですが、本年1月27日に文部科学省から山中事務次官ですか、県教育委員会と県知事宛てに統合等に関する手引きについて通知があった。ご存じだと思いますが、この通知では先ほど同僚議員の質問で財政課長の答弁にもありましたけれども、学校を地域コミュニティの核と位置づけて、そして学校教育の受益者である児童生徒の保護者や就学前の子どもの保護者の

声を重視しつつ地域住民の十分な理解と協力を得て、地域と共にある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を通じ合意形成を図り、地域の実態を踏まえた方針や基準を定め具体的な検討を望むと、このように書いてありました。おそらく学校教育課長もお読みになったと思いますし、当然教育長もお読みになったと思いますがこの内容を僕も読ませていただきまして、まさに今、準備委員会に求められている内容だと思えますね。うちの場合は学校統廃合が決定されましたけれども、やはり統合に向けた今、準備に入っている中では当然、このこともしっかりと受け止めてやっていただかなければいけないということだと思っています。教育委員会はこのことをどのように受け止めていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えします。

先ほどから議員さんがおっしゃられたように、2月には第1回の準備委員会が行われたということで通知のほうは1月付けできたわけでございます。うちのほうは前からの経過の中で、もうすでにかかなりの部分が進んでおるわけでございますけれども、通知で申しておりますことについては十分留意をして今後また小学校等の統合がございますし、いろんな面で通知を斟酌をしてそのように努力してまいりたいと、このように委員会としては思っております。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

まったくそのとおりだと思うんですね。やはりこれから今の中学校の準備委員会も進めている。そのあとには小学校の準備委員会も今度立ち上げてやらなければならない。またそれと同時に先ほどの同僚議員の質問があったように学校の建設の委員会もあるわけです。やはりそれも基本的には地域住民の、地域の核として学校を位置づけた中で物事を進めていかなければいけない。地域の声を吸い上げてどのようにすることが地域のため、また保護者のため、子どものためになるか、そのことを考えていただかなければいけないと思いますが、そのことを答弁を受けた上で質問をさせていただきます。

統合準備委員会の委員の選定の経緯について伺いますが、そのことについてお答えいただきたいと思えます。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

身延町立（仮称）身延中学校統合準備委員会を設置するに際し教育委員会では委員構成は保護者、教職員、学識経験者とし人数については保護者代表は各中学校保護者からそれぞれ2人ずつ、教職員は4中学校の校長先生、学識経験者としては各地区2人ずつ、合計18名の委員で構成するのが適当だろうと決定され、統合準備委員会設置要綱を定めました。保護者代表の委員については各団体から推薦していただき、教育委員会が委嘱したところであります。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

準備委員会設置要綱に地域代表がないんですが、6名の学識経験者の位置づけ、これが地域代表というふうに受け止めていいんでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

学識経験者という形で謳ってございますけれども、まさに今、議員さんがおっしゃるようにその選出をする基本的な考えとすれば合併前の旧3町の地区ごとにそれぞれ学識経験者を選ばせていただいたということでございます。したがって、議員さんがおっしゃるようなことでございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

そうするとこの地域代表という、学識経験者であることを兼ねた上での委嘱なわけですよね。そうすると学識経験者も今、教育長が答弁された地域代表を兼ねているということを確認、また認識もしているというふうに捉えていますね。学識経験者がです。いかがですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

先ほど言いましたように、謳ってございますように学識経験者ということで教育委員会でその各3地区ごとにそれぞれの立場で学識をお持ちの方、あるいは経験等をお持ちの方ということでその方の意見を聞くという意味でございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

ということは地域代表ということですよ。違うんですか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

先ほど学識経験者としてということで申しましたが、学識経験を地区割でということ言えば地域代表ということで、地域住民代表を委員に入れたいのかというようなご質問に近いのかなということで、それについてちょっとお答えさせていただきたいと思います。

○7番議員（松浦隆君）

いいや、ちょっと待ってください。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

僕が聞いているのは、地域代表も兼ねているということですよ。ということとその学識経験者が認識した上で委嘱されているし、また教育委員会もそれを認識した上で委嘱しているかどうかということを知りたいんです。それ以上のことは聞いていません。すみません、時間

の関係がありますのでお答えいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

先ほどから申しておりますように各地区で2名ずつという選出の考えは、それぞれの地域において学識を持っている、経験を持っているということでその中でご意見を聞くと。要するにこの要綱の目的は提言をいただくということであります。したがって、各委員さんのそれぞれの意見を教育委員会は提言という形で承るという、もともとの趣旨でございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

ちょっと納得がいかないんですけどね。もしそれであれば地域代表というものをちゃんと別にこの要綱の中に入れるべきですし、地域代表がない中で学識経験者を地域の代表、地域でそういう知識を持っている方の意見を聞くということであれば通常考えれば地域代表ですよ。私はそう思うんですが、だから地域代表というふうに捉えていいんじゃないですか。そういう形の中でこの準備委員会の設置要綱をまとめたんじゃないですか。これは先ほど教育長から聞いたら、教育委員会がまとめたという話ですよ。そうすると教育委員会がまとめたこの要綱そのものがおかしいということではないですか。そういうふうに今、答弁しているような感じがするんですが、僕の質問に対して。いかがですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

教育委員会の考えが統合準備委員会を立ち上げて、その委員会の中で教育委員会へ提言をいただく、要するに教育委員会が決定をしていくんだけど、統合に向けてのいろんなことをそこで審議をいただく。その審議をいただくにはそれぞれの立場で意見を出してもらおうということです。学識経験者という形で各地区2名ということをお願いしたんですけども、あくまでもその方たちは教育委員会で判断をして、この方たちであればいろんな建設的なご意見も伺えるだろうということをお願いをしたわけです。ですから議員さんがおっしゃっている地域代表という意味がどの程度までをおっしゃっているのか、われわれとすれば新町になって旧3町もそれぞれ下部、中富、身延、あるわけでございます。地区であるんですけども、そちらのご意見もそれぞれ聞いたほうがいいだろうという判断のもとでお願いをしたわけでありまして。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

ということは地域代表もいくらか兼ねていて、なおかつ経験を踏まえた方ということの捉え方でいいわけですね。それをだから委嘱したわけですから、そうすると地域代表もいくらか兼ねている学識経験者に住民の、地域の思いを伝えようとした住民の方がいらっしゃいました。それがその学識経験者から拒否されたという事実がございますが、教育委員会はその事実を認識していますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今初めて聞きました。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

実際にそういうことがあったんです。ですから私は地域代表ということにこだわったのは、地域の代表としてその準備委員会に出席なさっている委員としているのであれば、その地域代表の方が地域の声を聞かない、そういうことがあってはいけないうということでも私、地域代表なのかということにこだわったんですよ。それがちょっとは地域代表ということであれば、また話が変わってくるんですけども、それであれば逆に要綱の中に地域代表もしっかり入れるべきではないんですか。そうしなければおかしい話になるでしょう。そのへんは、時間がありませんので今後の小学校、それから学校の建設推進委員会ですか、そちらのほうもちゃんと教育委員会としてこの要綱をつくる時にしっかりと考えていただきたいと思ひますし、この今話をした委員の方が地域の話聞かない。これは先ほど話しました文科省の考え、文科省の通知に対する考えと相反することであって、非常に由々しき問題であるというふうに私は思ひますし、その委員の名前を出すことも簡単ですけども、この場でその委員名を出すのは個人の名誉のこともありますので、あとで教育委員会のほうにお話させていただきますけれども、しっかりとその上で教育委員会で検証して対処していただきたい、このように思ひます。

次の質問ですが、私は教育委員会の、今の地元の意見を聞かないというその委員の方、本当に私、自分でこんなことを思ひすることが自分で恥ずかしかったんですけども、教育委員会の意向を受けてそういうふうに地元の意見を聞かないのかな、本当にそういうふうな思ひに至った自分がちょっと恥ずかしかったんですけども、そういうふうに思ひぐらいな気持ちなんです。地域の意見を無視する学識経験者が地域代表では保護者や地域住民の思ひが伝わらない。これは当然のことですよ。それで公平性の観点からも保護者、校長、それから教頭と同じ、学校単位でやっているわけですよ。学校関係者、保護者関係者、4校ということで。今、話を聞いたらちょっとだけ地域代表みたいな形ではないですか。それだったらやはり先ほども申し上げましたように地域代表もしっかりと入れた中でやるべきではないか、それが本来のちゃんとした、さっき話をしました文科省の通知の中にも通じるものがあるんじゃないかというふうに思ひますが、今できているものを変えるということは難しいかもしれませんが、少しだけ地域の代表である学識経験者だけではなくて、地域代表もこれから一番大事なところに、佳境に入るわけですから、ある意味で要綱を変更するなり何なりして入れることも一つの考え方ではないかと思ひますが、そのへんはどうですか。いかがですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをします。

今のご意見のように地域住民代表を委員に入れないのか、またどうしていくんだというご質問でございます。

これは要するに協議をしていく内容といいますが、その性格にもよると思うんです。例えば町のいろんな審議会とか・・・。

○7番議員（松浦隆君）

そういうことを聞いているのではないです。

○教育長（鈴木高吉君）

いや、それが答えになるんですけども、いろんな審議会とか何々計画策定委員会というような広く住民の意見を聞く、そういう立場でお願いするであれば、あるいは公募とか、あるいはいろんな形が考えられると思いますけれども、今私どもがしているのは中学校の統合について、まさに利害関係者、それから一番関心を持っている方々、その方たちを中心に今後どうしたらいいかということを決めていただくという、提言をしていただくという、そういう立場でございますので、例えば議員さんがおっしゃっているような地域代表といっても、どのような形にするのか、またその方たちはどこまで責任を負うのかと、いろんなまた新たな考えに基づくものでありますので、これはまた違った視点で検討をしていかなければならないと思っています。

先ほど言いましたように中学校の準備委員会はもう立ち上がっております。今後のことでもありますけれども、新しい中学校校舎の建設についてももうすでに要綱が審議をされております。ですので今この両委員会に対して、今、議員さんがおっしゃるような立場の方はどうだというのはちょっと無理だと思います。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

ですからそういうことが可能であればやっていただきたい。もし不可能であれば逆にこれから立ち上げることにしましては、しっかりとそのへんを検証した中で教育委員会も責任を持って対応していただきたい、そういうことです。

次の質問に移ります。準備委員会が非公開で推移している問題に移ります。

2月17日に第1回統合準備委員会が開催されました。その傍聴を私と同僚議員、また地域住民の方が傍聴を願い出しましたがもお断りされました。その3月定例会での一般質問でその話を同僚議員が出しましたが、そのときに初回だからで今後は希望に応えられるというふうに答弁がありましたね。現在もしかしながら認められておりません。これはなぜなのかと同時にこの傍聴を認める可否の権限の所在、これは誰にあるのか。そのことについて、お答えいただきたい。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

委嘱式、ならびに第1回の統合準備委員会につきましては傍聴を認めないこととしたのは今、議員のご指摘のとおりで、その理由としまして初回の会議は教育委員会が通知して集まっていたので、今後この会を総理していただく会長等の役員を選任すること、また初めて一堂に介し委員に意見を述べていただくには、傍聴者がいないほうが自由に活発に発言していただけるのではないかと、そういうような配慮から傍聴は認めなかったとしました。

それから第2回統合準備委員会以後は、会長の判断および委員に了解を求めた結果が各地区保護者代表、これは中学校でも小学校でも構わないということですが2名、最大8名まで傍聴

を認めると。また準備委員会の資料、会議録、これらも委員の出身母体や団体へは周知するべきだということで確認をいたしました。統合準備委員会においては決定されたことや方針が決まったこと、これらを統合準備委員会だよりとして町民に回覧すること。また保護者については児童生徒を通して配布すること。すでに第1号統合準備委員会だよりが5月に配布されました。このことから中学校統合準備委員会は、傍聴についての制限は限定的にはしているものの非公開という会議の認識ではございません。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

それはだから教育委員会は非公開の認識はないけれども、委員長の権限でそういうふうになっているというそういう理解でいいんですか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

委員長の権限と委員の了解ということです。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

教育長、二代表制についての教育長の認識をお伺いいたします。

○教育長（鈴木高吉君）

もう1回お願いします。

○7番議員（松浦隆君）

二代表制についての教育長の認識をお答えいただきたい。

○議長（河井淳君）

今の質問のどこの。

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

ではいいです。

二代表制というのは、教育長ちょっと確認していただきたいんですが地方自治は議会と長の町長ですね、市長、町長の二代表制であるとなっています。地方自治法ではそれぞれの権限が定められています。議会の定めとして執行機関の監視機関としての権限が議会にはあるんです。それはもうご存じだと思います。今の傍聴を認めないということについて教育委員会、先ほど1回目については委員の意見をどんどん出してもらうためにということは、ある意味では理解できます。しかしながら2回目以降、これが委員長の権限、それから委員の方々の話ということであれば、やはりそういう二代表制の議会がその委員会の中で発言しようなんていうことを考えているわけではないですよ。基本的にその傍聴をしてその流れをちゃんと見ておきたい。それが監視機関としての議会の中で当然、今後も役に立たせるために、またこれがスムーズにいかせるためにということが議会の役目ですし議員の立場なんですよ。そのことをやはりしっかりと教育委員会がそのことも踏まえた中で、委員長なり委員会の中で話をさせていただいて、傍聴を認めるということが本来の形ではないかと思うんですがいかがですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

傍聴ということになりますと一般町民の方、また今おっしゃるような議員の方、あるいはいろんな利害関係者の方、いろいろいらっしゃると思います。先ほど課長が申しましたように、この準備委員会でございます。目的ははっきりしているわけございまして、そのいろんな活発な意見をいただくためにはやはり最初の会議はお断りしました。それで2回目からは条件付きで認められましたけれども、あくまでもこの準備委員会が所期の目的を達して有意義な提言をいただけるためにはどうしたらいいかということで、会長あるいは委員さんがそういう形で方向性を決めただけです。議員さんがおっしゃっているような、例えば議会としてその傍聴うんぬんというのは議長さんからも聞きませんでしたし、私はある個人の方が見せてくれと、聞かせてくれということでは言われているとそういう認識を持ちました。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

それは教育委員会の考え方もあるでしょうけども、私個人また議会としても基本的には二元代表制の流れがあって、その中で傍聴を認めずに準備委員会でどんどん進める。それは基本的に議会を無視するような形に捉えられてもしょうがないことですし、このことは到底看過できる問題ではないと私は思っています。だから議会軽視というふうに私は考えていますよ。ある意味では町民の代表の方にも傍聴を許さないということであれば町民無視、そういうふうな形に映るのではないかとというふうに私は思います。

次の質問に移ります。時間の関係があります。

保護者代表からいろいろその準備委員会の中で質問、それから意見が出されているようですが、その内容を私もちょっといろいろ聞きました。校歌、校名、通学手段、それから制服等、新設の中学校に通わせる上での保護者が気になる切実な問題、このことに関して各委員は真剣に取り組んで話し合いを進めているということを知りましたが、その中で1つだけお伺いしたいんですが、そういう認識でよろしいですね、まず。そういう感じで進めておられますよね、どうですか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

そのとおりです。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

2月17日の第1回準備委員会で小学校の保護者の意見を聞くためにも、小学校の保護者の参加がある委員から提案されています。その答弁で教育委員会は統合準備委員会は中学校の新設統合に際し、その円滑な発足に資するための設置であり、この準備委員会はそれぞれの立場の方々にバランスよく構成されていると思いますのでご理解ください。小学校の方々には27年度に小学校の準備委員会を発足し参加していただきます。この人員体制でお願いします

というふうに答弁しているんですが、今の中学校に今の小学校もゆくゆくは上がっていくわけですね。今度の新しい中学校に。そうするとその小学校の保護者の方々は新設の中学校に対して非常に関心を持っているし、自分がこれから通わせるであろう中学校のことにいろいろやはり、そのことの情報を知りたいということもあるはずなんですよね。それが教育委員会では今の委員構成がバランス取れていると。そういうお答えで入れられない。小学校は小学校でやってくれというような話ですが、それはどこがバランス取れているのでしょうか。僕はちょっと理解できないんですがお答えください。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

中学校の保護者代表ということで準備委員会の委員に入っていますが、その部会でいうと総務部会というのがそれに当たります。主に協議・検討していただく事項は校名、校歌、校章、校旗、それから制服等、それと通学支援、スクールバスの関係で通学路、通学の方法、安全対策、これらの協議項目として委員として意見を述べていただいているんですが、小学校の保護者、この人たちも中学校の学区ということで加わっていただいております。その委員の人たちが小学校の保護者の意見・要望も聞いていただきますし、また準備委員会で決まったことは資料もそうですが会議録も流す。公表もすると。そういうことで意見等は吸い上げています。それで十分と思っております。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今の学校教育課長の答弁にありましたけども、中学校の保護者が小学校の保護者に意見を聞いて、それを吸い上げて準備委員会で話をするという話だと思うんですが、実際にその準備委員会、中学校の保護者の準備委員会の中で中学校と小学校の保護者がうまく連携されていないからそういう意見を言うのも難しいという意見も出ているのではないですか。そういう中でやっているから僕はバランスが取れないのではないですかという話をしているんです。そのへんもしっかりと、先ほども話がありましたけども、今進めておられるからこれを今さら変えるということもできないでしょうけれども、やはりそのへんは教育委員会がしっかり認識した中で、そういう小学校の保護者の意見をいかにどういうふうに今後、委員として入れられないのであればどういうふうに吸い上げていくか、そのことをもっと真剣に考えながらやっていただきたいと思います。

それでは時間がどんどんなくなってきましたけども、先ほど4月17日に行われました第3回の委員会で教育委員会から校歌、校章の策定について提案があり、28年度、先ほど説明がありましたけども28年度策定と決定されました。以前、統廃合を進める際に保護者、住民への説明会で、また議会への説明も校歌等すべてを決定した上で統合すると発言をされています。その中で統合への理解を求めた経緯があります。その中で準備委員会の資料の中に部会による協議内容の例示ということであるんですが、その中で校歌に関することということで、27年度中に作成できるのか、相当の期間を取るのか。また作成までの手法は、それで最終決定の時期ということで可能であれば27年度中というふうに出ていますね。それから協議内容の中で事務局から提案がありました。校歌、校章に関する策定スケジュールの確認をお願いし

たいと。平成27年度中に策定するのか。もしくは開校初年度、平成28年度になってから策定するのかを決定していただきたい、こういうふうに提案しています。それでその上で事務局としては開校当初にあることも大切だと思いますが、統合後の最初の一期生のアイデア、意見等を取り込んで最初の一ページを子どもたちにも参加していただき校歌、校章を策定したらどうかと考えています。できたら来年度、28年度になってから策定することを提案しますというふうに提案しているんですよね。そうですね。だからさっき僕が言った統合のときの話とちょっと整合性が取れないんですけども、そのへんはどうなんでしょうか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

その提案につきましては、まさしく私どもがつくって提案した部分です。今、議員さんがおっしゃったとおりの経過を踏んでいるわけですが、方法として新たに中学校ができてそこに通う中学校の生徒の意見等も取り入れてという部分が、南部中学校においてはそのような形をしたと。情報収集をする中でそういう部分もあるということでそれも一理あるのではないかと、年度内につくって、当然、開校のときにあるのが理想かもしれませんが、そういう方法もあるよと、そういうことも含めて提案をいたしました。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

先ほどの提言、それから例示ですね、これを見ますとなんか誘導的な文言になっているんですよ。本当に私の考え方がおかしいのかもしれない。しかしどう考えても、何回読んでもそういうふうに見えてしまうんですよね。だから教育委員会が敷いたレールをなんか走らされているような、そんな感じにも受け取られるんですよ。私は統合を進め、決定をしたときも全部の同意をいただいているわけではないわけではいいですか。同意をいただいている中で統合を決定された、それはいつも教育委員会が言うように最後に決定したのは議会だという、そういう言い方をされるかもしれませんが、たしかに議会は採決しました。しましたけれども、それをそういうふうにしてその経過の中で進める中で校歌、校章もすべて決定した上で統合しますよ、言明したのは教育委員会ですよ。それを受けて私たちもそういうふうにして決定、採決したわけですから、そこはやっぱり責任を持ってやるべきだと思いますし、例えば提言したときも実際には教育委員会はこういう中で住民、保護者に統合前にこういう約束をしていますよと。そういうふうな話も一言ぐらいあってもいいのかなと、そんな気がします。

それで私はこの校歌、校章がない中で開校式、それから入学式、これはどうやってやるのかなというのが非常に心配というか不思議なんですけども、どんな感じでやるつもりでいらっしゃるんですか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

手元に資料は持ってきていませんが先ほど示したとおり南部町はその方式で10月、11月、新年度に入ってから、策定をしましてそのときに校歌、校章の披露という、そういう形の事業を設けたと。うちの町でも新年度ということで決定いたしましたので、そのような流れを考え

ております。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

委員の方々が28年度でいいと。僕から見て誘導的な文言になっていても委員の方が28年度でいいと。教育委員会が言ったように、その一期生の皆さんのアイデアをしっかりと受け止めて校歌、校章をつくるということであれば、それは逆に、よもや28年度、間に合わなかったなんてことがないように、しっかりとその子どもたちの意見を吸い上げた中でやっていただきたい。特に校歌なんていうのは既存のものを使うのであれば簡単でしょうけども、しかしながら新たに1つずつ最初からつくとすると相当な時間がかかるはずで。校章のデザインもそうです。やはりそのへんはしっかりと子どもたちの意見を吸い上げた中でやっていただきたい。

次に先ほども話をしましたけども今回の学校統廃合、12月に議案が出されて採決された、学校統廃合が決まったわけですけども、その中でやはり1回目に久那土の保護者が出なかった、参加しなかった。それから今いろんなこういう保護者、また住民からいろんな問題、提起がなされることも基本的にはやっぱり反対されたということがあつたんだと思いますよ。またそれと同時に個々の事情があろうかと思つても区域外就学、個々の事情があつて区域外就学を求めている保護者も結構いらっしゃるんですよ。その保護者も納得できる議論を求めるときではないかというふうな委員からの指摘もあつたように聞きました。

その中でその委員の方が区域外就学について話し合いをするべきではないかということに対して、事務局の教育委員会が協議をしていただくのは構いませんが、とにかく来年4月1日に迫つた統合に向けての準備を最優先していただくことがこの設置された準備委員会の趣旨、目的であることをご理解ください。ここでまた一から話し合いをして、そこでなんらかの協議が得られなかったときは統合はやめましたとか、そういうふうなことを話し合う会議ではございませんというふうに答えています。

しかし、私はこの教育委員会の考え方も分かるんですが、反対を表明した保護者会が多かつた中で行われる統合であるという事実、これはもう紛れもない事実なんですよ。市川三郷町の教育委員会が基本的にこの区域外就学の受け入れを表明しております。最終判断を本町の教育委員会に委ねられているという、そういう現実があるわけですね。そういうことを勘案した場合になんらかの形、この委員会の中でなくてもいいからほかのところでもしっかりと、そういう方々の意見を真摯に受け止めて議論する場、そういうものを設けるべきではないかと思うんですが、聞いた話によるとこの間、久那土の保護者の方々と話し合いをしたと。教育委員会に保護者の方がうかがつて話し合いをしたということもありました。ただ、そのときの教育委員会は不登校がない。不登校の場合だったら認められるけども、それ以外は認めないというふうな回答があつたということも聞いていますけども、何しろ来年の統合に向けて時間がないということが教育委員会、いろんな答弁の中、準備委員会の中でも繰り返しているんですよ。私はその教育委員会の都合、また事情、考えであつて統合へ向けた生徒に対しての最良の準備のためのこれは委員会であつて、教育委員会の発言は逆に時間がないからということで焦らせるというのは、それは準備委員会の趣旨と相反しているような気がするんですが、そのへんはいかがですか。

○議長（河井淳君）

松浦君、どこの通告の部分ですか。

○7番議員（松浦隆君）

保護者代表の委員から出された意見の内容です。そういうことが準備委員会の中で保護者から出されています。

○議長（河井淳君）

この通告だと意見の内容を問うている内容だと。

○7番議員（松浦隆君）

そうです。だからその内容について教育委員会がそういうふうにお答えしているので、それはちょっと違うんじゃないかということです。では結構です。時間がありません。結構です。

では続きまして私が本当に考える中で、一連の流れを検証しますと議員や町民に傍聴の許可は出せない理由等々がなんかちょっと垣間見えるような気がするんですけども、準備委員会の統括的事務を処理するためということで教育委員会に事務局を置くとしています。一步下がったような形なんですけど、実際は先ほども申し上げましたように教育委員会の主導で進められているような気が私、今しているんです。教育委員会の正当性を証明するためにも町民、議会、また保護者が納得する準備委員会の進め方、それから方法を再度、私は検討しながら要綱を変えてどうのこうのではできないということですから、中身を検討してやっていただきたい、このように思います。

次に、時間の関係があります。スクールバスの運行時間、運行ルートについて質問いたしますが運行ルート、本当に簡単をお願いします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

準備委員会に事務局が提案した運行ルートは5系統で1号車は古関、長塩、常葉、下部温泉駅入口、波高島から富士川左岸を通り中学校へのルート。乗車人数につきましては28人。所要時間につきましては37分。

2号車は久那土中学校から久那土駅、役場本庁から中学校のルート。乗車人数は21人。所要時間は38分。

3号車は西嶋和紙の里、手打沢から中学校へのルート。乗車人員は23人。所要時間は30分。

4号車は八日市場、伊沼、飯富から中学校へのルートで乗車人数は23人。所要時間は25分。

5号車は曙、下山、中学校のルートで乗車人数が16人。所要時間が30分でこの5系統で運行することについて準備委員会の中では確認をしていただきました。しかし乗降場所、安全対策、運行時刻表の案、運行計画書（案）、これらの作成等については詳細事項で今後、協議・検討していくということで確認をされております。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今、説明を受けましたけども、次にスクールバスの運行の所要時間の検証結果について今の運行ルートも絡めてですが質問させていただきます。

これは乗用車でどの所要時間の検証で法定速度で走行したと、そういうふうに委員会の中で説

明されていると。信号待ち等もあって、むしろ法定速度以下での走行と説明がありましたよね。そういうふうな説明をなさったというふうに聞いたんですが、そうですか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

乗用車で法定速度を守って走行ということで説明しました。なおかつ信号等でいうところは説明をしなく、渋滞等で法定速度以下というような話はしたところです。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

先ほど同僚議員の質問の答弁で、バスでの検証をすると明言したというふうに学校教育課長が答弁なさっていました。それが5月11日と19日に行ったということでありました。その検証結果は報告する予定がないというふうなことを言ったような感じがしたんですが、そうなんですか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

今現在ではということで説明したと思います。この運行の検証というか、バスを運行させた目的がこうだという説明を芦澤議員の質問にお答えしました。今回は運行時間の測定を主にしているものではありません。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

そうするとさっきの同僚議員への答弁に、そこは学校教育課長もすべてはいなかったみたいですけども、19日の一番最終の便は乗らなかった。それ以外は乗っているということでしたけども、その中で乗車場所の施設の安全確認とかバス停の施設、そのバス停の例えばスペース的な安全の問題でしょうね。それから乗車場所の確認、それから渋滞の状況の確認、それをバスを停車させながら行ったというふうに伺いましたけども、それは間違いはないですよ。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

はい。お答えしたとおりです。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

実は私も請願の中に、渡辺さんが請願なさいましたけども、バスのあとをたまたま見つけて走ったということがありました。その中でスピード違反ということがありました。それには学校教育課長が乗っていなかったということなんですが、実は私が1つ言いたかったのは今回、バスでせっかく走ったのに、バスで走ったのであれば所要時間、ある程度、参考になる程度のことはできたのではないかと思うんですが、そのへんはやらなかったんですか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

ご説明したとおり乗車場所、乗車人数、乗降車する箇所、時間帯的なもの、これらを検証する中でそれが決まるとある程度、運行時刻表なり運行計画書なりの詳細が出てくると思います。それを今度はそれに基づいて試走しながら、1日だけの試走ではなくて何日かやらなければならないと思いますが、それで細かな部分を決定して運行時刻表の案なり運行計画の案なり、そういうものが出てくると思います。今後学校とも協議、保護者とも協議しながらそれは詰めていくものだとして解釈しています。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

実は19日の朝一番、7時20分に出ましたね。久那土中学校まで。私、それを見たんです。僕も一緒に検証させてもらいました。学校教育課長がおっしゃるようにバス停で停まって確認した。それからそのスペースを確認した。その事実、私は確認していないんですよ。一緒にうしろを走って、それで身延中学校まで来ました。それはどういうことなんですか。学校教育課長の答弁と違うような気がするんですが。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

先ほども7便ほどやりましたと言いました。そのうちの1便に裏へ付いていただいたということですが、たしかに1便は7時20分に久那土を出発しまして久那土駅の構内へ入ったと思います。役場の本庁の駐車場の中にも入りました。乗用車で運行している場合はノンストップでということで説明をしていましたが、それも条件が違います。それと同時に2便以降は…。

○7番議員（松浦隆君）

いいえ、それだけで結構です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

ですけど先ほどは、課長は停まっているいろいろ確認したという話でしたけども、私は今の久那土駅に入った、それから役場の庁舎に入ってくると回ってきましたけども一度も停まっていません。停まったのは役場の入口の信号と久那土駅の出口のところの交差点だけです。そのまま、あとは渋滞がありましたけども、そのまま信号以外は停まらないで身延中学校まで行っています。その中で、私もこんなことは言いたくないんですけども、うしろを付いていて思ったのは、例えば50キロのところを私が50キロで走っていてもどんどん離されて、1回僕も覚悟して一緒にびたっと付いていきました。そしたら50キロのところから60キロ出ているんですよ。本当に。これは、私は学校教育課長が乗っていることも確認しました。運転手は臨時の方がどうか分かりませんが、ふるさと号の運転手の方ですよ。その方が運転していることであれば当然、学校教育課長もその中でいろいろやっているわけですから、それをちょっとスピード出ているよと制止する立場にある方ではないですか。それがなぜそうやってしな

かったのかというのが私はすごく思ったんです。それと同時に学校教育課長は所要時間を見ていませんと言ったんですけども、私はそれを見て逆に久那土、身延中学校間は乗用車でも37分か38分ですね。それに合わせるために何しろどのくらいで走れば間に合うかという、そのへんを検証したのではないかと思うんですがいかがですか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

それは議員さんの推測だと思います。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

実は私はDVDも撮らせていただきました。僕の言葉だけではちょっとあれだと思いましたので全部DVDに撮らせていただきました。もしあれだったらお見せしますし、またそれがどうしても違うということであれば然るべきところへ出てもいいと思っています。

やっぱりそういうことが積み重なって行って僕自身も教育委員会は、本当に教育委員会と議会、また住民たちが一緒になって良い学校をつくっていく、これが本当の目的ではないですか。しかしながらそういう中でいろんなことが出てくると私もそうですし議会もそうですし、それから住民の方も保護者の方もそのへんで信頼関係が失われる。それが私は一番怖いことではないかというふうに思います。ですからその点をしっかりとやっぱり、私は学校教育課長、本当に有能な職員の方だと思いますよ。私も今までいろんなところに、部署にいたときにいろいろ信頼しているいろいろお願いもしましたし、また話もさせていただきました。その中でそういう、学校教育課長としてその有能な部分を私は出していただきたい。そして町のために町民も保護者もみんなが納得する、議会も納得するような形をつくっていただきたい。先ほど言いましたように文科省が地域と共にある学校づくり、こういうふうな話がありました。これを町と教育委員会に対する不信感が増幅した中で地域と共にある学校づくり、これに終わらないように考慮していただきたい。いろいろな部分でもう1回、再検討していただき進めていただくことを希望しまして私の一般質問を終わらせていただきます。必要であればDVDも出させていただきます。いつでも言っていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

これで松浦隆君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は14時15分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の5番、川口福三君の一般質問を行います。

川口福三君の発言を許します。

登壇してください。

川口福三君。

○10番議員（川口福三君）

この地方創生総合戦略計画については、同僚議員も質問いたしました但し私も何点かについてお伺いをいたします。

昨年12月27日にまち・ひと・しごと創生長期ビジョンが取りまとめられ閣議決定されました。これは人口急減、超高齢化というわが国が直面する大きな課題に対し政府が一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特長を生かした自立的で持続的な社会を創生できる目的でまち・ひと・しごと創生本部が設置し、地方再生活活性化をテーマに地方創生総合戦略計画構想が立てられました。民間研究機関 日本創生会議の分科会が今年5月公表した消滅自治体リストが公表され、それが呼び水となり急速に機運が高まってまいりました。

日本創生会議の人口減少問題分科会が発表したストップ少子化、地方元気戦略の中で2040年には、これから25年後ですね、20歳から39歳の若年女性の人口が激減し、市町村は896、全体の46%。また人口1万人未満の市町村においては523、全体の30%に達し多くの地域は将来、消滅する恐れがあるといわれております。

将来、消滅するこの問題を捉え、今回本町においても地方創生総合戦略計画策定にあたり、この4月から県の市町村課長であった望月幹也氏を副町長として迎え、地方創生総合戦略会議が構成されましたが、この委員の組織構成はどのような形で構成されているのか伺います。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

委員についてでございますが、委員の数は全員で20名ということでございます。内訳につきましては議会議員2名、町民からの公募3名、関係団体10名、学識経験者5名という内訳でございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

この20名の構成で、とかく各種団体とかいわゆる充て職的な形の役員の選出によって構成される。これはその団体において、この総合戦略に対する議論といいますが、内容等が理解された上での委員選考なのかどうか。その経緯は行政当局ではお分かりでしょうか。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

選考方法という形でよろしいでしょうか。総合戦略策定委員につきましては、国におきましては産・官・学・金・労・言、そして女性、若者、高齢者などあらゆる人の協力、参画を促しております。先ほども申しましたけれども地方議会も策定や検証に積極的に関与して策定するよう求めております。

よって、国から示された委員の構成を参考にしまして身延町総合戦略策定委員会設置要綱を定め選定をしたという次第でございます。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

この要綱自体は今言う選考された構成員、また町民にとっても先ほども同僚議員がこの質問をしたんですが、いわゆる戦略構想自体の目的、こういったものがしっかり分かっていないような状況で選考されてくる。その会議の中においても当然やはりこれから進める形の中で、これからのまちづくり的な構想についても相当、いわゆる理解力も落ちるんじゃないかと。議会の中でも2名の委員を選出いたしました。14人の議員がこれは今後のまちづくりに対して大きな問題だというような考えのもとに、この委員になろうと意欲を示した議員が数多かったわけです。そうしたような中で議員からは2名の議員を選考したんですが、これが今、答弁がありましたように各種団体、結局、学識経験者とか、いわゆるその選考方法自体はそれによろしいかと思いますが、その選考するにあたって、その組織の中で、この地方創生に対しての中身の説明、またそういったものを理解された中で選考されてきたのかどうかということを知っているわけです。ですから構成においてはそれはもちろんその構成でよろしいんですが、問題は選ばれた人たちが理解をされて委員になってきているのか。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

ちょっと新聞記事を参考に述べたいと思いますけども、6月4日の山梨日日新聞に掲載がありました。「地方創生認知度8割」という見出しでございまして、これは電通という会社が全国意識調査をした結果が掲載されておりました。調査は4月に全国の10から60代の1万人を対象にインターネットで調査を行ったということで、その内容は地方創生を知っている、少し知っている、言葉は聞いたことがあると答えた人が77.7%以上だったです。そして10から20代につきましても63.9%ということで一定の認知度があるということが伺えるというふうに記載がありました。

そして中身としましては地方創生のために住んでいる地域でできることを複数回答で尋ねたところ地域の名産品などを購入が21.3%、地元産業の振興や地域活性化の取り組みに参加・協力するということで20.4%、国や自治体の取り組みに参加・協力するが21.1%などとそんなものが上位の理由に挙がっておりました。

全国的なインターネットでの調査ということでございますので、一概には言えませんが意外と認知度があるのかなと私も感じておりました。

本町におきましても、やはり委員さんの公募につきましては、公募委員の募集内容ということだけで以前の広報には載せたんですが、先ほども一般質問のほうでお答えしましたが、委員の委嘱式のときにも説明させていただきまして、それからこれからはつきましても広報等で情報提供をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

今までの経緯については概略が分かりましたが次はこの選考に当たって何を基準に今言う、

やられたか。また次の質問にもありますが応募に対して、何名の応募の中で3人を選考したのか。その2点についてちょっと伺います。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

選考の基準につきましては、身延町総合戦略策定委員会設置要綱を定めまして行いました。内容につきまして公募の選考の内容でございます。公募につきましては10名の応募がありました。そして内容につきましては、選考の基準としましては要綱の第5条第2項に委員の選考にあたっては提出された申込書、社会的活動の経験および性別、年齢、地域性等を総合的に考慮するものとするというふうに要綱にありまして、それに従いまして選考をしたという経過でございます。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

応募した総数自体は結局、あまりなかったということですね。今、この総合戦略についてはやはり町民があまり理解していないから応募もしなかったというような結果ではないかと思えます。ですからこれからこの構成員で進められる戦略会議、これをどういう形で進めていくか。この会議の経過について。また先ほど同僚議員からも質問がありましたが、途中経過の報告については町民、または幅広く周知徹底するというか知らせる必要もあるかと思います。またその観点からまず第一はわが町は何を目指すのか、これが一番の問題だと思えます。結局、新町計画、平成16年に立てられました新町計画一つに取りましても計画そのものは非常に立派な計画が示されております。しかしながらこうやって学校統合をはじめ進められてきておる行政の流れを見ますと、あまりにも計画とは相違したような流れの中で進められている。これはやはり単なる戦略計画を立てても新町の建設計画と同じような流れになってはいけないと思うわけです。ですからその点を十分踏まえた中でこの会議を進め、また構想を練る必要があると。私はこの町の将来というものを私なりの感覚で申し上げますと、やはり身延町はよそにないこの大自然、緑豊かな山ですね。それから日本三大急流の川。これをいかに生かすかがこれからの大きなまちづくりにつながっていくのではないかと。とかく身延町の観光と言えば身延山、下部温泉、本栖湖、和紙の里、これは口癖のように聞かれるわけです。しかしながら身延町にはこの自然をいかに生かすか、いわゆる里山整備をはじめ2、3日前に大月にバイオマス発電が計画されました。こういう施設を利用した里山整備事業を通じてまちづくりを進める。またこの地域の食材活用を通じた新商品の活用、曙大豆だけでなくこの地域にこういった農産物ができるか。これはやはりみんなで考え、みんなでつくっていくことこそ、これからの総合戦略につながるものと思えます。ですから同じ木材にしても、いわゆる地場の木材を利用した製品の開発、また魅力ある観光資源としてふるさと名物開発というような商品、いわゆるその地でなければならぬ名物をつくる。単なるいわゆる曙大豆にしてみれば味噌とか、今の状況ではそういうものですが、これが身延町の名物だというような形をつくっていくことこそ、これからの総合戦略につながるものではないかと思えます。

また川においては今の状況下、私も漁業組合の一員ですが以前、私たちが小さいころは富士川の鮎はとにかく日本一だと。それにはやはり下にある十島の堰堤はじめ波木井の堰堤もなく

駿河湾からの鮎の遡上がなされたと。駿河湾はご存じのようにあれだけ、いわゆる桜海老が繁殖する駿河湾です。ですから鮎なんかにしても、いわゆる置鮎が育って富士川へ上がってくる。しかしながらそうした人間の開発といいますか、利用によって堰堤ができたために遡上が十分できない。こういったことをやはり行政はじめ地域が一丸となって漁場の改修等を始めて自然遡上できるような環境づくり、昔の川に戻すような地域づくりこそ町のこれからのいわゆる活性化にもつながるのではないかと。この構想については、また皆さんの知恵をいただく中でよりよい構想をお願い申し上げまして、一応ここで次の質問に移らせていただきます。

私も何回もこの問題は一般質問しているんですが、中学校の統合計画の進行状況についてお伺いいたしますが、今後の進め方についてどのようなお考えでられるのか教育委員会にお伺いいたします。

○議長（河井淳君）

川口君、今の質問はどこの部分でしょうか。

○10番議員（川口福三君）

学校統合。

○議長（河井淳君）

の部分でよろしいですか。

○10番議員（川口福三君）

。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

中学校統合計画の進捗状況と今後の進め方の中の統合反対の保護者への意向調査をしたか、調査した結果、その結果はというご質問としてでよろしいでしょうか。

○10番議員（川口福三君）

今までの進め方について、これを私、再度質問しました。

○議長（河井淳君）

通告のどの部分の質問でしょうか。

○10番議員（川口福三君）

大まかな2番。

○議長（河井淳君）

通告では中学校統合計画の進行状況と今後の進め方についてとして、質問として 統合反対の保護者へと。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

ではその中で統合反対の保護者への意向調査について、お伺いいたします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

統合反対の保護者への意向調査は行っておりません。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

過日、久那土地区において保護者の意向調査について発表されました。このデータを見ますと70%の子どもさんが六郷中学校の区域外就学を望んでいると。この区域外就学を望んでいるということは、教育委員会では越境通学は距離的な条件では許可しませんと盛んに言ってきましたが、ここにあるんですよ。越境通学が認められる場合。ここに4つの条件があります。いじめなどによる緊急避難。過疎地の学校で統廃合を防ぐ場合。障害による特別支援学級を備えた学校へ通学する場合。それからもう1点が在住市町村の学校が遠く隣接町村の学校への通学のほうが安全である場合。これはもう越境通学が認められる条件なんです。しかしながら今までは教育委員会ではもう越境通学は認めません、認めません。いわゆる通学距離が長いからといってそれを認めるわけにいかないと言ってきましたが、この4つの条件の中へ入っているんですよ。入っているんです。

そしてまたもう1点、今までの進めの上において、これが身延町の新町計画。この計画のまず第1番は計画の趣旨として3町の一体性の速やかな確立、均衡ある発展、魅力ある地域づくり、行政サービスの高度化、これが新町づくりのまず基本なんです。次が何を言っているかという開かれた町の構想、住民一人ひとりが暮らしやすく安定したまちづくりをつくるためには、まず地域住民に暮らす人々の視点からまちづくりが欠かせませんと。地域づくりの人の視点。まだあります。その中で歴史文化の中で学ぶ。住民が楽しく学び地域に誇りを持てる教育。学習の場をつくり出して一人ひとりが生き生きできる地域社会をつくり出す。教育部会。そしてまたこの適正分野では小学校の適正配置については、児童生徒数の動向を踏まえて検討します。適正規模はどこにも謳っていないんです。適正配置なんです、ここにあるのは。ところが今まで進めようとしてきたのは、配置はそっこのけにして適正規模適正規模ばかり、複式解消をするためクラス替えができる中学校づくり。一向にこの計画とは沿っていないではないですか。いくら議会で決めたとはいっても、あれだけ久那土地区をはじめ身延町の北部の父兄、子どもたちが1中へ反対だという中をそれに全然耳を傾けようとしない行政。これは今言う計画そのものからまるっきり外れている行政の進め方ではないですか。教育長どうですか、答弁をお願いします。

○議長（河井淳君）

今の質問、どこの部分でしょうか。

○10番議員（川口福三君）

だから統合に対する進め方について、これに沿っていないということです。

○議長（河井淳君）

通告にありませんが。

○10番議員（川口福三君）

統合に対して反対している住民の立場から、こういった今までの進め方が沿っていないということですよ。

○議長（河井淳君）

ですから通告の何番の答弁を求めていますか。

○10番議員（川口福三君）

遠距離通学に対してですよ。

○議長（河井淳君）

では の答弁をお願いします。

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

遠距離通学に反対し越境通学を多くの子ども・保護者が希望しているが教育委員会の対応はと、この質問にお答えをいたします。よろしいでしょうか。

区域外就学につきましては平成27年2月27日付けで久那土保育所、久那土小学校、西島小学校の保護者会代表から市川三郷町教育委員会と身延町教育委員会に六郷中学校への区域外就学についての要望が提出をされました。この要望に対し身延町教育委員会では5月13日に次のように回答をいたしました。ちょっと読んでみます。

区域外就学等については、学校教育法施行令第9条第1項に区域外就学を希望する児童生徒の保護者は就学させようとする中学校を設置する市町村の教育委員会の承諾を証する書面を添えて、その旨を児童生徒の住所の存する市町村へ届け出なければならない。

また同条第2項においては、前項の承諾を与えようとする場合にはあらかじめ児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に協議するものとする規定をしています。

この規定に基づき身延町教育委員会は市川三郷町教育委員会から示される案件について区域外就学を希望する理由や期間などを斟酌し、それぞれ個別事案として協議し判断をしますと回答しました。

身延町教育委員会は久那土、西嶋の保護者に限らずここに回答したとおり区域外就学を希望する保護者に対し法令に基づき個別の事案として判断をいたします。

以上です。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

今までと全然、答弁が同じ答弁なんですけど、ただ久那土地区、西嶋地区においては個々ではなくて地域全体の子もたちが六郷中学校へ通いたいと言っているんですよ。その条件として先ほども言ったように遠距離は認めないと言ってきたけども、はっきりここに遠距離通学は、いわゆる隣接町村への学校の通学路のほうが安全である。まず安全なんですよ。先ほども同僚議員が盛んにスクールバスの質問をしていましたが、長い距離を走るより同じスクールバスにしたって短い距離を走ったほうがおそらく事故も少ないだろうし、そうした安全面からやはりこうした越境通学を認めてほしいと。この前、久那土の中学校の保護者会から教育委員会へ質問した内容に、いわゆる通学距離が理由の場合、基本的に認められない。これは教育委員会からの回答なんですよ。その中で身延中学校に通う就学区域はすでに決められており、地区単位で他の市町村への通学に通うためには、その設置条例そのものを変更しなければならない。これは区域外就学とは異なり別の場で話し合わなければならないということですが、こうしたいわゆる越境通学を望んでおられる保護者・子どもの場合、やはりこの別の場合で話し合う、これはやはり教育委員会が取るべきことなんですよ。

先ほども越境通学の意向調査もしていないというようなことですが、それはやはり進める以

上は行政として町民の声を聞いた上で進めることが行政のやる仕事だと思っわけです。ただ計画どおり進めるばかりが皆さんの仕事ではないと思っんですよ。これからの身延町、まちづくりをどう考えているんですか。このまま進んで、今の状態で久那土、西嶋の子どもたちが、7割がいわゆる身延中へ通わないということになったときに、これから、ではこっちへ若い人たちへ身延町に来てください、住んでくださいといったって住みますか。私はそこを言いたいんですよ。学校教育も大切ですが町全体のいわゆる居住環境を考えた場合、何が基本になるか。そしてまた先ほども申し上げましたが、この新町計画そのものにもまったく沿っていない。ですからこれはもう少し考え直して、地域住民の声をやはり尊重した中で最善の策を講じることが必要であろうと思っわけですが、その考えがあるかどうかもう1回、教育長お願いします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

内容がいろいろ含んでいるようでありますけれども、通告にあった内容に沿った答弁になると思っます。

区域外就学を希望している方がいらっしゃるということは、前に要望書等をいただいておりますので承知はしております。しかしその要望書はある団体、保護者等の団体の代表者からのものであります。ご承知のように、議員さんもお読みになったと思っますけれども中学校が新しく建設するまでの間ということでは要望が出ています。その代表者名で要望があがっておりますが、いわゆる区域外就学を認めるか、認めないかについては先ほども言いましたように法令等に基づいてその個々の事情により町が指定をした学校以外を決めるわけですからルールに則っていかねばならないと思っます。地域を一括して、あるいは団体としてそちらへ行きたいということは認められません。

以上です。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

そうするとここにもあるように、こぞって認めないけれども、個々で条件が合えばということですが、その条件の中へ隣接町村の学校へ通ったほうが安全であると。ですから私は六郷へぜひ行かしてください、教育委員会へお願いしますとなった場合、許可してくれますか。ここにはあるんですよ。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

そのお持ちの資料がちょっと分からないですけれども、安全であるか安全でないかという議論はまた非常に考え方がいろいろあると思っます。私どもは統合中学校へ向けて久那土地区、西嶋地区、下部地区の皆さんもスクールバスで送り迎えをしようということで安全策についても今、準備委員会等で検討をしている最中であります。

したがいまして例えば歩くのが安全なのか、自転車が安全なのか、自動車が安全なのか、そのへんの議論はいろいろ分かれるであろうと思っます。距離が違っ。これはもう歴然とした事実であります。しかし私どもは統合中学校へスクールバスで安全な方法で送り迎えをするとい

うことを言っているのです、ぜひご理解をください。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

結局このまま進めるということになると身延町の久那土地区、西嶋地区も含めて言葉は悪いですが陸の孤島ですよ。陸の孤島。この間、噴火した口永良部島、あそこは小中学校合わせて13人の子どもでも島へ学校を置いておくんですよ。また県内においても小菅小学校、中学校、あそこは全員で何人いますか。中学校は13人、小学校は22人。義務教育なんです。義務教育。地域に根ざした教育、いわゆるその地域の伝統文化を学びながら教育、勉学に励む。これが基本ではないですか。私はこの問題を何回も言ってきましたよ。これは一般質問があるからないからではないんです。それと同時にこれからの身延町のまちづくりというものをどう考えるか。そういうことを踏まえて学校統合もしていく。これは統合もする上において、まずいわゆる設置場所を検討してから適正規模に走ることがまず、ここに謳ってあるではないですか。だから行政として進めることは結構なんです。計画どおり。けどやることがこの計画とはまるっきり逆の形でもって進めようとしているから町民からも反発があるし、こうした、結局越境通学を認めてほしいと多くの父兄、子どもたちが訴えているわけです。

私の1つの案として、次の質問の中にありますがかつて甲南中学校時代、旧中富町時代、いわゆる分教場方式を取った経緯があります。それは統合に向けて、その一部地域の議員さんが反対した。そしてなかなか統合できなかつた。そのときに原分教場として、今ここにおられる町長の地元の原中学校を分教場とした。けど町長たちはいわゆる中学校賛成派だったから、甲南中学校へきたわけですね。そうした経緯があって、中富中学校が全町で1つになったんですが、これは今言うような方法を取れば市川三郷町の教育委員会へお世話にならなくても、とりあえず身延中学校北部分教場的な形で中央へ新校舎ができるまでの、いわゆる暫定措置といえますか、そうしたような形の中で検討することも地域住民としてみれば理解が得られるのではないかと思うわけですが、教育長はそのへんどうお考えでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

統合計画を進める中で北部分教場の考えはという問いだと思います。お答えをします。

平成26年12月の第4回定例会におきまして、ご承知のように身延町立学校設置条例の一部を改正する条例を議決していただきました。この改正条例はご承知のとおり身延町立久那土中学校、下部中学校、中富中学校、身延中学校の4中学校を、名称は今、仮称でございますけれども身延町立身延中学校の一中学校とするという内容でした。設置位置は身延町梅平1000番地と定めています。これが教育委員会、町、また議会の考えです。中学校の分校とか、あるいは分教場の、お話があった内容についてはまったく考えておりません。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

なかなか教育長の信念は固いようですが、これは今言う条例をたしかに制定したことは事実なんです。けどその条例も絶対的に変えられないものではないんですよ。そうでしょう。

やはり町民がそう望んでいる以上は、条例改正をしてでも中学校が中央へできるまでの間、そういった措置も講ずることもこれからのまちづくりを大いに左右する問題だと思うわけです。ですから決まったからもうどうしてもそれに進むんだというような考えであれば、これはやはり町民の声をまったく聞き入れない、聞く耳を持たない行政、なんのための行政かなと。行政はやはり町民参加のもとに進めていく。教育をはじめほかの施策にしても町民が笑顔で協力できるようなまちづくりこそ、これからのこの総合戦略にしても然りですが、この統合問題もそうではないかと思うわけです。何も今までで決まったからどうしても通さなければならぬ。これはちょっとあまりにも、行政として果たして今後の身延町がどうなるのかなと私は不安さえ感じるんですが、その中この問題、これは質問にないからといえどもそこでもかもしれませんが、私がこの昨年12月、学校統合問題を教育長に、統合により町の人口が減る要素になりませんかと言ったら私はそうは思いませんと。だけど7割の子どもさんたちがそうやってよそへ行きたいというような状況の中で、これはもう新校が嫌なのが明白なんですよ。そしてまた町の混乱が起きる越境通学等、これからの改善策はと質問したけども後期計画を推進するのみだと。こういうやはりガチガチの進め方を取るといことは教育そのものの考え方、先ほども申し上げましたが地域に根ざした教育、地域文化を育みながらいわゆる義務教育をしていく。これが基本ではないかと思うわけです。ですからこの越境問題と併せて分教場問題等も、もう1回考え直してほしいことを切にお願い申し上げまして私の一般質問を終わります。

○議長（河井淳君）

これで川口福三君の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

○議会事務局長（中村京子君）

それでは相互にあいさつを交わします。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時00分

平成 2 7 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 2 日

平成27年第2回身延町議会定例会(3日目)

平成27年6月12日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 一般質問
日程第3 委員長報告
日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(身延町税条例及び身延町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度身延町一般会計補正予算(第1号))
日程第7 報告第4号 平成26年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第8 報告第5号 平成26年度身延町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第9 報告第6号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第10 議案第69号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第71号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第12 議案第73号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第13 議案第74号 平成27年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第14 議案第75号 平成27年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)
日程第15 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第16 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第17 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第18 発委第2号 身延町議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第19 発委第3号 身延町議会傍聴規則の一部を改正する規則について
日程第20 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
日程第21 教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査及び継続審査申出書について
日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について
日程第23 議会広報編集委員会の閉会中の継続調査申出書について

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	深澤勝	2番	赤池朗
3番	田中一泰	4番	広島法明
5番	柿島良行	6番	芦澤健拓
7番	松浦隆	8番	福與三郎
9番	草間天	10番	川口福三
11番	渡辺文子	12番	伊藤文雄
13番	野島俊博	14番	河井淳

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町	長	望月仁司	副	町	長	望月幹也								
教	育	長	鈴木高吉	総	務	課	長	樋川信						
財	政	課	長	笠井祥一	政	策	室	長	佐野文昭					
町	民	課	長	望月由香里	税	務	課	長	村野浩人					
身	延	支	所	長	藤田政士	下	部	支	所	長	遠藤庄一			
学	校	教	育	課	長	笠井喜孝	生	涯	学	習	課	長	高野博邦	
福	祉	保	健	課	長	穂坂桂吾	子	育	て	支	援	課	長	佐野昌三
建	設	課	長	竹ノ内強	産	業	課	長	遠藤基					
土	地	対	策	課	長	佐野勇夫	観	光	課	長	柿島利巳			
環	境	下	水	道	課	長	深沢香	水	道	課	長	望月真人		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。
相互にあいさつを交わします。
ご起立願います。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまです。
それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。
本日は議事日程第3号により行います。

日程第1 諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして、諸般の報告をします。
本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。
以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問を行います。

本日は2名の議員が通告順に一般質問を行います。
通告の6番、渡辺文子君の一般質問を行います。
渡辺文子君の発言を許します。
登壇してください。
渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は町立小中学校統廃合計画について、1点についていくつかの質問をさせていただきます。
まず1番目です。日本共産党の畑野君枝衆議院議員が本町の統廃合計画の進め方について、全国的に見てもあまりにも強引なやり方であると。文部科学委員会で2回にわたり質問をしました。今年1月27日に文部科学事務次官通知 公立小学校中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きの策定についてが出されましたが、過去に出された学校統廃合に関わる通達に無理な学校統廃合を防ぐ教訓と原則が含まれているが、今回の通知にはその原則が細かく盛り込んであることをまず確認をしました。

第1に学校規模を重視するあまり無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならないと無理な学校統廃合禁止と住民合意を述べています。

第2に小規模学校には教職員と児童生徒との人間的触れ合いや個別指導の面で、小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実するほうが望ましい場合もあると小規模校を頭ごなしに否定せず、充実するほうが好ましい場合もあるという旨を明記しています。

第3に学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等も考えて十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めることと学校の地域的意義を明らかにしています。これをきちんと守れば無理な統合は防げるとしています。

今回の手引きには保護者や地域住民との共通理解を得ながらとか行政が一方的に進める性格のものではなくて保護者の声を重視しつつ地域住民の十分な理解と協力を得るなど丁寧な議論を行う必要があると書かれていますが、本町の統廃合計画の進め方は今までの言われた教訓や原則が守られていないと指摘をしています。

この質問に対し下村文科大臣が答弁で丁寧さに欠けると認め、住民の理解と協力を得るように徹底していく考えを述べました。この国会質問について町長、教育長はどうお考えでしょうか、お答えをお願いいたします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては、教育長に答弁をいたさせますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

議員のご質問の中で文科大臣が身延町の統合計画の進め方について丁寧さに欠けると、住民の理解・協力を得るように徹底する考えを述べたという、今の議員さんのお話でございますけれども私もそれは解釈が違っていると思っております。

今年の3月27日開催の文部科学委員会において畑野衆議院議員の質問に対し下村大臣が答弁したものがございしますが、その会議録をそのままちょっと読ませていただきたいと思います。

今般策定した学校規模適正化・適正配置等に関する手引きにおきまして、学校が地域コミュニティの核として大きな役割を果たしていることに鑑み、学校規模の適正化などの具体的な検討にあたり保護者や地域住民の十分な理解と協力を得ることなど、地域と共にある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが重要である旨、明示しているところであります。

仮に市町村が学校規模適正化などに関する検討の際に地域の声を聞かず一方的に学校統合を決定するというのであれば、これは丁寧さに欠けるとも考えられますが、いずれにしてもどのようなプロセスで住民の理解や協力を得て、少子化に対応した活力ある学校づくりを進めるかどうかは基本的には設置者である市町村が主体的に判断すべき事柄であります。これが下村大臣の答弁であります。

前段は、学校規模の適正化・適正配置などに関する手引きの内容説明であり、結びにはどのようなプロセスで住民の理解や協力を得て少子化に対応した活力ある学校づくりを進めるべきかは基本的には設置者である市町村が主体的に判断すべき事柄であると締めくくっております。よって私は渡辺議員の解釈と反対になるわけですが、下村大臣は身延町の学校統合について支持をして肯定をした発言だと解釈をしております。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

立場によって、捉え方によってこんなに逆になるものなんですね。それはびっくりしましたけども、いずれにしてもその答弁、私ももちろん議事録を持っていますので分かりますけれどもやっぱり基本には住民の声を聞いたり、それから地域の方たちの声を聞いたり、まずその子どもたちや保護者の意見を聞いた丁寧な対応が求められる。その上でやり方は市町村のやり方をする。その前提が私は崩れているのではないかなというふうに思うんですね。それはこの畑野君枝議員もそこのところを言っているんだと思うんですよ。もちろん実情いろいろ、その町によって状況は違います。でもきちんと押さえなければならぬ基本というのかな、それは手引きに保護者や地域住民との共通理解を得ながらとか、行政が一方向的に進める性格のものではない。それから保護者の声を重視しつつ地域住民の十分な理解と協力を得るなど丁寧な議論を行う必要があると、前提にはこう言っているんですよ。これをした上でどういう方向になるのかというのはその市町村の判断、ただ前提にはこれをしなければならぬ。これが欠けているのではないかという国会の質問なんです。これについては、いかがなんでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今回の統合計画につきましては、何回も言っているんですけども振り返ってみれば平成20年に適正配置の答申をいただいて、またその答申をつくるときにも町民の代表、いろいろな各層、各界の方たちによる審議会でありまして、その答申を受けて始まった話でございます。教育委員会ではそれを受けて計画づくりを進めました。そして議員さんもご承知のように昨年の5月になりますけれども住民の説明会も行いましたし、またその後、各種団体、あるいは保護者の代表などからいろいろなご意見・要望、あるいは申し立て等もありました。それらをお聞きいたしました。その都度、文書で丁寧にお答えをして私どもの考えを述べさせていただいております。

したがいまして、われわれとすれば町民の声、あるいは保護者の声は十分に承っておりますので、その上でこの統合計画をつくってこれを推し進めようという結論に達したわけでございますので身延町のプロセスについては、私は間違っていないとこのように考えております。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

先ほど丁寧な議論を行う必要がある、これはこれで当然だと思うんですね。だけど今お答えは丁寧に文書を返したと。それが本当に丁寧な議論になるんでしょうか。もちろん22回の説明会、そこで出たいろんな住民の皆さんのご意見とかそういうものがありましたよね。そういうものに対して何か返してその中で議論をすとか、それから保護者の皆さんが不同意を出しましたよね。そのことに対してきちんとした対応が今までできていなかったから今いろんな問題が起きているのではないですか。最初のそういうやり方が今いろんな問題を私は起こしていると思うんですよ。そこのところの認識があまりにも違いすぎて、どう言ってもいいかわからないですけども、教育長は十分な議論がされたという見解ですけども、私はこの国会で言っている、本当に住民の皆さんとの丁寧な議論はされていない。これは文科大臣も指摘をしていましたよね。これが実態ではないでしょうか。そういうものが今まで曖昧にしてきて理解を得な

かったり、同意も得ていないからいろんな問題が出てきているということを私は思うんですけども、そのことに関しては教育長は、そういうものがちゃんとクリアされれば出てくるはずのないものが出てきている。そのことについては、どういうふうにお考えなんでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

先ほども申しましたけれどもいろんなご意見・要望はお聞きをしました。教育委員会ではそれらの内容を数回にわたり審議をいたしました。どのように進めるべきか、このまま進めるのかどうなのか、いろんな議論がございました。その中で教育委員会は責任を持って結論は出したわけでございます。したがって、私は議員さんがおっしゃるようなことではなかったと解釈をしております。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

ここはいくら言っても堂々巡りみたいな気がしますけども、例えば一番大事な子どもたちや保護者の思いそういうものをやっぱり、それは聞いたかも分らないです。でもそれを聞いたけれども予定どおりの計画でいくという。聞いただけではないですかね。22回の説明会も聞いたわけではないですかね。そういうことをやりましたという。なんの意見も、子どもたちの思いや親たちの思いも反映されていない。それって本当に丁寧な議論だと言えるのかどうか、ここは見解が違いますから。でも一般的にはそう解釈するのが普通だと。だから畑野議員もあまりにもひどいということで国会で質問したんです。ほかの国会議員もどうということだ、そんなことが起きているのか、あまりにもひどいと。全国的に見てもあまりにもひどいという話になったそうです。

そういう問題が含まれているこの統廃合計画なんだというところの自覚をもうちょっとしていただかないと、今までのやり方でよかった、本当にそれでよくて皆さんの合意が得られて協力も得られて、そうしたら今起きているいろんな問題は私は起きなかったと思うんですけども、それは見解の相違でお答えがいただけないので、一応教育長の質問はこれで終わりにしますけども、町長、先ほど教育長がというふうにおっしゃったけどもこの町の問題なんです。ずっと前から町長は、昨日の質問にも教育行政には関わらないとおっしゃったけども、この町の子どもたち、この町の学校のことなんです。最高責任者は町長です。国会でこういう質問があって文科大臣もこういうふうに答えている。このことに対してお答えしないというのは私どうかなというふう思うんですけども、誰が考えても最高責任者は町長で、俺には関係ないとおっしゃってもみんなそんなことを思っていない。そんなはずはないとみんな、多くの町民の方たちは思っています。そういう意味で、この質問に対して町長はどういうふうにお考えですかと言っただけです。別に責任とかなんとかではなくて町長はどうお考えですかと言っただけです。お答えください。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

議員さんのおっしゃることは私どもは教育に対して首長、あるいは政治家等々が意見を言っ

てそれをやることはいけないと。今回の改正でも今までどおりの権限は変わりはありません。そして教育委員会が出したことに對して、これは予算的にはどういうふうにするか、それでいいのか、そういう問題は私どもに権限がございます。したがって、私はそのことであるならばお答えはできますけれども、したがって教育委員会から出てきたものを皆さん方に提示をして、そして議会の皆さんが決定、最高機関である議会の皆さんが決定をしてください。誠に失礼な言い方かもしれませんが、議会で・・・。

○11番議員（渡辺文子君）

そんなことは聞いていません。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

私はこの国会質問に対してどうなのかと。お答えをお願いしますと言っているんです。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

私が決めることでもありませんので、いかにも私が決めることであるのでどうかと言っていますので、私はこのことについては議会とそれから教育委員会で、皆さんが最高決議機関で決めてくれたことに對して私はそれを支持していますとこういうことですので、お答えはしないということです。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

そうではなくて、こういう国会質問があって国会の中でこういう論議がされたらと。この町の最高責任者の町長としてどう思いますか。この質問に、答弁に對してどう思いますかということを通告しているんですよ。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

だから私は町で決めたことを、素晴らしいことを皆さんが決めてくれたんですから、そのことを私は支持しています。この国の言ったことについては私はお答えできません。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

いくら言っても堂々巡りで、ではこの質問に對してどう考えるかといっても答えられないということの結論でいいですね。町長にはお答えできないということで。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

られないということとお答えをする必要がないのとよく考えて検討してください。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

する必要がないのではなくて私が聞いているんです。どうお考えですかと聞いているんだから、する必要がないのではないんです。私の質問に答えてくださいと言っているんです。でもお答えができないようなので、もうこれ以上、時間を取ってももったいないのでそういうことで国会でも質問があって、この身延町が国会の中でこういう統廃合を進めているということが議論になっているということは、町民の皆さんにもきっと理解していただけるのではないかなというふうに思います。

次、2点目の質問にいきます。

27年の第1回定例会で採択された請願、6項目、請願項目がありましたけれどもそのうちの4項目が議会で採択をされました。この採択をされた項目について教育委員会は議会でということが採択をされたということで、議長名で文書もいって分かっていらっしゃると思うんですけども、これに対してどういう対応をされたのかということで1点目からお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

教育委員会の対応はというご質問でございますので、お答えをさせていただきます。

3月19日付けで議会議長様から送付をされました請願書を収受いたしました。その請願について、教育委員会で3月26日の定例会でございましたけれども審議をいたしました。この対応を話し合いました。その結果を4項目の請願要旨がございますので、それごとにお答えをさせていただきます。

まず中学校統廃準備委員会の保護者代表に小学校児童の保護者も加えることにつきましては準備委員会を設置する時点で組織構成員については合議、それから熟慮した結果、選任委嘱をしたものであること。すでに準備委員会を開催し協議が進んでいること。それから中学校の保護者代表の委員が小学校の保護者の意見・要望などを集約して発言、また会議の報告をしていること。それから統廃準備委員会だよりも回覧をしていること。今年度中に小学校統廃準備委員会を設置することなどに鑑みて、途中で小学校の保護者代表を委員として中学校準備委員会へ加えるということは考えないという結論でございます。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

途中で考えないということなんですけども、統廃準備委員会の中でもそういう議論があったということをお聞きしています。途中でなんでも本当に不安に思う小学生の親って来年からというふうに考えると、すごく不安に思っていますよね。そういう思いに応えるんだったら途中からとかなんとか最初に決めるときには私は不備だったというふうに思うんですよね。それでそういう要望があったり、議会でも議決をされているわけですから途中からでもなんでも加えて、その不安に思っている小学校の保護者の思いをきちんと捉えて反映すべきではないかなというふうに思います。委員会の中でもそういう声は、小学校の児童の声もぜひ保護者も入れて

ほしいという声があったということも聞いています。準備委員会の中でもそういう声があったことを聞いているんですけども、それでもなおかつ必要ないということで議会の請願も無視をした形で進めるというお考えなんでしょうか、これからも。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

無視という言葉が出ましたけれども無視はしておりません。請願を収受いたしまして、その内容を検討して先ほど述べたような考えに決したということでございます。

お話の中に出ましたように第1回の統合委員会で委員の中から、われわれは中学校の立場できているんだけど、やはり今、議員さんがおっしゃるように小学校の子ども、児童についてもいずれ中学校に入学をしていくわけでございます。したがって、小学校の保護者の意見を私どもが代弁をするというのはいろいろ難しいというようなこともございました。したがって先ほど言ったように各中学校では保護者が統一されているところもありますけれども別々なところもあります。また全然、別に動いているところもございます。それぞれの立場がありますので、それぞれの中学校の保護者会でそれぞれの対応をしていただいて、小学校の保護者会の意見も吸い上げてこの場でいろいろ述べてくださいというようなお話をさせていただきました。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

それって違うんじゃないですか。委員さんが、そういうことはあなたたちの責務でやってくださいとおっしゃったって、びっくりしたと言っていました。なぜ中学校の保護者が小学校の代表が出ていないからって小学校の保護者にそれを伝えなければいけないんでしょうか。その仕事は教育委員会の仕事ではないですか。どうしてそこまで保護者たちに責任を押し付けるんですか。お願いします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

それぞれの中学校の保護者会等の対応は4校で違いますけれども、ある地域においてはいろいろな統合にあたっての意思決定、あるいは要望等が小学校、中学校の保護者がいろいろな形で意思決定を同時にしていると。また協議も同時にされているという事実は承知しておりますので、ある地域においてはそのようなことでよろしいだろうというようなことの解釈でございます。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

ある地域ではなくて全体のことを言っているんですよね。連携していたって、このことについて会議を持つとかということは大変ではないですか、皆さん。それをなぜ教育委員会が自分たちの責任でやらないんですか。あなたたちの責務でやってくださいなんて、あまりにも無責

任ではないですか。私、びっくりしました。きちんとやっぱり、自分たちが何をしなければいけないのか。どこまでしなければいけないのかということ、なんか勘違いしていないでしょうか。それは要望どおり、採択どおり、今からでもやっぱり不安な思いをしている小学校の保護者の方たちの思いを受け止めるためにも、ぜひ委員会に加えていただきたいというふうに思います。2点目ですけれども、このことに関してはどうでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

2点目の統合準備委員会は原則公開とするというようなことがございましたけれども、これにつきましては昨日、松浦議員さんの質問にお答えをいたしておりますので、いかがでしょうか、割愛をさせていただきますけども。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

私、委員の人にも話を聞きました。委員会の中でもこういう議論も出ていたと。要望としてやっぱり公開にしてもらいたいと。そういう話も出ていたというふうにお聞きをしたんですけども、だれどもいつの間にか委員長と教育委員会で話をして保護者2名ずつ8名だけに限るということが決まってしまうと、その委員会の中での論議ですね、それってやっぱりみんなで決めないといけないんじゃないですかね。いろんな意見がある中で、そのために委員の皆さんに集まってもらったんじゃないですか。昨日の質問にもお答えしましたが、私はこういう委員の方からこういう声があったけども、論議もしないで公開もなくなってしまったと。おかしいという声をお聞きしています。このことについてはいかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今そのときの経過を確認いたしているところでございますけども、議事に入る前から事務局から2点の報告があったと。保護者の方々に情報提供をしなければならぬという観点から会長と協議をし、各中学校の保護者会などから2名に限り認めるということで本日から傍聴席を設けたことを説明しました。

それから会議録については出身母体、団体などに周知することは構わないが基本的には内部資料としていただくよう、また理由は発言者が容易に特定できるためにこのようなことをしたらどうだという話がありました。

それで質問でございますけれども昨日、課長からもお話をさせていただきましたが、これは準備委員会はまさに目的を持った準備委員会でございます。その委嘱をした委員の皆さまが自由闊達に意見を述べていただいて委員会としての意見をまとめて提言をしていただくということとあります。例えば内容が今後、審議していく中で中には個人の秘密に関わるようなこともあるかもしれないというようなことも配慮をいたしました。また第1回目については会長の選出等がありますので、これは傍聴はお断りをして委員の中で話し合ってくださいという方向で行いました。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

なんか委員会の中でそういう論議があったけれども、委員長と教育委員会でそういうふう
に決定したと。だから私さっき言っているように、委員会の中でそういうことは委員の皆さんが
決めることではないですか。それを委員長と教育委員会で決めてそういうふうにしてしまう。
私この件に関しては、昨日の一般質問でも同僚議員からありましたけども3月議会にも傍聴に
行って、前にも行って断られて、初回だからご遠慮くださいということで追い出されました。
次には議員のおっしゃるとおりになると思いますということだったので、また行きました。そ
うしたらまた追い出されました。今、自由闊達なおっしゃったけど、やっぱりいろんな問題
を原則公開と、公に開くということですよ。それは文書を出せばいいという問題ではなくて、
どういう論議をどういう中でしている、そういうものを私たちが見て聞いて、こういうふう
にやっているんだと。そこで皆さんが納得できるというふうに思うんですね。それをなんか制
限されると、何をやっているんだらうということが全然分からなくて、昨日の一般質問にもあ
りましたけども私たち議員は特に行政をチェックする機関ですよ。チェックも本当にできな
いですよ。本当に子どもたちや親、地域の方たちのために一生懸命やっているんだという姿
が私たちは見たいですよ。それが非公開というか、公開とおっしゃったけど、実際見られ
ないですから、傍聴できないですから、そうしたらそういうことをやっていたら、だから先
ほど言ったように畑野議員の国会質問ではないけども、住民と一緒に丁寧につくっていく
のではなくて、教育委員会がなんか公開というか傍聴をさせないで進めていくというふう
に思うんですけども、それはやっぱり公開をすべきものだということに思うんですけども。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

公開をしております。公開の方法は昨日、申しましたとおりです。今、議員さんは傍聴とい
うお話だと思うんですけども、先ほど言いましたように自由闊達な意見をもらうには、各委
員さんもそれぞれの立場で来ているわけです。町会議員さんであればいろいろそういうよ
うなことも経験をされておるでしょうが一般の方についてはやはりいろんな面があれば、それ
なりの言葉しか出てこないということも私どもは事務局として配慮をしたわけです。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

それは違うのではないですか。少なくともそういう大事なところに来る委員ですから、慣
れているとか慣れていないとかではなくて、きちんとすべきことは言うし、そういう場では
ないんですか、本来。それを、だけど議事録も私たち見られないですよ。その人たちだけ
のものにしてください、ほかには出さないでくださいといったら、では私たちは本当に分
からないではないですか。そういうやり方がおかしいのではないですかと私は言っているん
ですけども、これもまた平行線ということで、傍聴は今後も認めないということに理解して
よろしいですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

第2回のときに会長さんのご意向もありまして保護者の方、各校2名までですけども、会場の関係もありますけども、2名は傍聴していいですよというお話がしてあります。その後、変えていくつもりはありません。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

保護者がよくて、なぜ一般住民や私たちが駄目なんでしょうか。そこの違いというのを教えてください。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

保護者、今の中学校へ行っている生徒の保護者でございますので、一番その利害関係者と申しますか、一番の関心を持っている方たちでございます。その方たちがどのような内容で審議がされたのかということの確認をするのがこれは当然の話でございますので、そのようなことになったと思います。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

一番とか二番とかではなくて町民、関心を持っている人は持っています。議員だって毎回毎回こういう一般質問でやっているではないですか。これだけ大きな問題になっているものを一番関心ある保護者だけって、そういう考え方はおかしいですよ。やっぱり広く町民にこういうことを見てください、こういう論議をしていますって、そのほうが町民の理解を得られると思いますけども、もういいです。時間がないです。3番目をお願いします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

3つ目の内容でございますが、通学時の災害発生への対応が懸念をされる。誰がどのように責任を負うのか、明確にすることについてであります。

責任論については学校設置者の町、教育委員会、学校経営者である校長、またスクールバス運行業務受託者、また国や県道などの管理者など災害発生時においてはもとより通常時の事故などについても責任の所在は明らかにされると思います。そのことは別にいたしまして現在、教育委員会および統合準備委員会で検討・協議している事項は、町においてはスクールバス運行管理に関する全体的な管理規定や運行の手引きとなる規定などを整備すること。学校ではバス通学、自転車、徒歩通学など通学全体のルールづくりなど保護者からの要望や意見を考慮し検討しているところであります。通学に係る諸々の問題に対するマニュアルづくりを現在、進めているところです。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

なんか責任の所在がちょっと曖昧なんですけれども、下部地区とか中富地区からは遠距離になって、予想されている災害とかそういうことを親たちや子どもたち自身がすごく不安に思っているんですね。そういう思いがいっぱいある中でこの1中、身延中学校へということが決まった中で、多くの反対を押し切って決めた中でどういう責任が取れるのかなと。町としてはどうなのかなと。最後はやっぱり町だと私は思うんですけどね。

それでこの前、私、安協の総会に行ってきました。南部の警察署管内の。管内の交通事故で52号線が7割だということをお聞きしました。それほど危険な52号線を子どもたちを乗せたスクールバスが毎日往復をしなければいけないと。だから親たちも本当に心配な思いをして、とてもあんな遠くまでは通えないという声が多くなっていると思うんですね。それは説明会とか親たちの意見からも再三それは出ていたと思うんです。そこを押し切ってそういうふうにしたからには、なんかあったときには町の責任できちっと対処していただける。それを確認したいと思います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

当然の話でございます。学校の生徒が登校して帰るまで、自宅に着くまでは教育委員会、また学校の責任で対応することは当然でございます。教育委員会ということは町と考えていただいても結構だと思います。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

町がちゃんと責任を負うということで確認をしました。

次に4番目です。これをお願いします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

4番目の点でございますが、教育振興基本計画の早急な策定をということであります。

これにつきましては4月の定例教育委員会において本年9月を目途に身延町教育振興基本計画を策定することが確認をされ計画策定に向け、ただいま準備をしているところでございます。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

それは策定をされるということなんですけれども、これは前にも質問を私もしましたけれども、町長が主催する総合計画に関わる問題なんですけれども、やっぱりこの教育振興基本計画、大綱もつくりますけれども、具体的にこの計画というのは必要だというふうに思うからつくりますけれども、その委員ですよ、公募をしたり、前にも私、要望しましたけれども、教育界だけではなくていろんな人のご意見を聞きながらこの基本計画をつくっていただきたいということを要望し

ているんですけども、それについては検討をしていただけるような答弁だったと記憶をしているんですけども、これについてはきちっとその公募をしたり、いろんな人を加えたりしてきちっとしたものをつくるということで理解をしてよろしいですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

まず位置づけでございますけれども、先ほど委員さんがおっしゃりかけた、いわゆる総合教育会議の重要な事項の1つだと考えています。教育大綱をどのようにするのか。またこの基本計画はどのような位置になるのか。今後はっきり教育委員会、また町長と話し合っていられるものと思います。

教育基本計画をどのような方たちにというようなお話でございますが、実はまだそこまでは具体的に考えておりません。ですけれども、考えといたしましては先ほど言いましたように9月を目途にということが1つございます。公募をする期間等もどうなのかということ、それから第1には教育に一番関心があり、それぞれの立場で意見をいただける方がまず第1には必要だろうということです。公募については、ただいま事務局でいろんな案を考えておりますので、まだちょっとここでは申し上げられませんが考えているところでございます。事務局で作成をするように考えております。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

事務局で作成って。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

言葉足らずで申し訳ありません。原案を考えているということでございます。決定は教育委員会で行います。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

事務局で原案をつくったら、基本計画を策定する委員は必要ないということですか。公募も何もないではないですか、それでは。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

委員をです。先ほどの話の委員をどうするかということです。

事務局で作成を考えているということでございますので、その原案に基づいているような意見をいただくということでございます。そのときにはいろんな方からのご意見もいただくということでないと話が進んでいけないと思います。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

策定をするときに公募だの、いろんな委員さんの声を聞いて策定をするのではないですか。原案を事務局でつくったら、なんのための策定委員なんですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

基本計画でございますので、やはり町の今、置かれた立場、また今後の教育等はやはりこのような形というのがなければ話が進まないと思います。したがって原案を教育委員会の事務局で検討をして、それについてどうなのかご意見を拝聴していくということでございます。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

なんか本当にちゃんとしたものをつくる気があるのかなと私はちょっと今、不安なんですけども本当に振興基本計画ですよね。これによって具体的にどうするのかということきちっとやるわけで、なんか論議が中途半端だというふうに思いますので、これはまたあとで時間もないことですから論議をしていきたいと思います。

時間がないので、次の3点目ですね。小学校の準備委員会の委員選出について教育委員会の方針はということでお尋ねをいたします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

小学校統合準備委員会については今年の10月を目途に設置したいと考えております。久那土小学校、西島小学校の統合、原小学校、下山小学校、下部小学校の3校の統合については平成29年4月、大河内小学校、身延小学校については平成30年の4月の統合であり統合時期に1年の違いがあります。

小学校統合準備委員会は3校同時に設置したいと考えております。これは3小学校間で協議・調整を行う必要がある項目、それから町内3小学校で統一性を持って準備しなければならないもの、これらも予想されるからであります。

ご質問の準備委員会の委員選出についてであります。中学校の統合準備委員会の組織や構成を基本的に踏襲しようと考えておりますが、前段で申し上げたとおり一緒に協議しなければならない事項があること。統合する小学校の数が2校と3校で違うこと。また任期についても違うことなどを考慮すると、まったく同じというわけにはいかないとも考えております。これから事務局で素案をつくり、教育委員会へ諮り10月には委員の委嘱と第1回の統合準備委員会が開催できるように準備をしていきたいと思っております。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

昨日の同僚議員の中学校の統合準備委員会の質問の中でもありましたけれども、地域代表というものと有識者、最初は有識者地域代表というふうに私は理解していたんですけども、どうもなんか中途半端で本当に地域代表と有識者って別なもので、そうすると地域代表はいなく

なってしまう。これで小学校も住民代表ではなくて有識者ということでやるということであれば地域の人たちの声はどうすればいいんですかね。今言ったように地域代表ということはない、考えていなくて有識者、中学校と同じように有識者ということで考えているということで理解をとりあえずしていいんですか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

中学校の統合準備委員会の組織、委員構成を踏襲したいということでありまして。昨日お答えしたとおり地域住民の代表という解釈の部分もあると思っておりますが学識経験者、それから保護者、これも地域の住民の一員でもあります。それ以外の地域住民をということであれば今のところは考えていないということでありまして。

いずれにしても条件が違いますし任期なんかも違いますし、先ほど言った事情がありますのでそういう内容、組織構成についてはこれから練りますが、今のところはそういう考えであります。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

そこが中途半端なんですよ。有識者だけでもちょっとだけ地域代表ってそれはないでしょう。地域代表だったら地域代表ですよ。有識者であって地域代表。そのところはやっぱりしっかりしていただかないと、ちょっとだけ地域代表だなんて。では地域代表はどうするんですか。そして特に小学校というのは地域にある学校ですよ。本当に地域の声が必要だというふうに思うんですよ。そういう意味で中学校の準備委員会を踏襲するのではなくて、小学校は小学校で新たに、小学校の持つ意義だってありますからね。そのところを踏まえた上できちっとした委員を選ばないと、またいろいろゴタゴタするのではないかなというふうに思うんですけども。それはぜひ今後のことでお願いいたします。

4番目、区域外就学を求める保護者に対して教育委員会は個別の事案ごとに協議して判断すると回答しました。どういう基準で判断をするのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

保護者から就学すべき学校の指定変更の申し出があった場合、身延町立小中学校における就学すべき学校の指定変更に関する取扱要綱に基づき判断をしております。またご質問の区域外就学の許可願いがあった場合の判断基準は、今申し上げました就学すべき学校の指定変更に関する取扱要綱、これを準拠し判断をしているところであります。区域外就学や指定校を変更することができる要件としては身体的理由、年度途中の転居、教育的配慮が必要な場合、家庭の理由などがこの要綱に規定されております。身延町教育委員会ではこの要綱の規定に照らし合わせ、現在もこれからも個別の事案として判断をしていきます。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

個別の判断ということは、保護者がこぞって通学距離が延びたということでみんな申請するということは駄目だと。だけでも個別にそういう理由で、身体的にもとても耐えられないとか、前にも子どもたちの手紙を町長も、それから教育長も私たちももらいました。その中で本当に子どもたちがとても通えないと。私には無理だという思いがいっぱいありましたよね。そういうことを個別に無理ですよということで申請するということは、認めてもらえるということなんですか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

昨日の川口議員さんの質問の中で遠距離通学に反対のうんぬんという質問に対して区域外就学、要望書に対しての回答を朗読させていただきました。その中で区域外就学については学校教育法施行令第9条に定められております。この事務手続き、この法令に基づいて対処する事案であること。団体で申し出てそれが認められるとかそういう問題ではないですよという判断です。

それからこういう理由で個別に申し出たらどうですかということなんですが、まさしく個別にこういう理由で提出された案件について、市川三郷町の教育委員会また協議を受ける身延町の教育委員会が判断をするものであります。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろん学校教育法施行令第9条第1項ということで、区域外就学を希望する者はということでもありますよね。だから昨日の一般質問なんか聞きながら、今まで部活だとかいろんな家庭の事情だとかそういうことで区域外就学というのは認められてきましたよね。それは今回も十分、今後もそれは続くと。ただみんなこぞって出す、そういうものではないでしょうということで判断をしいいいということですか。そのところがちょっとよく分からないんですけども。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

冒頭でお答えしたとおりこの要綱に照らし合わせ、現在もこれからもということですので個別の事案として判断をしいいます。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

この通告にもあるんですけども、どういう基準で判断するのかといたら法令に照らし合わせてと、それだけですよね。では個人の事情とかそういうことをちゃんと伝えれば、それで判断をしいただけるということですか。理解していいですか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

お答えしたとおり取扱要綱に準拠し判断すると。それは今もやっていますし、これからもその基準に基づいて判断をするということでありませう。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

今、子どもたちや親たちは本当に苦しんで助けてくださいという、子どもも自分がこれからどうなるのか、どこへ行くのか分からない。そういう思いって本当に子どもたちにとって良い環境ではないと思うんですね。これは一刻も早くきちんとした対応をして解決していかないと子どもの一生にも関わることで大変な問題だというふうに私は思うんですね。この学校には行きたくなかったと子どもたちが言って学校生活を送るなんて私には耐えられないです。本当に希望する学校、そこに行かせて伸び伸びと勉強させてあげたい。その思いは同じだというふうに思うんですね。そういう意味で、これは早く決定をしなくてはいけない問題だと思いますので、ぜひそういうのがありましたらきちっと対応していただきたいと思います。

私、町長さん、町議員さんへということで統合についてということで子どもの手紙を預かってきました。これをぜひ読んでもらいたいということで申し付けておりますので読ませていただきます。

僕は統合について反対です。昨年の8月、下部小の児童として町長と語る会に出席させていただきましたが、そのとき町長の望月さんは統合をよかったものにしてほしいと語っていましたが僕はそう思うことはできません。

通学の費用や大人数になることへのギャップについて精神的にも辛くなると思われませう。それはどの学生においても変わりはないと思います。町長さんやそれに賛同した町議員の皆さんには再検討していただきたいと感じています。

今の身延町には子どもの人数が少ないため統合をしてしまえばより少なくなってしまうと思います。僕の周りには反対派が多いです。クラスのみならずは全員反対です。六郷も制限され身延も登校が大変です。せめてもう1つ中学を残してほしいと思ひました。

ですので、学生になったつもりで再検討していただけると幸いです。

ということなんですけども、やっぱりこれを書かざるを得なかった子どもたちの思いそれを考えると、これは子どもたちの思いをまず、子どもや保護者をまず考えて対処していただきたいことをお願いいたしまして私の一般質問を終わります。

○議長（河井淳君）

これで渡辺文子君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時20分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の7番、赤池朗君の一般質問を行います。

赤池朗君の発言を許します。

登壇してください。

赤池朗君。

○2番議員（赤池朗君）

通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに振り込め詐欺防止対策について伺います。

振り込め詐欺は電話やハガキなどの文書などで相手を騙し、金銭の振り込みを要求する犯罪行為です。詐欺事件の総称として2004年に警察庁が命名したもので面識のない不特定多数の者に対し電話、その他の通信手段を用いて対面することなく被害者を騙し被害者に現金などを交付させたりする特殊詐欺の一種です。

残念ながら高齢者を狙った振り込め詐欺が相次ぎ、被害が年々増加していることは皆さんも報道等によりご承知のことと思います。2014年12月2日の朝日新聞、デジタルニュースによりますと「振り込め詐欺過去最悪 被害総額293億円を超えています」との記事が載っていました。この記事によりますと振り込め詐欺による被害額が昨年1月から10月までで約293億9千万円にのぼり過去最悪だった10年前、2004年の年間分、約283億8千万円を超えたことが警察庁のまとめで分かりました。

振り込め詐欺を含む特殊詐欺全体の被害額も過去最悪ペースで増えており、警察庁は大金を送ったり、知らない人に手渡したりするのはやめとと呼びかけています。これにギャンブル必勝法情報提供名目詐欺などを加えた特殊詐欺全体の被害は9,952件、約453億2千万円です。それぞれ前年同期より1,031件、約67億7千万円増えました。

現金の交付方法では指定口座に振り込ませる方法が3,789件。自宅などを訪ねて手渡しさせるのが3,757件。郵便などで送らせる送付型が2,305件。送付型が前年同期の1.7倍近くに増えているという状況の記事です。これらの被害に遭われるほとんどが高齢者の方です。これを少しでも減らすための町としての取り組みが必要ではないかと思われま

す。そこで本町の6月1日現在の世帯数は5,845世帯ですが、本町の75歳以上の高齢者のいる世帯数と本町における近年の振り込め詐欺による被害状況と被害額は、どのくらいあったのかをお答え願います。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それではお答えいたします。

本町における75歳以上の高齢者のいる世帯は6月1日現在、2,777世帯でございます。また近年の被害状況と被害額については南部署に問い合わせたところ、被害額は捜査上の関係から回答はもらえませんでした。被害状況、件数については平成24年度が2件、平成25年度が1件、平成26年度が0件という状況でございます。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

ただいまの説明のように本町では平成24年度2件、25年度1件、昨年につきましては被害がなかったという報告であります。本町の総世帯数の半分の世帯ですね、先ほど申しまし

たが5, 845世帯のうちの高齢者のいる世帯数が2, 770世帯ということで約半分の世帯がその被害に遭われる可能性があることとなります。そして被害が本町では減少しているとはいえ被害を今まで被っていたのは事実であります。ただ、本町としても何も対策を取っていなかったわけではないですが、今まで町ではどのような振り込め詐欺等に対する防止対策を実施してきたのかを説明を願います。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

町の防止対策としましては、防災無線や回覧による啓蒙活動を行っております。防災無線の呼びかけについては平成26年度に15回、回覧については昨年8月に山梨県からのお知らせ版による安全・安心まちづくり通信を利用して全町に振り込め詐欺防止対策の回覧を配布するなどの防止策を行っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

ただいまの答弁で、防災無線や回覧等の啓蒙活動を行っているというお答えがありました。たしかに行政無線等でたびたび私たちも耳にしていると思います。そういう中でほとんどの方が私は大丈夫だと思っているのではないのでしょうか。そういう中で町のさまざまな対策に対して効果があったと思いますが、先ほども述べましたように振り込め詐欺はだんだん巧妙化かつ複雑化しているのは承知のことと思います。

振り込め詐欺の手口は一本の電話からだといわれています。そこで私なりに何か良い防止策はないかと調べたところ、振り込め詐欺を防止する機能を備えた電話機や電話機に対策機能が付いた機器を取り付けて防ぐという方法がありました。この電話機は振り込め詐欺対策機能が付いた電話機で知らない番号からかかってきた通話を自動的に録音する。さらに相手に名前を名乗らせて声を聞いてから電話に出ることができる。また番号を通知しない非通知設定の電話にはつながらないなど振り込め詐欺、オレオレ詐欺、迷惑電話などの被害を未然に防ぐ機能を備えているわけです。他の自治体では試験的に詐欺を防止する機能を備えた電話機や電話機に対策機能が付いた機器の貸し出しが行われるところもありました。実際、東京都では都内に住んでいる人を対象に機器の貸し出し制度もあるそうです。その効果の一例として警視庁犯罪防止対策本部によりますと千葉市の方の例なんです。電話での勧誘が切っても切ってもしつこくかかってきていたのに今は100%ありませんと話しております。

対策本部では犯人が電話の入口で犯行を断念するのが狙いです。この装置には録音チップが挿入されていて犯人の声紋分析や音声データの蓄積ができます。これが犯人検挙の捜査の活用役に役立つ武器になりますといっています。

またテレビの報道では全国3県188軒の家庭でその効果を試してみてもらったところ悪質な電話が10分の1に減り、装置を付けたお宅での被害はまったくなかったそうです。

望月町長の提唱する安心・安全な暮らしやすいまちづくりのために本町では先ほど答弁があったように被害は少なくなり、昨年は0件でありましたが被害のないことはもちろんですが迷惑電話等も防止できる、これらの機器を被害を未然に防ぐための防止対策として、ただいま

説明したような対応機器があるので、要望に応じて高齢者のいる世帯に対して防止用の機器の貸し出しや購入の補助等を検討・導入してほしいんですが、どのように考えているのかご答弁ください。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

防止策用の対応機器については以前、山梨県警の甲府および大月警察署管内で試験的に設置したことがあるとの話は聞いております。しかし現在のところ県内の各警察署管内および市町村において防止策対応機器の貸し出しや補助金制度を実施しているところはないことから本町での被害状況等の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

ただいまの答弁では現在のところ、県内での機器の貸し出しや補助金制度を行っている市町村はないという答弁でしたが、こういうことは前例がないという私にしてみるとちょっと消極的な答弁であると思いました。以前、皆さんも記憶にあるかと思いますが国会で「京」というスーパーコンピューターがあるわけですが、その導入に際しまして蓮舫議員の発言で「世界で1番のコンピューターでなければいけないんでしょうか。2番目ではいけないんでしょうか」という発言がありました。しかしこの振り込め詐欺の対策に対しては、県内でまだそういうところがないということではなく山梨県で一番最初ではいけないんでしょうか。何も2番目以降である必要はないと思います。ぜひ1番目で導入していただきたいと思います。町民の被害をなくして安心して住める町にするために町でできることは積極的に取り組んでいくよう求めて振り込め詐欺防止対策についての質問を終わります。

次に町営バスの運行について質問します。

現在、本町には町の公共交通機関として北部には町営バス、新早川橋・鯉沢線と中富南線、古閑甲斐岩間線、そしてデマンド交通バスがあります。交通弱者のために重要な足になっていることは承知のことと思います。これらの運行につきましても町民の要望を受け担当部署である政策室や総務産業建設常任委員会等で検討しながら少しずつ改善しているところです。

これまでにデマンド交通バスにつきましては今までの運行エリア等の見直しを行い、今まで運行エリア外であった地区でも利用できるようになりました。町営バスについては従来、発着地から到着地までの往復運行だったのを循環コースとして左回りコース、右回りコースに変更しまして便利に利用することができるようになりました。しかしまだまだ利用者のニーズに対して満足のいく状態ではないと思います。

現在、中富地区を運行するバス路線は新早川橋・鯉沢線と中富南線がありますが町営バス中富線の運行経路を簡単に説明してください。また以前は甲斐岩間駅へ行く町営バスがありましたが今はなくなっています。どうして甲斐岩間駅を経由しなくなったのか、その経緯を説明してください。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

まず、町営バスの現在の運行経路はという形でご質問にお答えしたいと思います。

現在の町営バスにつきましては今、議員がおっしゃいましたとおり新早川橋から鯉沢へ行く線、そして古関から甲斐岩間へ行く線、そして中富南線ということでこの3つの路線を運行しております。

経路でございますが、新早川橋鯉沢線につきましては飯富ふれあいセンターから主に国道52号を利用いたしまして八日市場集落、役場本庁、西嶋地内経由で山梨交通鯉沢営業所まで5往復を行っております。

古関・甲斐岩間線につきましては古関から久那土駅経由、甲斐岩間駅間を3往復と古関から甲斐岩間駅、西嶋、役場、飯富、下部温泉経由で古関までの循環線左回り2便とその逆の右回り1便を運行しております。

中富南線につきましては朝1便としまして西嶋神社から役場本庁舎までの間を運行。そして2便につきましては役場本庁舎から左回りで久成、曙、飯富を巡回しています。また3便から5便につきましては右回りで飯富、曙、久成を巡回しております。

そして甲斐岩間駅へ行く町営バスが以前あったが今はなくなっている。経由しなくなった理由というご質問でございますが、合併前に旧中富町内でありましたのは下田原線という名称で下田原地内から大塩等を経由して甲斐岩間駅まで運行をしておりました。合併後につきましては、上田原線という名称に変更いたしまして上田原地内から大塩、和紙の里経由で甲斐岩間駅へ運行をしておりました。その後、車両の老朽化、そして平成21年10月1日からは中富地区内に乗り合いタクシーの運行を始めたという経過で、この路線の廃止をさせていただいたという状況でございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

ただいまの答弁でも分かりますように中富地区の住民が利用できるJR甲斐岩間駅、波高島駅を経由する経路は、辛うじて西嶋地区の住民が利用できる古関・甲斐岩間線の甲斐岩間駅経由が1本あるだけです。中富地区にはJRの駅が1つもなく駅に行くのに不便を感じている住民もいます。そして現在、バスの運行時刻と経路が通学に可能なJRの甲斐岩間駅、波高島駅の停車時刻に合うがありません。このような状況の中、高校生を持つ保護者のほとんどは最寄りの駅や直接、学校までの送り迎えを余儀なくされているという状況であります。これらの学校の始業時間に間に合う各駅の停車時刻は甲斐岩間駅では甲府行きが7時13分。7時33分。富士方面駅が7時32分。波高島駅では甲府方面行きが6時49分。7時8分。富士方面行きが6時25分。7時51分だと思われます。

少子高齢化がどんどん進む中、町としても少しでも保護者や住民の負担を減らし住みよいまちづくりにするのが努めであると思います。運行経路の変更や時間調整によることにより町に大きな負担が生じることはないと考えています。また以前、同僚議員より新早川橋・鯉沢線が鯉沢山交バス停止まりになっているので、それも鯉沢口駅までに行っていないという発言もありました。実際、鯉沢口駅までは行っていません。それも含めまして高校生や町民が通学や通勤に利用できるようなコースの設定と運行時刻を再検討していただいて、通学時間等に間に合

うように変更してほしいのですが答弁を求めます。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

町は新早川橋・鰻沢線の利用者の皆さんから甲斐岩間駅経由、それから鰻沢口駅までという要望をいただいております。本町では創生事業の先行型ということで公共交通ネットワーク事業を今、進めております。今後より利便性の高い運行コースの検討、そしてJRおよび他町の運行バス等との接続について調整をしてみたいと考えております。皆さまのご意見を参考に利便性が向上できるよう総体的に検討をしていく予定でございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

前向きな答弁ありがとうございます。こういう場所柄ですからなかなか特に高齢者、また自動車の免許等を持っていない人につきましては、公共交通機関というのは非常に大事だと思います。これからも町民のニーズに応えられるよう対応を期待して次の質問に入ります。

スポーツ振興について質問します。

平成23年第3回定例会で同僚議員の身延いちいち運動の質問に対して、町長は町民誰もが一人一スポーツを楽しむ中で体の健康を維持し特にスポーツ、芸術、文化は人々に感動や生きる喜びをもたらす豊かな人生を送る上で大きな原動力となる。健康で生きがいのある人生を過ごしていただきたいことを目的に体育協会等の協力を得ながら健康づくり、体力づくりを目指して事業を推進してまいりましたと答弁しております。まさにそのとおりだと思います。現在、町内でも多くの町民がスポーツにいそしんでいます。

ちなみに最近、特に優秀な成績を収めているのが野球やソフトボールなどです。ここで近年の成績を述べてみたいと思います。

野球は平成26年山梨県市町村対抗軟式野球大会で第3位。平成27年山梨県市町村対抗軟式野球大会第3位。

ソフトボールにつきましては、平成24年山梨県市町村対抗ソフトボール大会準優勝。山梨県体育まつり成年男子ソフトボール競技優勝。平成25年山梨県体育まつり成年女子ソフトボール競技優勝。

その他の団体としましては、身延町体育協会陸上部は平成26年山梨県スポーツレクリエーションまつりにおいて優秀な成績を収めています。

また学校体育競技においては本町スポーツ少年団出身者による活躍も目覚ましいものがあり、身延高校ソフトボール部は毎年、全国高等学校総合大会に山梨県代表として出場しており、身延高校カヌー部は近年力をつけ、平成26年関東高等学校カヌー選手権カヌー競技で優勝しております。また下部中学校空手道部は平成26年山梨県中学校空手選手権大会出場。身延中学校柔道部におきましては、平成26年山梨県中学校柔道選手権大会団体優勝という輝かしい成績を残しております。これらのことは広報等でご覧になっていると思いますが、町民の一人としても大変うれしく喜ばしいことだと思っております。

そこでスポーツの活動拠点となっている本町の町民に開放されている体育施設、グラウンド

や体育館等がありますが、その設置状況とその利用状況はどうなっているのか答弁を願います。

○議長（河井淳君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

お答えいたします。

町では生涯にわたってスポーツを楽しむ生きがいづくりや健康づくり、また住民相互の交流に活かすため町民一人一スポーツを掲げて各種事業の実施、また施設の提供を行っております。町が管理する町民の皆さまに利用していただける施設およびその平成26年度の利用回数、利用人数等、利用状況についてお答えいたします。

まずグラウンドですが下部町民運動場、甲南スポーツ広場、古閑、静川、下山、豊岡の6カ所および町内小中学校のグラウンドが11カ所で延べ1,105回、2万2,360人の利用がありました。体育館については下部町民体育館、身延町民体育館、古閑、静川、豊岡、旧身延北小体育館の6カ所および町内小中学校の体育館が11カ所で延べ1,892回、3万8,957人。テニスコートは甲南スポーツ広場、身延町民テニスコートの2カ所で206回、2,604人の利用がありました。下山野球場につきましては236回、5,480人。弓道場は身延と下部の2カ所で208回、2,080人。身延武道館は140回、2,404人。遅沢スポーツ広場のグラウンドゴルフ場は212回、2,061人。ターゲットバードゴルフ場とパークゴルフ場を合わせまして1,198回、4,039人の利用がありました。

このほか勤労青年センターグラウンドが73回、1,800人。体育館につきましては121回、1,815人。八木沢の山村スポーツ広場は15回、296人。ほか三沢川河川ふれあい広場のゲートボール場、下部リバーサイドパークのゲートボール場、テニスコート、市之瀬の屋内ゲートボール場の各施設を利用していただくことができます。

施設を利用する方は町民一スポーツを実践している町体育協会加盟の各専門部、スポーツ少年団、一般町民の皆さま、各種団体、また町外からの利用もごさいます。この中で遅沢スポーツ広場につきましては、平成23年度より管理者を常駐させることによって現地での直接の利用申し込みができるようになりました。そのことによって利用者の利便性も増し町内外を問わず大勢の皆さまに一スポーツを楽しんでいただいております。また総合文化会館の芝生広場につきましてはグラウンドゴルフ場として開放し健康づくり、地域住民の交流の場として利用をいただいております。

平成26年度の利用者数は全体で延べ8万3,896人であり、その利用料収入は106万750円となっております。

以上です。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

ただいま丁寧に説明がありましたように多くの施設が町にあるわけですがその施設を多くの町民が利用しているわけですが、その中で利用率の低い施設もあると思いますがそれはどこにあるのでしょうか。またそのような施設について、今後利用促進という意味でどういう考えを持っているのか答弁を求めます。

○議長（河井淳君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

平成26年度において先ほどの施設の中で利用が少ない施設がございます。利用が少ない施設の特徴としましては、定期的に利用する団体がない施設につきましては利用が少なくなっております。具体的な施設ですが下部のリバーサイドパークのゲートボール場、ここにおきましては従来体育協会のゲートボール部が定期的に大会、また練習等を行っていたわけですが部員の高齢化等によりその活動は縮小傾向にあります。また豊岡のグラウンド、体育館、静川のグラウンドにつきましては利用が少ない状況であります。

これらの施設の利用促進につきましては、社会体育施設としての利用には限界があると思われまので、今後関係課とも協議する中で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

せっかくの施設ですので利用率が低い施設に対しましても利用促進という意味で今後、検討していただきたいと思います。

施設等に対する利用者からの要望は当然把握していることと思いますが要望等、そして修理・補修等に対してどのように対応しているのか答弁を願います。

○議長（河井淳君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

お答えいたします。

施設等の修繕に関する要望につきましては、利用者が使用する上で不都合が生じた場合はその都度、報告をいただけるようお願いをしています。また管理者自らが管理する上で改修等の必要を把握する場合もあり、報告を受けた要望につきましてはその状況を速やかに確認し緊急性等を判断した上で修繕を行っております。

現在までに修繕等の要望を把握しているものは下部地区の施設で7件、中富地区の施設5件、身延地区の施設の3件の合わせて15件を把握しております。

修繕等の種別につきましては大別して施設、機械、器具、設備、環境整備に区分されるかと思えます。

生涯学習課が所管しますリバーサイドパークの運営費、体育施設費、勤労青年センター管理費における平成26年度の修繕費の内訳を申し上げます。

施設の修繕について3件、16万5,780円。機械の修繕10件、53万9,607円。器具の修繕5件、10万5,352円。設備修繕15件、132万8,369円の合わせて33件、213万9,108円を修繕費と執行しましたが、このうち利用者からの要望によるものは10件となっております。

このほか環境整備については管理する施設のうち13カ所の草刈り等維持管理運営等委託料として498万6,418円を執行しました。平成27年度においては、先ほどの把握しております15件のうち5件につきましては対応済みですが、他の要望箇所等を含めて町民一ス

ポーツ、この推進の大前提であります安心して利用できる安全な施設を提供することを目標として不具合が発生した場合には早期に対応できるよう施設の維持管理に努め、これまで以上に町民の皆さまに一スポーツの機会を提供できるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

町としまして、町民に安心して利用できる安全な施設を提供するということを目標として施設の維持管理に努め、これまで以上に町民の皆さまに一スポーツの機会を提供できるように取り組んでまいりますという答弁がありました。管理者が安全な施設を提供ということは基本的なことですが、安全な施設を利用するために私たち町民として行政に任せっきりでなく私たち利用者が自ら実践できることはないでしょうか。利用する側に町として要望することはありますか、答弁をお願いします。

○議長（河井淳君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

施設の利用に際しましては使用後にはグラウンド整備、コート整備、床の清掃等をお願いしております。これらを徹底していただくことにより良好な状態を保ち、施設を利用することができますと考えております。また施設、設備、器具等を破損させた場合、異常に気が付いた場合も連絡をいただくことをお願いしております。異常を放置することなく速やかに連絡していただくことが安全な施設提供につながるかと思っておりますので施設利用上の注意事項を順守していただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

利用者の要望が点検等により維持管理されているのは理解できましたが、その中で夜間照明については私も確認しているところですが、甲南グラウンドと勤労センターグラウンドのライトが一部切れております。実際に利用していた人たちが暗くて危ない。特に球技ですね、野球、ソフト等で使うとボールがよく見えなくて体に当たってケガをしても困るという声を聞いています。今まさにこのシーズン、ナイタースポーツが盛んな時期であり、多くの利用者があるわけですが安全に楽しく使用できるよう把握・修繕していただきたいものですが、これらの修繕計画は当然、計画を立てて実施していると思っておりますがどのようになっているのか説明してください。

○議長（河井淳君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

ご質問の甲南グラウンドと勤労青年センターの照明設備の件ですが議員おっしゃるとおり現在、照明の球が切れているものがあります。これは昨年度、またそれ以前から利用者からも報告を受け、こちらのほうで現地の状況を確認しているところであります。

照明灯の取り替えをする場合ですが高所作業車を使用しての作業となります。この関係でこの費用を考えますと1灯切れたからといってすぐに取り替えるわけにもいかない状況であります。ある程度といいましても、暗くて危険だというまで放っておくことはできませんので甲南グラウンドにつきましては、照明の支障となっております木の伐採等も含めまして近々に対処させていただきたいと思っております。

また勤労センターにつきましては、指定管理者であります身延町観光振興協議会と費用負担等についての協議を進めまして、なるべく早期に改善できるよう対応したいと考えます。

以上です。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

今、修繕計画につきまして答弁していただきましたが、また利用者の安全ということも考えまして、できるだけ早く対応していただきたいと思っております。また答弁にありましたようにただ闇雲にすぐ修理するというだけでもありませんけども、どうしても経費がかかります。そのへんも考慮しながらの早急な対応をお願いしたいと思っております。

さて今年の5月に行われました一般男子市町村対抗軟式野球大会が行われました。そのとき第3位という優秀な成績を収めたわけですが、そのときに私も観戦を兼ねて応援に行っていました。そのときはユニフォームに「身延町」という文字が入っていました。現在、山梨県市町村対抗ソフトボール大会が実施されていまして明日また試合の予定があります。この6月6日に行われた試合を応援に行ったところ、ちょっと残念だと思ったのがまずうちのチームはどこかなということを探してしまいました。それはなぜかと言いますと先ほど申しました野球チームのように身延町のロゴが入ったユニフォームではなくて、クラブチーム主体の町のチームであったがためにクラブチームのユニフォームを着ていたということでした。せっかく町の代表として優勝も狙おうとしているチームのユニフォームがこんなことでいいんでしょうか。どこのチームが分からないようでは困ったなと本当に思いました。メンバーを見ても優秀な有力な選手がいっぱいいます。上位にいけばいくほど新聞等の報道でその姿が出てくるわけですが、そういう場で身延町をアピールするいいチャンスだと思います。この大会には間に合わないと思いますが、身延町の名前が入ったユニフォームを着てぜひプレーしていただきたいのは私だけでしょうか。ぜひソフトボールチーム用のユニフォームを町で作成してください。

結びになりますが、昨日の山日新聞にありましたように「県内のスポーツ振興へ 県の議連設立」という記事がありました。県民のスポーツの意識、啓発、競技力向上、競技施設の整備など積極的な取り組みが必要だと記事には書かれています。まさに本町でもそのとおりだと思います。町民一人ひとりがスポーツを楽しむ中で体の健康を維持し、豊かな人生を送る上で大きな原動力となり、生きがいある人生を過ごせるよう健康な体づくりを目指して事業をさらに推進していくよう要望して私の質問を終わります。

○議長（河井淳君）

これで赤池朗君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前 11時05分

再開 午後 1時00分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第3 委員長報告を行います。

議案第70号および議案第72号は予算審査特別委員会に付託しましたので、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、福與三郎君。

○予算審査特別委員長（福與三郎君）

ただいま議長より指示がございましたので、報告をいたします。

報告に先立ちまして、報告書に誤記入がございましたので訂正をお願いします。

一番うしろのページになります。身延町議会会議規則第76条とありますけれども77条の間違いでございますので訂正をお願いいたします。

それでは報告をいたします。

（以下、予算審査特別委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（河井淳君）

以上で予算審査特別委員長の報告が終わりました。

次に委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑がないので質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

福與委員長は自席にお戻りください。

引き続き、委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第70号 平成27年度身延町一般会計補正予算（第2号）の歳出10款教育費、3項中学校費について反対討論をいたします。

12節役務費180万9千円の計上は4中学校を1つにするためのゴミ処理の予算ということです。4中学校を1つにする議決はされていますが、一般質問でも指摘をしましたが子どもたちや保護者の皆さんが悩み、苦しみ、地域の皆さんも辛い思いをしている中でこの予算に賛成することができません。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

賛成討論を行います。

昨年12月定例会におきまして、後期統合計画に基づく小中学校設置条例の議決がなされました。来年4月から中学校1校に向けてそれぞれ準備をしなければ4月に間に合わないわけでございます。それぞれの議決に基づく諸準備をするためと理解をしますので賛成討論といたします。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

ほかに討論がないので討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第70号 平成27年度身延町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

議案第70号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

引き続き議案第72号 平成27年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

議案第72号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に請願第2号は教育厚生常任委員会に付託しましたので、委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、芦澤健拓君。

○教育厚生常任委員長（芦澤健拓君）

教育厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（河井淳君）

以上で教育厚生常任委員長の報告が終わりました。

次に委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

芦澤委員長は自席にお戻りください。

引き続き委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論ありませんので、これで討論を終わります。

討論なしと認めます。

請願第2号の請願書については教育厚生常任委員会に付託され、本件に対する委員長報告は継続審査となりました。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第2号の請願書は教育厚生常任委員会委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(身延町税条例及び身延町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

以上の2議案は条例の改正案でありますので、一括して議題とします。

報告第1号および報告第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

深澤君。

○1番議員(深澤勝君)

報告第1号について、ご質問をいたします。

税条例の一部改正でございますが、この条文の中に個人番号と法人番号という字句が何カ所か出てきます。個人番号については、マイナンバー制度に基づく個人番号であるというふう理解をいたしますけれども、法人番号というのはすでに賦課されている番号なのか、これから賦課するという制度のものなのか、そのへんがまったく理解しておりませんので、それともしこれからということであれば担当の窓口はどこになるのか、どういう手続きをするのか、そのへんも含めてよろしくお願いをいたします。

○議長(河井淳君)

税務課長。

○税務課長(村野浩人君)

法人番号につきましては、マイナンバー制度と一緒に改正であります。国税庁長官が法人に対して法人番号を賦課することになっています。

○議長(河井淳君)

あと窓口がどこかという質問は。

○税務課長(村野浩人君)

国税庁になっております。

○議長(河井淳君)

深澤君。

○1番議員(深澤勝君)

マイナンバー制度もそれなりの国の制度ですからそういう格好になっていると思いますけども、国税庁であっても町として対応するところというのはないのかなという感じがするわけで

すが、例えば今から法人の方々がこの制度について承知しているのかどうか心配なんです。その周知というか申請する場合、どこか役場のところで相談する窓口というのはあるのかなのか、そのへんを聞きたいんです。

○議長（河井淳君）

税務課長。

○税務課長（村野浩人君）

税の窓口としてはうちになりますが、制度自体のものに関しては政策室になると思います。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

引き続き報告第1号および報告第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例及び身延町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）について反対討論をいたします。

この改正はマイナンバー制度の施行に伴うものです。日本年金機構は今年1日、年金の個人情報管理しているシステムがウイルスメールによる不正アクセスを受け加入者の氏名や年金番号など約125万件にのぼる個人情報が流出したと発表しました。公的年金の個人情報の大量流出は公的機関の個人情報管理の脆弱性と絶対安全などないことを示していて10月に番号通知を開始するマイナンバー制度の前提が崩れていることを浮き彫りにしています。

マイナンバー制度は今回、流出した年金情報を含む社会保障と税などの膨大な個人情報を行政が一元的に把握、活用するもので10月から番号通知、来年1月から利用を始める計画です。税金や社会保険料などの徴収強化と社会保障などの給付抑制を狙うものである上にひとたび流出すればはかり知れない被害を招く致命的欠陥制度です。実施は中止・撤回し個人情報の分散管理と徹底した個人情報保護対策こそ必要だと考え、この条例には反対をいたします。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

ただいま反対討論がございましたけども、私のほうからは賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずこの番号制度は、より公平な社会保障制度の税制の基盤として制度設計されています。個人や世帯の状況などに応じて真に手を差し伸べるべき者に給付を充実させるなど、政府は番号制度によって社会保障をこれまで以上にきめ細やかに、かつ的確に行うことを目指しております。

ただいまの同僚議員の反対討論ではプライバシーの守り方についての疑問によるものと思いますが、これは当然なことであると私も思っております。番号制度の導入に伴い、個人情報の

監視、個人情報の流出や不正利用といった懸念が国民にはこの年金制度の問題でも多数出ております。しかし調査・確認の結果、こうした国民の懸念を払拭するためマイナンバーを使うこととなる行政機関や民間企業を監督する独立性の高い機関も個人情報保護委員会が新たに設けられると思います。こうすることで、ぜひ当局におかれましても担当する人の教育をしっかりと、どうか「ほうれんそう」をしっかりと、これまでないようことは開けないとそういうことも含めて教育をしていただきまして、番号法では正当な理由なくマイナンバーを含む個人情報の収集、保管、データベースの作成、提供することを禁止しており罰則も引き上げられているということでございますので私は賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

ないようなので、これで討論を終わります。

これから報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例及び身延町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、報告第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、報告第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度身延町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

報告第3号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

この補正予算の対象になっている林道富士見山線の崩落現場を現地視察させていただきました。非常に驚きました。しかもこれは昨年5月7日に法面が崩落し、その後工事が3月28日にモルタルの吹き付けが完了。4月10日にガードレールの設置完了という、その後に4月19日に法面がまた大きく崩落し現状のようになっているという説明を受けました。

こういう災害については当然、工事をしなければいけないという決まりになっているんだろうと思いますけども、この工事が非常に難航するのではないかなという感じと、それからこの

林道富士見山線というものがもともとは国のほうで予算づけがされて県が工事をして今現在は町のほうの管理になっているということで、そういう理解でいいと思うんですけども林道富士見山線とそれから下部から南部まで延びている三石山線と、この大きな林道が2つありまして今後非常にこの管理に金がかかるんじゃないかという懸念があります。それから聞くところによりますと、この林道富士見山線の現在の崩落箇所の延長であります鰍沢方面への利用頻度というのはそれほど多くないというふうに聞いておりますけども、これはもうどうしてもこの工事をしなければいけないのか。あるいは今後、林道富士見山線と林道三石山線という2つの林道を町がどうしても管理をしていかなければならないのか、移管されたものをお返しするというわけにはいかないのか、その点についてお伺いします。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

まずはじめに、林道富士見山線についてお答えいたします。

今、議員さんがおっしゃったとおり昨年からのいわゆる2回の崩落によって現状は今の状態になっているということでございます。林道富士見山線につきましては唯一、旧鰍沢、富士川町から身延、早川まで抜ける生活林道ということで今、町が管理をしている道路であります。たしかに利用頻度は今、崩落しているところは少ないわけでございますけども、身延町においては町有バスも通るような林道でございますし、その必要性は大であります。したがって今現在の状態で崩落したままでもってあの施設を放置しておくわけにはいきませんので、やはり災害復旧の、国の補助をもらいながら復旧を考えております。

それによりまして、本来の復旧であれば前のモルタル吹き付けのようなものであれば非常に構造物が弱いので、今回のこの補正によって大きな補強をして、もう少し安全な、もっと安全な林道にするということですので今回の補正をお願いしたところでございます。

あともう1つ、ご指摘の三石山林道、それから富士見山林道についての今後、経費がかなりかかるんじゃないかというご質問ですけども、それについてはやはりできるだけ安全な林道にするための維持管理をやはり町がしていかなければ、地域に密着にしたところは町でございますので、林道をやはり活用していただくためにも安全な管理をしていきたいと考えております。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

私が今言っていることは非常に荒っぽい話で、そんなことができるわけがないというのが一方にありながらの質問でございますけども、この林道を今後守っていくということで、どれだけのメリットがあるのかなということを見ると、あまりそのへんは分からないんじゃないかなということがあると思うんですけども、実際この林道の崩落現場を復旧するにはおおよそどのくらいの予算がかかるというふうに見積もっておられますか。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

今その関係の地質調査、設計業務を業者さんをお願いしているわけでございますけども、県の専門員にも見ていただいた中では、やはり1億円以上の経費がかかるではないかというよう

に試算しております。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

先日の産業課長のご説明の中でたしか県からの補助金が88.4%、およそ9割くらいは補助がいただけるというふうな話だったと思いますけども、今後の例えばこういうことが再発した場合にやはり同じような扱いになるのでしょうか。

○議長（河井淳君）

産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

私の説明が、もしかしたら数字が間違っていたかもしれませんが88.2%でございます。これはあくまでも災害ということの補助率でございますので、通常の維持の関係であれば補助事業というものではありません。町が単独でやる維持ということになります。あくまでも災害で落ちたということで、災害でもいろいろ激甚とか普通の災害では補助率が違いますので今回の場合には一番最初に落ちたところが激甚ということで88.2%という補助率をいただくということですので、その状況によっては補助がつかない工事もあります。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

引き続き報告第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので討論なしと認めます。

これから報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度身延町一般会計補正予算（第1号））を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、報告第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7 報告第4号 平成26年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第8 報告第5号 平成26年度身延町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第9 報告第6号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

以上の3議案は報告案でありますので、一括して議題とします。

報告第4号、報告第5号および報告第6号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

報告第4号、報告第5号および報告第6号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでありますので終結とします。

日程第10 議案第69号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第69号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

引き続き議案第69号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので討論なしと認めます。

これから議案第69号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11 議案第71号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第12 議案第73号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第13 議案第74号 平成27年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第14 議案第75号 平成27年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)

以上の4議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

議案第71号、議案第73号から議案第75号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

引き続き議案第71号、議案第73号から議案第75号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので討論なしと認めます。

これから議案第71号 平成27年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第73号 平成27年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第74号 平成27年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第75号 平成27年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第16 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第17 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

この議題については質疑・討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第2号、諮問第3号および諮問第4号については質疑と討論を省略します。

これから諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任と意見を付することに決定

しました。

これから諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任と意見を付することに決定しました。

これから諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任と意見を付することに決定しました。

日程第18 発委第2号 身延町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第19 発委第3号 身延町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

以上の2案件は規則の改正でありますので、一括して議題とします。

この議題については委員会提出案件でありますので、質疑・討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって発委第2号および発委第3号については、質疑と討論を省略します。

これから発委第2号 身延町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

お諮りします。

発委第2号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって発委第2号 身延町議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決することに決定しました。

これから発委第3号 身延町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを採決します。

お諮りします。

発委第3号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって発委第3号 身延町議会傍聴規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 2 0 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第 2 1 教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査及び継続審査申出書について

日程第 2 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第 2 3 議会広報編集委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上、委員会の閉会中の継続調査および継続審査の件を議題とします。

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集委員長から会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査および継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査および継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査および継続審査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

平成 2 7 年第 2 回身延町議会定例会の閉会にあたり、一言お礼のあいさつを申し上げさせていただきます。

本定例会は 6 月 9 日開会から今日までの 4 日間、河井議長さんのもと真摯にご審議をいただき私も提案させていただきました専決処分の承認、繰越明許や補正予算などの議決、さらには人事案件の同意など合計 1 6 件をそれぞれ承認、ご議決、ご同意をいただいたことに対し心から敬意と感謝を申し上げるところでございます。ありがとうございました。

なお 7 名の議員さんから行政に対する思いを一般質問の中でそれぞれ熱く語っていただきました。皆さんからいただいた叱咤激励は肝に銘じて町行政に生かしてまいりますことを申し上げます。

今まさに梅雨の真っ只中であります。議員の皆さんには健康には十分ご留意をいただき住みよい身延町づくりになお一層のご尽力をいただきますことをお願いをし、お礼のあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長(河井淳君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第 7 条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期 4 日間、議員各位には慎重に審議をしていただき無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝を申し上げます。

「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」を全国に誇れる町にするために全町民が知恵を出し合い同じ目標に向かって進んでいけますよう、議会と町が一丸となって課題に取り組んでまいりたいと思っております。

町長をはじめ執行部の皆さまには今後ご協力を賜りますようお願い申し上げ、平成27年第2回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長(中村京子君)

相互にあいさつを交わします。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午後 1時45分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長中村京子が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上